

(様式①)

事業計画書目次

[建築局]

10款1項1目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和3年度		令和2年度		増△減(3-2)		38の政策	新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債		
1	建築技能訓練校補助金	1,033	1,033	1,114	1,114	△ 81	△ 81		
2	建築局研修費	632	632	736	736	△ 104	△ 104		
3	建築諸費	20,000	19,992	32,947	32,939	△ 12,947	△ 12,947		
4	中高層相談調整事業	1,888	1,888	1,892	1,892	△ 4	△ 4	○	
5	企画調査費	8,248	8,248	9,164	9,164	△ 916	△ 916	○	
6	ブロック塀等改善事業	136,133	72,633	172,583	96,000	△ 36,450	△ 23,367	○	
7	木造住宅耐震事業	115,735	54,882	129,736	62,927	△ 14,001	△ 8,045	○	
8	マンション耐震事業	198,443	89,921	376,737	171,688	△ 178,294	△ 81,767	○	
9	特定建築物耐震事業	456,901	131,817	337,461	167,441	119,440	△ 35,624	○	
10	民間建築物アスベスト対策事業	10,000	3,800	12,500	5,050	△ 2,500	△ 1,250		
11	建築防災行政費	4,753	4,753	5,281	5,281	△ 528	△ 528		
12	急傾斜地崩壊対策事業	225,090	225,090	220,940	220,940	4,150	4,150		
13	崖地防災対策事業	232,963	127,263	128,925	87,625	104,038	39,638	○	○
14	大規模盛土造成地滑動崩落防止事業	62,134	41,515	65,392	33,092	△ 3,258	8,423	○	
15	宅地造成状況調査費	1,714	1,714	8,010	8,010	△ 6,296	△ 6,296	○	
16	建築審査会・開発審査会事業	3,775	3,775	3,523	3,523	252	252		
17	建築開発法務支援事業	1,102	1,102	1,182	1,182	△ 80	△ 80		
18	違反是正指導事業	82,465	30,788	89,752	34,209	△ 7,287	△ 3,421		

事業計画書目次

[建築局]

10款1項1目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和3年度		令和2年度		増△減(3-2)		38 の 政策	新規・ 拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債		
19	建築指導行政運営費	134,740	△ 16,480	146,320	△ 2,329	△ 11,580	△ 14,151		
20	狭あい道路拡幅整備事業	949,924	771,896	1,056,561	872,480	△ 106,637	△ 100,584	○	
21	建築確認関連システム運用事業	14,004	8,220	15,428	10,523	△ 1,424	△ 2,303		
22	建築計画概要書等WEB閲覧システム構築・データ整理事業	100,000	100,000	0	0	100,000	100,000		○
23	既存建築物安全推進事業	95,346	75,246	95,567	88,907	△ 221	△ 13,661	○	○
24	CASBEE横浜・長期優良住宅等普及促進事業	7,266	△ 10,631	7,745	△ 9,935	△ 479	△ 696	○	
25	宅地指導行政運営費	31,702	△ 10,328	29,857	△ 14,766	1,845	4,438		
26	横浜市住宅供給公社共済組合負担金	26,602	26,602	27,134	27,134	△ 532	△ 532		
27	営繕積算システム運用事業	13,963	0	13,812	0	151	0		
28	設備管理費	16,817	16,817	16,430	16,430	387	387		
29	公共建築物諸費	23,054	23,000	43,063	42,194	△ 20,009	△ 19,194		
30	建築物省エネルギー化推進事業	772	772	772	772	0	0	○	
31	建設関連産業活性化支援事業	3,000	2,750	3,240	2,990	△ 240	△ 240	○	
-	職員人件費	4,583,951	4,583,951	4,657,416	4,657,416	△ 73,465	△ 73,465		
	計	7,564,150	6,392,661	7,711,220	6,634,629	△ 147,070	△ 241,968		

（様式②-1） 令和3年度事業計画書（局・統括本部）

[建築局 総務課]

事業名
10款 1項 1目
建築技能訓練校補助金

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-1 1
令和2年度 事業評価書 番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	1,033	0					1,033
補助事業		補助率	%				
単独事業							
令和2年度	1,114						1,114
増△減	△ 81	0	0	0	0	0	△ 81

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	1,168	1,141	1,114
算 市債+一般財源	1,168	1,141	1,114
決 事業費	1,060	1,060	1,114
算 市債+一般財源	1,060	1,060	1,114

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	1,087	1,087
算 市債+一般財源	1,087	1,087

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【 事業の目的・必要性及び令和3年度実施内容 】

建築技能者の養成と技術水準の向上を図ることを目的とします。
自身で製図、設計、施工まで行うことができる人材の確保につながるため、
現場を監督できる優秀な人材を育てることにつながり、必要な事業となります。

【 令和3年度実施内容と期待される効果 】

市内の建築技能職業訓練校に対し、
職業訓練に必要な経費のうち、国、県と共同して、
①職業訓練指導員及び講師謝金に要する経費の一部
②建物借上、維持及び機械器具の購入費の一部
③教科書教材購入費の一部
④管理運営費及びその他市長が認める経費の一部
について補助を行います。
これにより、建築技能者の養成と技術水準の向上を図ることができると期待されます。

【 実績及び今後見込み 】

	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	R2見込	R3見込
横浜地区建築職業訓練協会	43	37	32	34	30	32	23	29
	1,411	1,249	1,114	1,168	1,060	1,114	871	1,033

【 事業費の内訳 】

- 補助金交付基準
(1) 1校あたり 250,000円 (2) 訓練生一人あたり 27,000円
- 交付対象訓練校
(1) 職業訓練法人 横浜地区建築職業訓練協会 所在地：横浜市保土ヶ谷区星川3-5-11 昭和33年7月1日設立

【 事業スケジュール 】

- 令和3年5月 補助金交付決定通知送付および第1四半期補助金支出
- 令和3年7月 第2四半期補助金支出
- 令和3年10月 第3四半期補助金支出
- 令和4年1月 第4四半期補助金支出
- 令和4年3月 補助金額確定通知書送付

【 事業開始年度 】

昭和39年度より補助開始

【 根拠法令 】

横浜建築技能共同職業訓練費補助金交付要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	庶務係
	小島 寿也	堀内 久一	藤川 穂香

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 総務課]

10 款 1 項 1 目	事業名
建築局研修費	

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	○
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度事業評価書番号	2
令和2年度事業評価書番号	2

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	632	0					632
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	736						736
増△減	△ 104	0	0	0	0	0	△ 104

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	737	737	737
算 市債+一般財源	737	737	737
決 事業費	604	536	821
算 市債+一般財源	604	536	821

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	712	712
算 市債+一般財源	712	712

方針の確認/決裁
有 () 無 (○)

【事業の目的・必要性】

- 人権啓発研修
研修を通じて自らの内面と向き合い、様々な人の視点に立ったものの見方を理解し、日常業務の中に生かしていく。
- 職場研修 (各種研修)
局人材育成ビジョンを踏まえ、業務に即した専門知識の習得、技術力の維持・承継、公務員としての資質向上を目指す。また、建築局が定める資格の受験費用を助成することにより、局職員の人材育成及びキャリアアップにつなげる。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

実施内容は以下に記載。期待される効果は上記【事業の目的・必要性】に記載のとおり。

- 人権啓発研修
 - 責任職研修: 責任職が数グループにわかれ、主体的にグループ研修を行う。また、年に2回全体での研修を実施する。
 - 職員研修: 人権啓発講演会及び課長等による職場研修を実施する。
 - 食肉市場関係者との交流を通じた研修: 食肉市場関係者との相互理解を深めるため、交流会を実施する。
 - 派遣研修・県外研修: 市民局人権課から出席要請のある研修に職員が参加する。
 - 5局共催企業人権啓発講演会: 港湾局・環境創造局・道路局・都市整備局・建築局の5局共催で、横浜市政に関わりのある企業等を対象とした講演会を開催し、人権問題について正しい理解と認識を深めてもらう。講演会の幹事は5局が持ち回りで担当する。(令和3年度は都市整備局が幹事を務める。)
- 職場研修 (各種研修)
内部職員による実務研修、建築局職員としての基礎的知識や考え方を習得する新採用・配置換の職員向けの研修等

【実績及び今後見込み】

人権啓発研修や職場研修 (各種研修) を通じて職員の人材育成を図り、市民サービス向上につなげていく。

●令和元年度の開催実績

- 人権啓発研修
 - 責任職研修
全体研修: 年4回開催 (8月及び11月 各2回)
グループ研修: 年間のべ95回開催
 - 職員研修: 年3回開催 (9月)
 - 食肉市場関係者との交流 (7月)
- 職場研修 (各種研修)
 - 技術研修、新採用・異動者向け研修: 年間のべ114回開催
 - 資格取得費用助成: 3件

【事業費の内訳】

	R2年度	R3年度	差 引	説 明
人権啓発研修等の開催	661	557	△ 104	・5局共催人権啓発講演会の経費を減算したことによる減
資格取得費用助成	75	75	0	
合 計	736	632	△ 104	

【事業スケジュール】

- 人権啓発研修
 - 責任職研修: 8月及び11月頃
 - 職員研修: 9月頃
 - 食肉市場関係者との交流: 7月頃
 - 派遣研修等: 出席要請ごと随時
 - 5局共催企業人権啓発講演会: 12月頃
- 職場研修 (各種)
 - 技術研修、新採用・異動者向け研修: 随時
 - 資格取得支援: 随時

【事業開始年度】

- 人権啓発研修については、平成2年の依命通達のとおり、更に、強化されている。
- 局人材育成ビジョンの改定 (平成25年3月) により、人材育成の目標を明らかにしてさらに研修を展開している。

【根拠法令】

地方公務員法第39条1項・2項、横浜市職員研修規程、横浜市人権啓発研修推進要綱、横浜市建築局職員資格取得助成金交付要綱

【根拠とするデータ等】

定量的なデータが困難な理由: 職員の人材育成の成果や人権意識については、人の内面的なものであり、定量的に表すことはできないため。

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 小島 寿也	係長 森 亜希子	係長 藤本 博
--------------------	-------------	-------------	------------

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 総務課]

事業名
10 款 1 項 1 目
建築諸費

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-1 3
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	その他		市債	一般財源
令和3年度	20,000	0		8			19,992
補助事業		補助率	%				
令和2年度	32,947			8			32,939
増△減	△ 12,947	0	0	0	0	0	△ 12,947

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	41,477	33,086	32,947
算 市債+一般財源	41,467	33,086	33,039
決 事業費	19,713	20,550	19,340
算 市債+一般財源	19,584	20,550	19,340

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	29,599	29,569
算 市債+一般財源	29,591	29,561

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

書類保管のための倉庫借上等、建築局全体の事務的経費として、局全体に係る経費を支出する。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

書類保管のための倉庫借上等、建築局全体の事務的経費として、局全体に係る経費を支出する。

- (1) 局内の人事、文書、予算及び決算に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 局の危機管理に関すること。
- (4) 他の部、課の主管に属しないこと。

局全体の金額調整弁としての役割が期待できる。

【事業費の内訳】

(単位：千円)

	令和3年度	令和2年度	差引	説明
会計年度任用職員経費	2,905	2,940	△ 35	賃金・通勤費用の減
倉庫借上	3,764	3,764	0	
その他事務費	13,331	26,243	△ 12,912	庶務デスク運用による減
合計	20,000	33,049	△ 13,049	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	庶務係
	小島 寿也	堀内 久一	藤川 穂香

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 情報相談課]

事業名	
10 款 1 項 1 目	中高層相談調整事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	1,888	0					1,888
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	1,892						1,892
増△減	△4	0	0	0	0	0	△4

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算 事業費	2,443	2,325	2,170
市債+一般財源	2,443	2,325	2,170
決算 事業費	1,551	2,282	1,808
市債+一般財源	1,551	2,282	1,808

歳出	令和4年度	令和5年度
予算 事業費	1,888	1,888
市債+一般財源	1,888	1,888

方針の確認/決裁
有 () () 無 ()

【事業の目的・必要性】

中高層建築物の建築及び開発事業（大規模共同住宅）について、建築主及び開発事業者が周辺住民への説明等の事前手続きを行い、紛争の未然防止を図り、良好な住環境を保全する。紛争発生時にはあっせん及び調停等により、紛争調整を図る。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

実施内容： 中高層建築物等の建築及び開発事業（大規模共同住宅）に関する①中高層相談調整業務、②周辺住民との紛争調整、③専門家助言制度
期待される効果：良好な近隣関係を保持し、併せて安全で快適な住環境の保全及び形成が図られること及び地域の特性に応じた良好な都市環境の形成が図られること

【実績及び今後見込み】

① 中高層相談調整業務 (件)

	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
中高層建 標識設置届	297	348	302	296	350	350	350
築物条例 近隣説明等報告書	273	297	286	266	300	300	300
開発調整条例 (大規模共同住宅)	5	11	10	5	12	12	12

② 紛争調整業務

あっせん件数及び結果 (件数は条例外あっせん含む。)

	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
実施件数 (回)	1 (1)	3 (3)	7 (9)	0 (0)	10 (15)	10 (15)	10 (15)
和解※	0	3	4	0	7	7	7
不調	1	0	3	0	3	3	3
その他	0	0	0	0	0	0	0

調停件数及び結果 (件)

	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
実施件数 (回)	3 (5)	5 (6)	4 (9)	2 (3)	5 (10)	5 (10)	5 (10)
和解※	0	2	2	2	3	3	3
不調	3	3	2	0	2	2	2
その他	0	0	0	0	0	0	0

※「和解」は一部和解を含む

③ 専門家助言制度 (件)

	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
専門家派遣件数 (回)	3 (3)	9 (9)	5 (5)	4 (4)	9 (9)	9 (9)	9 (9)

【事業スケジュール】

通年

【事業開始年度】

昭和48年度

(横浜市建築紛争調整委員制度発足：昭和48年度、調停委員同席あっせん：平成18年度、専門家助言制度：平成23年度)

【根拠法令】

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例(平成5年度施行)

横浜市開発事業の調整等に関する条例(平成16年度施行)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	石井 保	伊藤 伸	井出 佳代子

(様式②-1)

令和3年度事業計画書(局・統括本部)

Table with columns for building department, business name, and budget items like '10款 1項 1目' and '企画調査費'.

Table for '特記事項' (Special Notes) with rows for '中期計画-38の政策' and '新規・拡充'.

Table for '中期計画-38の政策' (Medium-term plan - Policy 38) with columns for '政策番号' (Policy No.) and '主な施策番号' (Main Measure No.).

Table for '令和2年度事業評価書番号' (Fiscal Year 2020 Business Evaluation Book No.) with '10-1-1 2'.

(単位:千円)

Main budget table with columns for '区分' (Category), '金額' (Amount), and '財源内訳' (Source Breakdown) including '国' (National), '県' (Prefecture), '市債' (Municipal Bonds), and '一般財源' (General Funds).

Table for '歳出' (Expenditure) comparing '平成29年度', '平成30年度', and '令和元年度' for '事業費' (Business Expenses) and '市債+一般財源' (Municipal Bonds + General Funds).

Table for '歳出' (Expenditure) comparing '令和4年度' and '令和5年度' for '事業費' and '市債+一般財源'.

方針の確認/決裁 有 () (無)

【事業の目的・必要性】

市民ニーズや社会情勢の変化に対応するため、建築行政全般における新規施策の立案及び既存施策改善のための総合調整や、土地利用の規制・誘導施策の実施、検証・再構築等を実施します。

根拠・データ等

下記【根拠法令】【根拠とするデータ等】のとおり

【令和3年度実施内容と期待される効果】

(1) 戦略的な土地利用誘導の実施

土地利用総合調整会議等により、土地利用計画の初期段階で事業者との協議を行い、周辺環境と調和を図りながら、地域特性に応じた土地利用を誘導します。

また、都市計画や建築制限など土地利用規制の見直しの検討を進め、都市環境の変化に対応したまちづくりに繋がります。

(2) 民間建築物への木材利用の促進

民間建築物への木材利用方針の策定や利用促進に繋がる制度検討、木材のメリットや意義を広く周知するための情報発信や普及啓発等を行い、健康や環境に配慮した住まい・建築物の普及を促進します。

(3) 新たな施策立案など

人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化に対応するため、新たな制度や取組の企画・立案等を行います。

【実績及び今後見込み】

土地利用の調整

Table showing 'R1年度実績' (R1 Actual), 'R2年度見込み' (R2 Forecast), and 'R3年度見込み' (R3 Forecast) for '土地利用総合調整会議' and '工業集積地域事前届出'.

【事業費の内訳】

(単位:千円)

Table for '事業費の内訳' (Breakdown of Business Expenses) with columns for 'R2年度', 'R3年度', '差引' (Difference), and '説明' (Explanation).

【事業スケジュール】

(1) 戦略的な土地利用誘導の実施

随時対応

(2) 民間建築物の木材利用の促進

Timeline table for '民間建築物の木材利用の促進' from April to March, including '庁内調整', 'パブコメ', '方針策定', and '制度改正'.

【事業開始年度】

平成17年度

【根拠法令】

- 横浜市土地利用総合調整会議要綱
横浜市における工業集積地域に所在する土地の取引に係る事前手続に関する要綱
横浜市における公共建築物における木材の利用の促進に関する方針
横浜市環境管理計画
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)

【根拠とするデータ等】

- 横浜市将来人口推計
住宅・土地統計調査(総務省)
建築確認データ
データで見る横浜市の経済
横浜市都市計画基礎調査
国勢調査(総務省)
開発許可データ
義務教育人口推計

Table for '課長' (Chief of Office) and '係長' (Chief of Section) with names '曾根 進' and '石川 久美子'.

本資料は、公正・適正に作成しました。

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 建築防災課]

事業名		
10 款	1 項	1 目
ブロック塀等改善事業		

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
34	2

令和2年度 事業評価書 番号	3
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	136,133	63,500				0	72,633
補助事業	132,000	63,500					68,500
単独事業	4,133	補助率 1/2・1/3					4,133
令和2年度	172,583	76,583	0			0	96,000
増△減	△ 36,450	△ 13,083	0		0	0	△ 23,367

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 算	0	111,000	182,000
決 算	0	111,000	146,000
事業費	0	39,455	38,002
市債+一般財源	0	39,455	22,808

歳出	令和4年度	令和5年度
予 算	136,133	136,133
決 算	72,633	73,633
事業費		
市債+一般財源		

方針の確認/決裁
有 () 無 (○)

【事業の目的・必要性及び令和3年度実施内容】

平成30年6月の大阪府北部における地震では、ブロック塀等の倒壊が原因で人命に関わる被害が発生しました。このことを受け、地震発生時における歩行者への被害を防止する観点から、市内全域でコンクリートブロック塀等の改善工事費の一部を補助します。

【制度の概要】

1	補助対象者	所有者・管理者	
2	補助対象	範囲	市内全域の次に面する高さ1m以上の危険な疑いのあるブロック塀等 ・道路法による道路 ・建築基準法第42条に規定する道路及び同法第43条第2項に基づく空地等
		材質	ブロック塀、コンクリート製の塀、石積塀、万年塀 その他これらに類する塀及び門柱
3	補助額	除却	次のいずれか低い額 ・対象工事費に9/10を乗じた額 ・対象となる塀の長さ 9,000円/m
		新設	次のいずれか低い額 ・対象工事費に1/2を乗じた額 ・対象となる 軽量なフェンス等の長さ 37,000円/m (既存の基礎を使用する場合は18,000円/m)
		※除却とセットでの申請のみ	次のいずれか低い額 ・対象工事費に1/2を乗じた額 ・対象となる生垣の長さ3,000円/mを乗じて得た額
		<上限> 除却と新設を合わせて30万円以内	

【実績の推移・今後見込み】

項目	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
調査件数 (件)	408 ※	261	500	500	500
補助件数 (件)	199 ※	123	750	475	475

※予備費での対応分を除く。

【事業費の内訳】

項目	令和3年度	令和2年度	増減	説明
補助金	95,000	150,000	△ 55,000	ブロック塀等改善工事への補助 (@200千円×475件)
委託料	37,000	18,450	18,550	
補助要件適合調査				現地調査 ()
状況調査				未実施個所の状況調査 ()
現状把握調査				緊急交通路沿道の現状把握調査 ()
広告作成				周知啓発のための広告作成
役務費	2,000	4,000	△ 2,000	広報誌掲載、電車広告等
使用料及び賃借料	83	83	0	業者説明会の開催
需用費	2,050	50	2,000	普及啓発ポスター等製作、説明会資料、パンフレット等
合計	136,133	172,583	△ 36,450	

【事業スケジュール】

平成30年10月～

【事業開始年度】

平成30年度 (3定補正)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	加藤 暢一	岩崎 雄二郎	松波 千寿

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[建築局 建築防災課]

事業名		
10 款	1 項	1 目
木造住宅耐震事業		

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
34	2

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-14
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県		市債	一般財源
令和3年度	115,735	50,898	9,955			54,882
補助事業	111,377	50,898	9,955			50,524
単独事業	4,358	補助率 %				4,358
令和2年度	129,736	56,454	10,355			62,927
増△減	△ 14,001	△ 5,556	△ 400	0	0	△ 8,045

歳出		平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算	事業費	281,022	261,817	154,074
算	市債+一般財源	136,133	130,786	78,514
決算	事業費	182,492	111,822	49,838
算	市債+一般財源	80,785	53,387	14,271

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	115,735	115,735
算	市債+一般財源	54,882	54,882

方針の確認/決裁
有 () ・無 ()

【事業の目的・必要性及び令和3年度実施内容】

災害に強いまちづくりを目指し、昭和56年5月末日以前(耐震基準が強化される以前)に建築確認を得て着工された木造住宅を対象に、耐震診断や耐震改修工事費用の補助を実施し、耐震化を促進する。また、平成27年度末に策定した「横浜市耐震改修促進計画」に定める耐震化目標の達成に向けて耐震化を図る。

■令和3年度実施内容

- 木造住宅耐震診断士派遣事業
昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工された木造住宅(貸家・空家を含む)を対象に、市長が認定した耐震診断士を無料(貸家・空家については費用負担あり)で派遣する。診断の結果、「倒壊する可能性がある又は高い」と判定された住宅を対象に、訪問相談員を無料で派遣し、診断結果の説明や改修計画の概要及び概算費用の提示を行う。
- 木造住宅耐震改修等促進事業
耐震診断の結果、「倒壊する可能性がある又は高い」と判定された木造の個人住宅を対象に、耐震改修工事費用又は除却工事費用を補助する。
さらに、建替え等を促進するため空家の除却に要する費用の補助や、エコリノベーション補助制度など、本市住宅施策関連事業と連携し、市内の木造住宅等の耐震化を促進する。
- 防災ベッド等設置推進事業
昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工された木造住宅に居住する方で、様々な理由で耐震改修できない場合に、生命を守る措置として、防災ベッド又は耐震シェルターを設置する費用等を補助する。
木造住宅の耐震改修と合わせて効果的な広報を行い、制度の利用促進を図る。
- 耐震事業運営費
耐震改修促進計画等に定めた減災対策推進のため、耐震化等防災に関する啓発等を強化する。

【実績推移・今後見込み】

	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
木造住宅耐震診断件数	560	248	176	400	400	400
木造住宅耐震改修等補助件数	66	75	25	40	40	40
住宅除却補助件数	-	-	6	128	80	80
防災ベッド等補助件数	10	3	2	15	10	10

【事業費の内訳】

事業名	3年度	2年度	差△引	説明
木造住宅耐震診断士派遣事業	28,967	32,910	△ 3,943	・耐震診断(個人住宅) ×370件 = (空家・貸家) ×30件 = (費用負担有) ・訪問相談 ×200件 = 他 (うち国費1/2)
木造住宅耐震改修等促進事業	75,030	80,819	△ 5,789	・耐震改修等補助金 【耐震改修】 課税世帯 @1,000千円×30件 = 30,000千円 非課税世帯 @1,400千円×10件 = 14,000千円 【除却】 課税世帯 @ 200千円×28件 = 5,600千円 非課税世帯 @ 400千円×52件 = 20,800千円 他 (うち国費1/2他)

防災ベッド等設置推進事業	2,000	3,500	△ 1,500	・防災ベッド補助金 @100千円×5件 = 500千円 (うち国費1/2) ・耐震シェルター補助金 @300千円×5件 = 1,500千円
耐震事業運営費	9,738	12,507	△ 2,769	・広報誌掲載 ・事業用DMの発送等 6,880千円 (うち国費1/2) 他
合計	115,735	129,736	△ 14,001	
国	50,898	56,454	△ 5,556	
県	9,955	10,355	△ 400	
その他	0	0	0	
一般	54,882	62,927	△ 8,045	

【 事業スケジュール 】

平成28年度 (～令和3年度 (予定) 横浜市耐震改修促進計画で住宅の耐震化率95%)
平成25年度 (～令和4年度 横浜市地域防災戦略で住宅の耐震化率95%)

【 事業開始年度 】

木造住宅耐震診断士派遣事業 平成7年度
木造住宅耐震改修等促進事業 平成11年度 (住宅除却補助事業 令和元年度)
防災ベッド等設置推進事業 平成20年度

【 根拠法令 】

- (1) 全体
 - 建築物の耐震改修の促進に関する法律
 - 横浜市耐震改修促進計画
- (2) 木造住宅耐震診断士派遣事業
 - 横浜市木造住宅耐震診断事業実施要綱
 - 横浜市木造住宅訪問相談事業実施要綱
- (3) 木造住宅耐震改修等促進事業
 - 横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱
 - 横浜市住宅除却補助事業に関する補助金交付要綱
- (4) 防災ベッド等設置推進事業
 - 横浜市防災ベッド等設置推進補助事業要綱

【 根拠とするデータ等 】

平成30年住宅・土地統計調査

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	加藤 暢一	大野 紘平	小池 新

(建築 局 - 7)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[建築局 建築防災課]

事業名		
10 款	1 項	1 目
マンション耐震事業		

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
34	2
34	6

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-14
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	198,443	101,116	7,406			89,921	
補助事業	191,614	101,116	7,406			83,092	
単独事業	6,829	補助率 %				6,829	
令和2年度	376,737	184,094	20,955			171,688	
増△減	△ 178,294	△ 82,978	△ 13,549	0	0	△ 81,767	

歳出		平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算	事業費	474,094	453,173	351,898
決算	市債+一般財源	238,348	212,946	163,675
決算	事業費	318,864	285,874	206,089
決算	市債+一般財源	146,160	117,290	98,568

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	372,800	372,800
決算	市債+一般財源	177,963	177,963

方針の確認/決裁
有 () ・無 ()

【事業の目的・必要性及び令和3年度実施内容】

災害に強いまちづくりを目指し、「横浜市耐震改修促進計画」に定めた目標の達成に向け、昭和56年5月末日以前(耐震基準が強化される以前)に建築確認を得て着工された分譲マンションを対象に、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事等にかかる費用の補助を行い、耐震化の促進を図る。

特に、耐震診断を義務付けた重要な道路に面するマンションについては、地震発生時に主要な幹線道路の閉塞を防ぎ、円滑な応急・救急活動を行うため、一層の耐震化促進を図らなければならない。30年度末時点で耐震診断を義務付けたマンションの診断が完了し、今後は耐震化に向けて設計・工事の実施を促す支援に重点をおいて推進していく必要がある。

■令和3年度実施内容

①耐震診断費補助等

昭和56年5月末日以前に建築確認を得て着工された分譲マンションを対象に、耐震診断にかかる費用を補助する。耐震診断を義務付けた分譲マンション(約100棟)について、耐震改修設計や耐震改修工事を計画的に進め、着実に耐震化を実現していくことを目的として、建築士等の専門家団体と連携し、改修計画案や概算工事費用の提示など、管理組合等の合意形成を円滑に進めていくための支援を行う。また、耐震診断義務付け対象以外の分譲マンションに対しては、訪問相談員を無料で派遣し、耐震診断や改修に向けた支援を行う。

②耐震改修設計費補助

耐震診断の結果、耐震性が不足していると判断された分譲マンションを対象に、耐震改修設計にかかる費用を補助する。

③耐震改修工事費補助

耐震診断の結果、耐震性が不足していると判断された分譲マンションを対象に、耐震改修設計の内容に基づき行う耐震改修工事にかかる費用を補助する。

【実績の推移・今後見込み】

事業名	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
耐震診断件数	24	6	7	7	6	6
耐震改修設計件数	21	21	7	16	7	7
耐震改修工事件数	5	11	10	12	8	8

※2箇年にわたる事業で、出来高に対して補助したものを含む。

【事業費の内訳】

	3年度	2年度	差△引	説明
耐震診断費補助等	42,161	50,457	△ 8,296	診断の意向等がある物件について、相談状況等に基づき件数を、過年度の実績平均単価等に基づき金額をそれぞれ積算し計上
耐震改修設計費補助	39,530	141,978	△ 102,448	設計の意向がある物件について、ヒアリング等に基づき件数を、過年度の実績平均単価等に基づき金額をそれぞれ積算し計上
耐震改修工事費補助	106,133	184,302	△ 78,169	改修工事の意向がある物件について、ヒアリング等に基づき件数を、過年度の実績平均単価等に基づき金額をそれぞれ積算し計上
耐震対策緊急促進事業費	10,619	0	10,619	国制度見直しによる増額分を計上
合計	198,443	376,737	△ 178,294	

【 事業スケジュール 】

平成28年度（～令和3年度(予定)（横浜市耐震改修促進計画で住宅の耐震化率95%））
平成25年度（～令和4年度（横浜市地震防災戦略で住宅の耐震化率95%））

【 事業開始年度 】

マンション耐震診断支援事業（耐震診断費補助） 平成10年 9月 1日
マンション耐震改修促進事業（耐震改修設計費、耐震改修工事費補助） 平成13年 4月 1日

【 根拠法令 】

建築物の耐震改修の促進に関する法律
横浜市耐震改修促進計画
横浜市マンション耐震診断支援事業実施要綱
横浜市マンション耐震改修促進事業制度要綱
横浜市マンション耐震改修促進事業制度補助要領

【 根拠とするデータ等 】

平成30年住宅・土地統計調査

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	加藤 暢一	大野 紘平	

(建築 局 - 8)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[建築局 建築防災課]

事業名		
10 款	1 項	1 目
特定建築物耐震事業		

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
34	2
34	6

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-1 5
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	456,901	300,393	24,691				131,817
補助事業	443,972	300,393	24,691				118,888
単独事業	12,929	補助率 %					12,929
令和2年度	337,461	148,453	21,567		0		167,441
増△減	119,440	151,940	3,124	0	0	0	△ 35,624

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	488,932	354,686	366,105
市債+一般財源	271,376	163,802	167,441
決事業費	201,468	253,547	200,185
算市債+一般財源	95,021	92,617	108,271

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	298,767	298,767
算市債+一般財源	146,383	146,383

方針の確認/決裁
有 () (無)

【事業の目的・必要性及び令和3年度実施内容】

大規模地震発生に伴う建物倒壊による人命への被害や道路閉塞による災害時活動への影響を考慮し、多数の者が利用する一定規模以上の旧耐震建築物及び災害時の重要道路沿いの一定高さ以上の旧耐震建築物の耐震化が必要である。
また、耐震診断が義務付けられた大規模建築物及び沿道建築物の耐震診断は概ね完了し、今後は耐震化に向けて設計・工事の実施を促す支援に重点をおいて推進していく必要がある。

◇実施内容

(ア) 特定建築物の耐震診断/耐震設計/耐震改修工事/除却費用の補助率(別途、補助額の上限あり)

耐震診断義務	対象建築物	耐震診断	耐震設計	耐震改修工事	除却
あり	多数の者が利用する大規模な建築物	5/6	2/3	1/3	-
	大規模な危険物の貯蔵庫・処理場				-
	震災時に特に重要な道路沿道の建築物				2/3
なし	多数の者が利用する建築物	2/3	2/3	1/3	-
	震災時に重要な道路沿道の建築物				2/3
	災害時重要拠点アクセス路沿道の建築物 上記以外の道路沿道の建築物				

(イ) 耐震化の啓発・誘導事業

- ・建物の専門家が設計から工事まで一貫した支援や、耐震診断・耐震改修の実施に向けた相談・支援を行う「耐震トータルサポート事業」を実施する。
- ・特定建築物所有者等に耐震化の啓発文書を送付する。
- ・横浜市耐震改修促進計画の改定にあたり、新たな目標設定、施策の検討を行う。
- ・災害時に重要な拠点となる病院施設の耐震化を促進するため、専門家による相談支援事業を実施する。

【実績の推移・今後見込み】

事業名	29年度実績	30年度実績	R1年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
耐震診断件数	46	8	5	7	8	2
耐震設計件数	20	15	3	10	14	9
耐震改修工事件数	8	12	9	13	11	12
除却件数	1	7	3	4	5	7

※2箇年にわたる事業は、年度ごとに件数を計上。

【事業費の内訳】

	R3年度	R2年度	差引	説明
①耐震診断費補助	21,718	15,300	6,418	実績額による
②耐震設計費補助	45,858	27,200	18,658	実績額による
③耐震改修工事費補助	175,112	247,594	△ 72,482	実績額による
④除却費補助	29,251	26,000	3,251	実績額による
⑤耐震化の啓発・誘導事業	19,929	21,367	△ 1,438	耐震トータルサポート事業費の減
⑥耐震対策緊急促進事業費	165,033	0	165,033	国事業制度見直しによる増
合計	456,901	337,461	119,440	

【 事業スケジュール 】

- ・平成18年度（第1期横浜市耐震改修促進計画策定。特定建築物の耐震化率の目標：平成27年度に90%）
- ・平成25年11月25日（建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正により、「多数の者が利用する大規模な特定建築物」、「大規模な危険物の貯蔵庫・処理場」及び「震災時に特に重要な道路沿道の建築物」の耐震診断の義務付けが開始）
- ・平成27年12月末（耐震診断が義務付けられた建築物のうち「多数の者が利用する大規模な特定建築物」及び「大規模な危険物の貯蔵庫・処理場」の耐震診断結果の報告期限）
- ・平成28年度（第2期横浜市耐震改修促進計画策定。特定建築物の耐震化率目標：平成32年度に95%）
- ・平成28年12月末（耐震診断が義務付けられた建築物のうち「震災時に特に重要な道路沿道の建築物」の耐震診断結果の報告期限）
- ・平成29年3月（耐震診断が義務付けられた建築物のうち「多数の者が利用する大規模な特定建築物」及び「大規模な危険物の貯蔵庫・処理場」の耐震診断結果の公表）
- ・平成31年2月（耐震診断が義務付けられた建築物のうち「震災時に特に重要な道路沿道の建築物」の耐震診断結果の公表）
- ・令和3年度（第3期横浜市耐震改修促進計画策定予定）

【 事業開始年度 】

平成18年度

【 根拠法令 】

- ・建築物の耐震改修の促進に関する法律、施行令、施行規則
- ・横浜市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則
- ・横浜市耐震改修促進計画
- ・横浜市特定建築物耐震改修等補助事業制度要綱
- ・横浜市特定建築物耐震改修等補助事業に係る補助金交付要領
- ・社会資本整備総合交付金交付要綱
- ・神奈川県耐震改修促進計画
- ・神奈川県要緊急安全確認大規模建築物等耐震化支援補助金交付要綱
- ・神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金交付要綱
- ・耐震対策緊急促進事業制度要綱
- ・耐震対策緊急促進事業補助金交付要綱

【 根拠とするデータ等 】

建築確認申請データ、定期報告データ

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	耐震・防災担当
	加藤 暢一	村田 晋也	松田 義樹

(建築 局 - 9)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 建築防災課]

事業名		
10 款	1 項	1 目
民間建築物アスベスト対策事業		

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	10,000	6,200					3,800
補助事業	10,000	6,200					
単独事業		補助率 %					
令和2年度	12,500	7,450					5,050
増△減	△ 2,500	△ 1,250	0	0	0	0	△ 1,250

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	12,615	16,700	16,000
算 市債+一般財源	3,015	6,350	6,300
決 事業費	9,930	15,141	9,213
算 市債+一般財源	2,078	6,353	7,537

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	12,500	12,500
算 市債+一般財源	5,050	5,050

方針の確認/決裁
有 () (無)

【事業の目的・必要性及び令和3年度実施内容】

建築物に吹付けられているアスベストの飛散による健康被害を防止し、市民の安心・安全を確保するため、多数の者が利用する民間建築物に対し吹付けアスベスト対策を指導及び啓発し、申請に応じてアスベスト含有調査又は除去工事費用に対する補助を行う。市内には吹付けアスベストが施工されている建物が一定程度存在することから、継続して、補助金等による所有者への支援が必要である。

令和2年度実施内容

- ① アスベスト含有調査
吹付け材のアスベスト含有調査を希望する建物所有者に対し、市が委託する専門業者による含有調査を実施する。
- ② 除去等工事費用の補助
吹付けアスベスト等の除去等を行う建物所有者に、補助対象費用の2/3 (上限300万円) を補助する。
財源内訳：下図のとおり

補助対象事業費(消費税等は除く)		
市費負担(1/3)	国費負担(1/3)	事業者負担(1/3)

市から事業者へ補助(補助対象事業費の2/3)を行う。[上限300万]

- ③ アスベスト対策の啓発
平成23年度から平成29年度にかけて実施した民間建築物の吹付けアスベスト施工状況調査の結果に基づき、吹付けアスベストがある建物の所有者に対し、アスベスト対策の働きかけを実施する。

【実績の推移・今後見込み】

事業名	21~28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
含有調査件数	111件	48件	26件	7件	30件	30件	30件
除去等工事件数	32件	2件	5件	1件	4件	3件	4件

【事業費の内訳】

	R3年度	R2年度	差引	説明
① アスベスト含有調査委託費				増減なし
② 除去等工事費用の補助	7,500	10,000	△ 2,500	件数の減
③ アスベスト対策の啓発				増減なし
合 計	10,000	12,500	△ 2,500	

【事業スケジュール】

- ①アスベスト含有調査 : 通年 ③アスベスト対策の啓発 : 12月
②除去等工事費用の補助 : 通年

【事業開始年度】

平成18年度

【根拠法令】

- ・社会資本整備総合交付金交付要綱
- ・横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業制度要綱
- ・横浜市民間建築物吹付けアスベスト対策事業補助金等交付要領

【根拠とするデータ等】

- ・「民間建築物におけるアスベスト実態調査の環境整備に関する調査」報告書

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 加藤 暢一	係長 村田 晋也	係 飯島 侑希子
--------------------	-------------	-------------	-------------

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 建築防災課]

事業名		
10 款	1 項	1 目
建築防災行政費		

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	該当なし

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	4,753	0					4,753
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	5,281						5,281
増△減	△ 528	0	0	0	0	0	△ 528

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	4,686	5,683	6,776
算 市債+一般財源	4,686	5,683	6,776
決 事業費	2,186	10,028	4,743
算 市債+一般財源	2,186	10,028	4,743

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	4,751	4,751
算 市債+一般財源	4,751	4,751

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【 事業の目的・必要性 】

建築防災課の事業を円滑に執行するため、事務的経費として課全体に係る経費を支出する。

【 令和3年度実施内容と期待される効果 】

課の運営に必要な不可欠な事務費や、協議会への義務的な負担金等を執行する。
課全体にかかる経費等を集約することにより、経費の節減など効率的な運営が期待できる。

【 実績及び今後見込み 】

消耗品等の購入

	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込み	R3年度見込	R4年度見込
消耗品	0	2,109	1,822	1,790	1,790	1,790
備品	18,000	41	620	50	50	50

【 事業費の内訳 】

項目	R3年度	R2年度	差引	説明
委託費	500	957	△ 457	実績に基づく減
協議会負担金	997	997	0	
その他一般事務費	3,256	3,327	△ 71	実績に基づく減
合計	4,753	5,281	△ 528	

【 事業スケジュール 】

通年

【 事業開始年度 】

平成3年度 (神奈川県建築物震後対策協議会)
平成9年度 (被災宅地危険度判定連絡協議会)

【 根拠法令 】

神奈川県建築物震後対策協議会規約
被災宅地危険度判定連絡協議会規約

【 根拠とするデータ等 】

決算書等

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	加藤 暢一	岩崎 雄二郎	加藤 広也

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 建築防災課]

事業名
10 款 1 項 1 目
急傾斜地崩壊対策事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-1 6
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	225,090	0				224,000	1,090
補助事業 単独事業		補助率 %					0
令和2年度	220,940					220,000	940
増△減	4,150	0	0	0	0	4,000	150

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	210,680	314,180	160,480
市債+一般財源	210,680	314,180	160,480
決算事業費	196,838	337,700	136,977
決算市債+一般財源	196,838	337,700	136,977

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	225,090	225,090
市債+一般財源	225,090	225,090

方針の確認/決裁
有 () ・無 ()

【事業の目的・必要性及び令和3年度実施内容】

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき神奈川県が行う「急傾斜地崩壊危険区域」の指定に協力するとともに、神奈川県が施工する「崩壊防止工事」に関して工事費の一部を本市が負担する。

令和3年度実施内容

区 分	実 施 内 容
急傾斜地崩壊防止事業費負担金	58件の崩壊防止工事業費を負担
神奈川県治水砂防協会会費	前年度事業費に基づく協会会費を負担

【実績の推移・今後見込み】

区 分	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (予算)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)
急傾斜地崩壊危険区域新規指定数	7	12	3	5	0	10	10	10
急傾斜地崩壊防止事業件数	73	61	50	54	65	63	58	58

【事業費の内訳】

	令和3年度	令和2年度	増△減	説 明
急傾斜地崩壊防止事業費負担金	224,610	220,460	4,150	事業件数 58件 (令和2年度:63件)
神奈川県治水砂防協会会費	480	480	0	事業費割合費 450 …事業費8億円以上 10億円未満の市町村 年額会費 30 …一律
合 計	225,090	220,940	4,150	

【事業スケジュール】

急傾斜地崩壊防止事業 (工事・調査委託・設計等) : 58件

【事業開始年度】

昭和44年度

【根拠法令】

- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ・急傾斜地崩壊対策工事の施工に伴う費用負担等に関する協定書

【根拠とするデータ等】

- ・横浜市内の土砂災害特別警戒区域数：700 土砂災害警戒区域数：2,423 (神奈川県指定告示2019年12月より)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	成田 充	今井 達也	和田 悠太

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

〔 建築 局 建築防災 課 〕

事業名	10 款 1 項 1 目
事業名	崖地防災対策事業

特記事項	
中期計画-3.8の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-3.8の政策	
政策番号	主な施策番号
34	5

令和2年度事業評価書番号	10-1-17
令和2年度事業評価書番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	232,963	32,500	73,200			0	127,263
補助事業	65,000	32,500					32,500
単独事業	167,963	補助率 50%	73,200				94,763
令和2年度	128,925	32,500	8,800				87,625
増△減	104,038	0	64,400	0	0	0	39,638

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度	歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	246,070	176,106	176,106	予事業費	232,963	232,963
市債+一般財源	207,920	110,106	110,106	市債+一般財源	127,263	127,263
決事業費	185,328	50,111	80,646			
市債+一般財源	156,466	28,883	50,019			

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性及び令和3年度実施内容】

崖崩れ災害の予防・発災時の応急対応・復旧対策など、本市独自の総合的な崖地対策を推進するため、助成制度や災害時の応急措置の取組を積極的に実施していく必要がある。
今年度も昨年度に引き続き、現地調査の結果を踏まえた崖地所有者等への改善に向けた働きかけの実施、崖地の改善工事や減災工事等に対する助成金制度などによる支援、崖崩れ発災時の速やかな応急措置などを実施する。
また、土砂災害特別警戒区域の指定に伴い、地域住民が円滑な避難行動をとることができるよう、ハザードマップを作成し指定された区域などを周知する。
<令和3年度実施内容>

区 分	実 施 内 容
応急資材整備事業	崖崩れ発生時に防災シート掛け等の応急措置を実施
応急仮設工事助成金	崖崩れ発生時に土地所有者が実施する応急仮設工事の費用を助成
緊急応急対策工事助成金	崖崩れ発生時に隣接地の土地所有者が実施する緊急応急対策工事の費用を助成
崖地防災対策工事助成金(18年度～)	工事費の1/3、400万円を限度に対策工事費の一部を助成
崖地減災対策工事助成金(27年度～)	工事費の1/2、100万円(または50万円)を限度に対策工事費の一部を助成
啓発活動費等	防災イベント等を活用した市民啓発活動、防災意識の醸成など

【実績の推移・今後見込み】

区 分	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (予算)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)
崖地防災対策工事助成金(件数)	17	15	18	12	14	15	15	15
崖地減災対策工事助成金(件数)	8	15	7	9	11	25	25	25

【事業費の内訳】

区 分	令和3年度	令和2年度	差 引	説明
応急資材整備事業	5,000	6,000	△ 1,000	過年度実績を考慮
応急仮設工事助成金制度	2,000	2,000	0	
緊急応急対策工事助成金制度	2,000	2,000	0	
崖地防災対策工事助成金制度	52,500	52,500	0	
崖地減災対策工事助成金制度	20,000	20,000	0	
土砂災害ハザードマップ等作成				事業量の減
崖地改善サポート				過年度実績を考慮
崖地現地調査				事業量の増
助成金技術指針検討委託	0	2,200	△ 2,200	委託終了により減
啓発活動費等	9,900	9,900	0	
応急資材材料費				
事 務 費 等	1,963	2,325	△ 362	事業量の減
合 計	232,963	128,925	104,038	

【事業スケジュール】

応急資材整備事業	崖崩れ発災対応のため、随時執行可能な体制を整えておく。(通年)
応急仮設工事・緊急応急対策工事助成金制度	
崖地防災・減災対策工事助成金制度	安全で災害に強いまちづくりを推進するため、着実に進めていく。(通年)

【事業開始年度】

・ 応急資材整備事業：平成10年度	・ 崖地防災対策工事助成金制度：平成18年度
・ 応急仮設工事助成金制度：平成26年度	・ 崖地減災対策工事助成金制度：平成27年度
・ 緊急応急対策工事助成金制度：平成26年度	

【根拠法令】

- ・ かけ崩れ災害に係る防災シート等の応急資材整備事業実施要綱
- ・ 応急仮設工事助成金交付要綱、緊急応急対策工事助成金交付要綱
- ・ 横浜市崖地防災対策工事助成金交付要綱
- ・ 横浜市崖地減災対策工事助成金交付要綱

【根拠とするデータ等】

- ・ 横浜市内の土砂災害特別警戒区域数：700 土砂災害警戒区域数：2,423(神奈川県指定告示2019年12月より)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 成田 充	係長 今井 達也	がけ防災 係 和田 悠太
--------------------	---------	----------	--------------

（様式②-1） 令和3年度事業計画書（局・統括本部）

〔 建築 局 建築防災 課 〕

事業名
10 款 1 項 1 目 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

特記事項
中期計画-38の政策 ○
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
34	5

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-1 8
令和2年度 事業評価書 番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	62,134	20,619	0		0	41,515	
補助事業	61,237	20,619				40,618	
単独事業	897	補助率 33%				897	
令和2年度	65,392	32,300	0		0	33,092	
増△減	△ 3,258	△ 11,681	0	0	0	8,423	

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	3,000	50,000	60,000
算市債+一般財源	3,000	33,667	30,200
決事業費	981	16,951	51,961
算市債+一般財源	981	4,982	33,475

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	54,136	54,148
算市債+一般財源	35,136	35,148

方針の確認/決裁
有 (H29年7月 調整会議) ・無

【 事業の目的・必要性及び令和3年度実施内容 】

1 事業概要

国の「総合的な宅地防災対策の推進について（通知）」において、所管行政庁は、「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」に基づき滑動崩落被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地を特定し、住民に周知するよう努めることとしている。

本市はこれまで第一次スクリーニングを実施し、大規模盛土造成地の確認を行った。今後は、第二次スクリーニング計画に基づき対象となる造成地の地域住民に理解を得て、地盤調査や盛土の安定計算を実施する。さらに、滑動崩落被害が生じるおそれがある地域に対しては、土地所有者等が実施する防止工事等の支援について検討する。

2 令和3年度実施内容

(1) 住民説明会等の実施

第二次スクリーニングの実施にむけて、対象造成地の土地所有者等に対して調査の目的や方法等について説明を行う。また、第二次スクリーニングが完了した地区については、土地所有者等に調査結果に基づく防災情報や本市の支援制度等

(2) 第二次スクリーニング

地元説明等を行った地区を対象に、地盤調査や安定計算等の詳細調査を実施する。

(3) 予防対策（ソフト）の検討

第二次スクリーニングを行った地区について、対象造成地の土地所有者等に提供する防災情報のとりまとめを行う。

(4) 予防対策（ハード）の検討

滑動崩落防止工事について、土地所有者等による予防対策に向けた取り組みを支援するため、意識醸成や工事実施に関する合意形成支援策等の検討を行う。

【 実績の推移・今後見込み 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第二次スクリーニング	第二次スクリーニング	第二次スクリーニング ● 事業説明会 → ● 結果説明会 →	第二次スクリーニング ● 事業説明会 → ● 結果説明会 →	第二次スクリーニング ● 事業説明会 → ● 結果説明会 →
滑動崩落防止対策	予防対策（ハード）の検討		予防対策（ソフト）の検討 （個別地区） ● 予防対策（ハード）の検討	予防対策（ソフト）の検討 （個別地区） ● 復旧対策の検討

【 事業費の内訳 】

	令和3年度	令和2年度	差引	説明
(1) 住民説明会等の実施	897	792	105	
(2) 第二次スクリーニング				地質調査や安定計算に関する調査委託等
(3) 予防対策（ソフト）の検討				個別地区に係る防災情報の活用策検討委託
(4) 予防対策（ハード）の検討				土地所有者等の合意形成支援策検討委託
合計	62,134	65,392	△ 3,258	

【 事業スケジュール 】

「実績の推移・今後の見込み」参照

【 事業開始年度 】

平成27年度（宅地耐震化推進事業：平成18年度）

【 根拠法令 】

宅地造成等規制法

【 根拠とするデータ等 】

わが家の宅地安全マニュアル 滑動崩落編（平成22年2月）
大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（平成27年5月）

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 成田 充	係長 佐々木 哲	がけ防災担当 都築 早織
--------------------	------------	-------------	-----------------

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 宅地審査課]

事業名
10款 1項 1目
宅地造成状況調査費

特記事項
中期計画-3.8の政策 ○
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-3.8の政策	
政策番号	主な施策番号
34	5

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-1-15
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	1,714	0					1,714
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	8,010						8,010
増△減	△ 6,296	0	0	0	0	0	△ 6,296

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度	歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	1,666	1,526	2,005	予 事業費	1,714	1,714
算 市債+一般財源	1,666	1,526	2,005	算 市債+一般財源	1,714	1,714
決 事業費	1,270	1,181	199			
算 市債+一般財源	1,270	1,181	199			

方針の確認/決裁
有 () ・無

【事業の目的・必要性】
1 事業の概要
横浜市造成宅地災害防止対策検討委員会の開催を行います。また、小規模開発を抑制、改善する良好な宅地開発の誘導や宅地開発に伴う雨水排水調整機能を高める制度化の検討を行います。
2 令和3年度実施内容
① 宅地耐震化推進事業の実施や周知・啓発：第二次スクリーニング（地盤調査等）に関する住民説明会において、大規模盛土造成地について説明し、市民の理解を深めます。
② 横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会：横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会を年3回実施します。
③ 宅地造成や宅地開発に関連する検討：令和2年度の委託成果を踏まえ、小規模開発を抑制、改善する良好な宅地開発の誘導するため、制度化の検討を行います。
④ 宅地開発に伴う雨水貯水や排水調整機能の誘導検討：令和2年度の委託成果を踏まえ、宅地開発に伴う雨水排水調整機能を高めるため、制度化の検討を行います。

【実績及び今後見込み】

年度	H18	H19~H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
①宅地耐震化推進事業の実施や周知・啓発	手法検討	H21年度調査図公表											
②横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会の開催													
③宅地造成や宅地開発に関連する検討・④宅地開発に伴う雨水貯水や排水調整機能の誘導検討													

【事業費の内訳】

項目	令和3年度	令和2年度	差引	説明
①宅地耐震化推進事業の実施や周知・啓発	1,236	1,236	0	
②横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会の開催	378	378	0	
③宅地造成や宅地開発に関連する検討	100	5,396	△ 5,296	委託業務完了による委託料の減
④宅地開発に伴う雨水貯水や排水調整機能の誘導検討	0	1,000	△ 1,000	委託業務完了による委託料の減
合計	1,714	8,010	△ 6,296	

【事業スケジュール】

①宅地耐震化推進事業の実施や周知・啓発

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 開催準備・地元事前説明等 →						← 住民説明会(2地区) →					

②横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会の開催

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
← 開催準備 →				開催	← 開催準備 →				開催			

③宅地造成や宅地開発に関連する検討/④宅地開発に伴う雨水貯水や排水調整機能の誘導検討：通年

【事業開始年度】
平成18年度

【根拠法令】
都市計画法、宅地造成等規制法、横浜市開発事業の調整等に関する条例、横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会条例等

【根拠とするデータ等】
開発許可の手引き、宅地造成の手引き、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省）

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	宅地企画担当
	岡本 卓	高野 洋一	高橋 智子

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築 局 法務 課]

10 款 1 項 1 目
建築審査会・開発審査会事業

特記事項	
中期計画-3 8 の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-3 8 の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	3,775	0					3,775
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	3,523						3,523
増△減	252	0	0	0	0	0	252

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	3,525	3,525	3,525
算 市債+一般財源	3,525	3,525	3,525
決 事業費	3,520	3,685	2,440
算 市債+一般財源	3,520	3,685	2,440

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	3,133	3,133
算 市債+一般財源	3,133	3,133

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

- 1 建築審査会
建築基準法第78条に規定する建築審査会の事務等を行います。
- 2 開発審査会
都市計画法第78条に規定する開発審査会の事務等を行います。
- 3 審査会事務局
両審査会の円滑な運営を行います。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- 1 建築審査会
 - ①建築基準法に規定する建築許可等の同意
 - ②建築確認処分等の審査請求に対する裁決 (専門調査員に調査及び裁決書文案の作成を依頼)
 - ③特定行政庁の諮問に応じ、建築基準法の施行に関する重要事項の調査審議
- 2 開発審査会
 - ①市街化調整区域内の開発行為等の可否の審議
 - ②開発許可処分等の審査請求に対する裁決
- 3 審査会事務局
審議の円滑化・効率化のため、同意議案についての提案課との連携、他都市との情報交換による課題や参考事例等に関する情報収集、資料作成等を行う。

【実績及び今後見込み】

年度	(建築審査会)							(開発審査会)						
	27年度 実績	28年度 実績	29年度 実績	30年度 実績	元年度 実績	2年度 実績※1	3年度 見込	27年度 実績	28年度 実績	29年度 実績	30年度 実績	元年度 実績	2年度 実績※1	3年度 見込
開催回数 (回)	12	15	14	14	10	2	11	13	11	12	14	10	3	10
同意件数 (件)	918	804	847	872	775	123	—	597	473	548	466	410	100	—
個別同意件数 (件)	47	26	25	36	27	5	—	39	28	37	27	20	9	—
包括同意件数 (件)	871	778	822	836	748	118	—	558	445	511	439	390	91	—
審査請求件数 (件) ※2	8	11	13	8	6	0	—	4	7	1	3	0	0	—

※1 令和2年度実績は、令和2年8月末現在の数値。

※2 審査請求件数は、過年度からの継続案件及び当該年度の新規案件の合計数。執行停止申立て件数を含まない。

【事業費の内訳】

	令和2年度	令和3年度	差 引	説 明
建築審査会	1,880	1,667	△ 213	委員への報酬等
開発審査会	1,341	1,220	△ 121	委員への報酬等
事務局経費	302	888	586	公開口頭審査速記料等
合 計	3,523	3,775	252	

【事業スケジュール】

- 1 建築審査会の開催 (定例会10回+臨時会1回を予定)
- 2 開発審査会の開催 (定例会10回を予定)
- 3 県内建築審査会連絡会 (8月頃)
- 4 関東甲信越ブロック開発審査会会長会議 (年1回)
- 5 その他情報収集、情報交換(随時)

【事業開始年度】

- 1 建築審査会 昭和26年度
- 2 開発審査会 昭和44年度

【根拠法令】

- 1 建築審査会 建築基準法第78条、横浜市建築審査会条例
- 2 開発審査会 都市計画法第78条、横浜市開発審査会条例

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	審査係
	石津 清美	津留 健大	松井 優紀

（様式②-1） 令和3年度事業計画書（局・統括本部）

〔 建築 局 法務 課 〕

事業名
10 款 1 項 1 目
建築開発法務支援事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

（単位：千円）

区分	金額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	1,102	0					1,102
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	1,182						1,182
増△減	△ 80	0	0	0	0	0	△ 80

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	1,202	1,202	1,202
算 市債+一般財源	1,202	1,202	1,202
決 事業費	1,014	1,138	954
算 市債+一般財源	1,014	1,138	954

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	1,102	1,102
算 市債+一般財源	1,102	1,102

方針の確認/決裁
有（【根拠法令】参照）・無

【 事業の目的・必要性 】

局内各課において、建築開発指導行政の執行に当たって生じた複雑かつ困難な法律課題に適切に対応するためこれをとりまとめ、書面作成や関係部署との調整などの支援及び弁護士への法律相談を行います。
また、各種法務研修を実施し、局内職員の法務能力の向上を図ります。
その他、法務関連情報を掲載したメールマガジンを配信し、関連情報を掲載したYCAN法務課ページも併せて更新する等、局内法務体制を強化します。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

1 法的紛争の予防と解決に向けた法務支援（予防法務）

- 局内法律相談対応
所管課からの法律相談に対し、判例・裁決・学説等の調査や、法的解決策・見解を提示し、法的紛争を未然に防止する。
- 弁護士相談支援・調整
弁護士相談を必要とする高度な法的案件につき、論点整理、相談仲介、相談結果への対応等、効率的かつ適切な助言を得るための支援を行う。

2 訴訟、不服申立て等の対応支援（事後対応法務）

- 局内争訟等の一元管理
局内の訴訟、不服申立て、弁護士相談等、法的対応に関する業務を統一的・一元的に進行管理する。
- 争訟書面作成等の法的支援
市の主張を的確に反映した答弁書、準備書面、弁明書の作成等の法的支援を行う。

3 職員の法務能力向上（法務人材育成）

行政職員として必要とされる各種法的知識について、分かりやすく実践的な法務情報、研修等を法務課職員が提供することにより、局内職員の法務能力を向上させ、紛争の未然防止・解決に繋げる。
①職員向けメールマガジン発行：タイムリーなトピックス、専門知識を解説するコラムにより、分かりやすく法務情報を発信
②不服申立て対応研修：不服申立て提起時の対応・実務処理について、局内職員を対象に研修を実施
③行政法基礎研修：建築局業務に必要な行政法の基礎知識に関し、新採用・局転入職員を対象に研修を実施
④行政法研修：行政手続・審査請求制度及び訴訟の概要等について、局内職員を対象に研修を実施
⑤相続法研修：相続法の概要・基礎知識について、局内職員を対象に研修を実施
⑥出前・その他研修：局内全体を通したニーズに応じてテーマを設定し、局内職員を対象に研修を実施

【 実績及び今後見込み 】

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度(8月末時点)	R3年度(見込み)
訴訟等 (住宅部除く。)	4件 (推移:新規2/終了3)	4件 (推移:新規0/終了2)	5件 (推移:新規3/終了0)	7件 (推移:新規2/終了0)	—
審査会に対する 審査請求	14件 (建築13件/開発1件)	11件 (建築8件/開発3件)	6件 (建築6件/開発0件)	0件 (建築0件/開発0件)	—
市長に対する 審査請求	4件 (推移:新規1/終了3)	2件 (推移:新規1/終了1)	1件 (推移:新規0/終了1)	0件 (推移:新規0/終了0)	—

・「法務分野人材育成計画」策定により、法務人材の育成と職員の更なる法務能力向上が求められている。※()内:受講人数

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度(年間予定)	R3年度(見込み)
①メールマガジン発行	毎月1回	毎月1回	0	年4回程度	年4回程度
②不服申立て対応研修	—	1回(15人)	1回(14人)	— ※1	— ※1
③行政法基礎研修	2回(計43人)	2回(計46人)	2回(計30人)	1回 ※2	1回
④行政法研修	—	—	—	計3回 ※3	計3回 ※3
⑤相続法研修	—	—	2回(計36人)	2回	—
⑥出前・その他研修	6回(計104人)	6回(計87人)	2回(計42人)	随時	随時

※1 研修内容を行政法研修の一部に統合するため廃止。

※2 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため資料掲載方式により実施。

※3 行政手続・不服申立て対応・訴訟対応に関する研修を各1回ずつ開催予定。

【 事業スケジュール 】

- 法務支援 : ①局内法律相談対応(通年) ②弁護士相談支援・調整(通年)
- 訴訟等の対応支援 : ①局内争訟等の一元管理(通年) ②争訟書面作成等の法的支援(通年)
- 職員の法務能力向上 : ①メールマガジン発行(年4回程度) ③行政法基礎研修(7月) ④行政法研修(下半年:3回) ⑤相続法研修(12月) ⑥出前・その他研修(随時)

【 事業開始年度 】

平成17年度(局内の法務支援に関する体制を強化するため、局再編により法務課の前身である調査課が発足した。)

【 根拠法令 】

- 「法務分野人材育成計画」平成24年2月策定、平成29年4月改訂
- 平成6年7月8日 総文第524号「争訟事務の取扱いについて」

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 石津 清美	係長 津留 健太	審査係 松井 優紀
--------------------	-------------	-------------	--------------

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 違反対策課]

事業名		
10	1	1
違反是正指導事業		

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
34	5

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-1 9
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和3年度	82,465	0		51,677			30,788
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	89,752			55,543			34,209
増△減	△7,287	0	0	△3,866	0	0	△3,421

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	46,901	199,409	141,022
算市債+一般財源	31,855	33,388	34,904
決事業費	30,009	81,914	99,877
算市債+一般財源	29,987	81,883	80,033

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	45,860	45,860
算市債+一般財源	30,831	30,831

方針の確認/決裁
有 () ・無 ()

【事業の目的・必要性】

建築基準法、都市計画法、宅地造成等規制法等の違反事案について、市民の安全性を重視した違反是正指導を行う。
また、関係団体等と連携して違反建築物等の未然防止にも力を入れ、違反対策を総合的に推進する。

- ①是正指導関連費
・行政代執行工事費 ・行政代執行関連費 ・データベースシステム改修費 等
- ②未然防止等関連費
・防火戸ステッカー作成 ・リーフレット作成 等
- ③その他事務費等
・会計年度任用職員報酬 ・通信運搬費 ・消耗品費 等

【令和3年度実施内容と期待される効果】

違反指導データベースシステムの改修を行うことで、ペーパーレス化等による業務の効率化を進める。
また、違反造成地等で地盤調査を実施することで、崖崩れ等の危険性を客観的に把握し効果的な違反是正指導を進める。

【実績及び今後見込み】

(単位：件)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	実績	実績	実績	実績	実績	見込み	見込み
新規報告違反件数	276	211	166	107	106	120	120
是正等件数	101	87	103	138	130	100	100

【事業費の内訳】

(単位：千円)

	R3年度	R2年度	差引	説明
①是正指導関連費	62,372	67,898	△5,526	行政代執行対象案件の変更による減
②未然防止等関連費	1,261	1,961	△700	防火戸ステッカー印刷枚数見直しによる減
③その他事務費等	18,832	19,893	△1,061	消耗品費等の見直しによる減
合計	82,465	89,752	△7,287	

【事業スケジュール】

令和3年度 行政代執行工事实施予定 (違反者の是正状態により、延期・中止になる場合あり)

【根拠法令】

建築基準法、都市計画法、宅地造成等規制法、バリアフリー法、風致地区条例 ほか

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	高橋 伸彰	北川 博邦	五十畑 学

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 情報相談課]

事業名
10款 1項 1目
建築指導行政運営費

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-1 11
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	手数料	その他収入	市債	一般財源
令和3年度	134,740	0		150,630	590		△ 16,480
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	146,320			148,039	610		△ 2,329
増△減	△ 11,580	0	0	2,591	△ 20	0	△ 14,151

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算 事業費	124,605	125,367	167,972
市債+一般財源	△ 19,692	△ 15,065	31,128
決算 事業費	115,794	143,665	141,127
市債+一般財源	△ 20,187	△ 2,386	10,477

歳出	令和4年度	令和5年度
予算 事業費	145,000	145,000
市債+一般財源	△ 6,000	△ 6,000

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

<建築指導部事務費>

各種証明書の発行、建築・開発に関する各種相談、建築基準法上の道路判定、福祉のまちづくり条例の事前協議・検査、風致地区条例の許可、建築確認申請に係る意匠・構造設備等の審査確認及び中間・完了検査、指定確認検査機関が行った建築確認に係る報告の審査・指導等の事務を行う1部4課の事業経費であり、一つの事業に集約することにより事務の効率を図ります。

<建築関連総合データベースの構築>

新市庁舎での業務実施に伴い、建築関連総合データベースを構築し総合的な窓口サービスを提供することで、市民サービス・利便性の向上を図ります。総合データベースは、建築指導部・宅地審査部と連携して建築関連情報の一元化・集約化、更に都市計画課のマッピーと連携させることで、市庁舎2階及び25階の窓口サービスが充実し、より一層のサービス向上を図ります。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

<建築指導部事務費>

令和3年度も1部4課の事業事務を執行することにより、事務の効率および経費の節減を図ります。

<建築関連総合データベースの構築>

(1)道路審議票電子化事業

庁内GIS連携の運用に向けた委託業務を実施し、道路審議票データの検索事務および庁内情報共有による事務の効率化が図られます。

(2)一団地認定区域図等の電子化事業

縦覧図書等を電子化し建築基礎情報提供システム(GIS)への搭載することで、情報相談課の窓口で閲覧が可能となり、来庁者のサービス向上が図られます。

(3)建築基準法第43条第2項(ただし書き)プロット地図、事前相談資料の電子化事業

許可調書を作成し、建築基礎情報提供システム(GIS)搭載に搭載することで、窓口対応及び審査業務の効率化が図られます。

【実績・今後見込み】

(単位：件)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度(見込)	R3年度(見込)
住宅用家屋証明	15,095	13,765	12,344	12,656	14,362	14,058	14,000	14,000
建築確認申請台帳記載証明	40,717	41,972	43,596	44,066	45,171	43,896	40,000	40,000
建築確認申請(建築物)	354	283	258	205	202	225	200	200
指定確認検査機関からの報告の審査	13,095	13,263	13,794	14,668	13,933	13,235	13,000	13,000

【事業費の内訳】

(単位：千円)

	R3年度	R2年度	差引	説明
(1) 文書保管料				
(2) 委託料	74,949	92,665	△ 17,716	委託業務見直しによる減
(3) その他				人件費・旅費・消耗品費等の事務費
合計	134,740	146,320	△ 11,580	

【事業スケジュール】

<建築指導部事務費>

経常業務

<建築関連総合データベースの構築>

- 令和元年度 各帳票、書類等のスキャン
審査報告書配信システムから閲覧出図システムへの自動連携
- 令和2年度～6年度 各帳票、書類等のスキャン
システム調整、建築基礎情報提供システム搭載

【事業開始年度】

平成18年度

【根拠法令】

建築基準法、建築基準法施行令、建築基準法施行規則

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	石井 保	田崎 景子	和田 勝次

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

「建築局 建築防災課」

事業名

10款 1項 1目

狭あい道路拡幅整備事業

特記事項

中期計画-38の政策 ○

中期計画-行政運営

中期計画-財政運営

新規・拡充

中期計画-38の政策

政策番号 主な施策番号

34 2

令和2年度事業評価書番号 10-1-11

令和2年度事業評価書番号

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	社会保険料納付金	市債	一般財源
令和3年度	949,924	178,019	0	9	0	771,896
補助事業	356,038	178,019				178,019
単独事業	593,886			9		593,877
令和2年度	1,056,561	184,080		1		872,480
増△減	△106,637	△6,061	0	8	0	△100,584

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	972,716	985,501	1,041,799
算市債+一般財源	831,118	833,240	872,869
決事業費	863,298	843,085	898,222
算市債+一般財源	736,628	713,084	753,222

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	949,924	949,924
算市債+一般財源	771,896	771,896

方針の確認/決裁
 (平成6年12月)・無

【事業の目的・必要性及び令和3年度実施内容】

- ◆事業の目的・必要性
 安全で良好な住環境の形成及び災害に強いまちづくりを実現するため、幅員4m未満の狭あい道路の拡幅整備を促進する。条例に基づき、協議の義務化や後退用地等への支障物設置の禁止、角地の後退用地等の買取り等により、効果的に事業を推進する。今後さらに拡幅整備を推進する。
 「中期4か年計画」や「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」に位置付けられており、身近な住環境における防災性向上のため、狭あい道路の拡幅整備を推進し、安全で良好な市街地の形成に寄与することが求められている。
- ◆令和3年度実施内容
 ①条例に基づき指定した、地域の安全性や利便性を考慮した道路ネットワークの構成上重要である「整備促進路線」の沿道において、建て替え等を行う際に、後退用地における塀や擁壁等の除却費や移設費への助成及び市による舗装整備を行う。
 ②事業をより効果的に進めるため、交差点間を一体的に拡幅整備する「路線型整備」を関係区局と連携し行う。
 ③後退用地等の買取りについて、改正後に受け付けた案件の土地の売買契約や測量・境界確定及び分筆等を実施し、効果的な整備を推進する。
 ④後退用地等への支障物の設置や形状変更の禁止を定めたことから、後退用地のパトロールを実施する。条例に違反するものは是正指導・勧告を行い、それでも是正されない場合には助成金の返還請求を想定している。
 ⑤拡幅整備された実績距離を把握するため、追跡調査を引き続き実施する。
 また、整備促進路線の実態調査を行うMMS測量を実施し、整備促進路線の現状整理や路線型整備の拡充に向けた検討を行う。

【実績及び今後見込み】

整備促進路線における整備実績等

整備促進路線	505km								
	7~27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度見込	令和4年度見込	
整備完了件数	9,343件	524件	597件	412件	496件	553件	442件	442件	
整備実績(拡幅距離)	163.9km	8.0km	8.0km	5.9km	7.7km	12.7km	9.8km	9.8km	
整備距離			5.4km	3.9km	5.0km	8.5km	6.8km	6.8km	
後退済距離			2.6km	2.0km	2.7km	4.2km	3.0km	3.0km	
累計	163.9km	171.9km	179.9km	185.8km	193.5km	206.2km	216.0km	225.8km	
中期計画想定事業量	166.4km	8.9km	8.9km	9.2km	9.2km	9.2km	9.2km	9.2km	

- 令和2年度以降の整備完了件数見込は整備距離に対する件数を計上している。
- 整備距離と後退済距離(過年度分)を分けて計上し、二つを合わせた数量を整備実績(拡幅距離)とする。
- 平成29年度から手続きが未完了の案件について追跡調査を実施し、後退整備が確認されたものを後退済距離として計上している。
- 令和3年度は、平成29年度から令和元年度の3か年における手続きが未完了の案件について令和4年度にかけて2か年で追跡調査を実施する。

【事業費の内訳】

	令和3年度	令和2年度	差引	説明
条例分(旧要綱含む)	929,645	1,017,304	△87,659	
工事費	534,629	584,774	△50,145	実績に合わせて減
助成金	95,572	130,845	△35,273	実績に合わせて減
測量・設計委託費	298,154	299,130	△976	実績に合わせて減
後退用地等の土地取得	1,290	2,555	△1,265	実績に合わせて減
事務費等	20,279	39,257	△18,978	実績に合わせて減
合計	949,924	1,056,561	△106,637	

【事業スケジュール】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和4年度~
一般型整備	測量、地元・土木調整、執行管理、舗装整備実施												
路線型整備等	整備方針決定、測量、設計、工事												
買取り協議	事前調査、買取り協議(公共基準点測量、境界確定、分筆登記)、売買契約、道路変更												

【事業開始年度】 ①平成7年度 / ②昭和61年度

【根拠法令】 ①横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例 / ②横浜市狭あい道路(2項道路)拡幅整備要綱

【根拠とするデータ等】 整備促進路線指定距離 505km

課長	係長	係長	係長
本資料は、公正・適正に作成しました。	成田 充	藤本 勲	倉浪 峻

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 情報相談課]

事業名		
10 款	1 項	1 目
建築確認関連システム運用事業		

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県		その他収入	市債	一般財源
令和3年度	14,004	0			5,784		8,220
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	15,428				4,905		10,523
増△減	△ 1,424	0	0	0	879	0	△ 2,303

歳出		平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算	事業費	14,304	12,108	15,390
算	市債+一般財源	14,304	12,108	15,390
決	事業費	14,029	11,805	13,397
算	市債+一般財源	14,029	11,805	12,020

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	15,000	15,000
算	市債+一般財源	10,000	10,000

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

建築計画概要書等の閲覧、証明書発行、建築等情報の検索・統計・分析等の事務処理全般にわたり事務処理の迅速化・合理化を図るため、情報を電子化し来庁者のニーズに対応します。情報システムにかかる保守等の維持管理を行い、関係規則等を遵守し閲覧等の業務を適正に行います。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

各システムを適切に管理することにより、市民・事業者が必要とする情報を適切に提供し、建築に関する相談に対応する。

- (1) サーバ及び機器等の保守管理
- (2) データの更新
- (3) 窓口端末及びプリンター等の運用に係る保守管理

【実績及び今後見込み】

(件)

	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度(見込)	令和3年度(見込)
建築確認申請数(建築物)	14,873	14,145	13,724	14,000	14,000
建築計画概要書閲覧数	47,060	47,541	46,743	47,000	47,000

【事業費の内訳】

(単位：千円)

	令和3年度	令和2年度	差引	説明
建築行政共用データベースシステムの運用	4,426	4,426	0	
閲覧出図システム・台帳記載証明書発行システムの運用	2,685	3,382	△ 697	仮想化プラットフォームの負担減
建築基礎情報共用システムの運用	2,500	2,520	△ 20	仮想化プラットフォームの負担減
その他	4,393	5,100	△ 707	インターネット回線利用料の減
合計	14,004	15,428	△ 1,424	

【事業スケジュール】

通年

【事業開始年度】

平成4年度

【根拠法令】

建築基準法・建築基準法施行令・建築基準法施行規則

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	石井 保	田崎 景子	長島 由佳

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 情報相談課 建築指導課]

Table with 1 column: 事業名. Content: 10款 1項 1目 建築計画概要書等WEB閲覧システム構築・データ整理事業

Table with 2 columns: 特記事項. Content: 中期計画-38の政策, 中期計画-行政運営, 中期計画-財政運営, 新規・拡充

Table with 2 columns: 中期計画-38の政策. Content: 政策番号, 主な施策番号

Table with 2 columns: 令和元年度事業評価書番号, 令和元年度事業評価書番号

(単位: 千円)

Table with 7 columns: 区分, 金額, 財源内訳 (国, 県), 一般財源等 (市債, 一般財源). Content: 令和3年度 100,000, 令和2年度 0, 増△減 100,000

Table with 4 columns: 歳出, 平成29年度, 平成30年度, 令和元年度. Content: 予算事業費, 市債+一般財源

Table with 3 columns: 歳出, 令和4年度, 令和5年度. Content: 予算事業費, 市債+一般財源

方針の確認/決裁 有 () ・無 ()

【事業の目的・必要性】

建築計画概要書等の建築関連情報は、土地利用の調査資料や不動産取引の重要事項説明資料として利用されています。現在は、市庁舎2階「よこはま建築情報センター」で閲覧・取得することができます。建築計画概要書のほか、建築や開発に関する一般相談や各証明の交付業務を行っており、1日あたり約400人の方が来庁され待ち時間が長時間となることが少なくありません。災害発生時に窓口業務が困難となった場合や感染症対策により外出自粛となった場合でも経済活動を停滞させることがないようにWEBで閲覧できる環境を整備し、市民の利便性向上を図ります。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

(1) WEB閲覧システム構築

令和3年度は、WEB閲覧システムの構築を行います。将来的に順次建築関連行政文書を追加することを見据えてシステムを構築します。令和3年度11月以降に、既存データを活用し、庁内向けに試験運用開始を目指します。搭載予定データである建築計画概要書等のデータ整理が整う令和4年度8月以降の本格運用開始を目指します。

(2) 建築行政文書データ整理

令和3年度は、建築指導課が、法的整理が整い、WEB閲覧効果が高い建築計画概要書、定期報告概要書に関し、データ整理を進めます。併せて、同一建物について、建築計画概要書と定期報告概要書と同一地点で行政地図情報に掲載できるよう、リスト化を進めます。他の建築行政文書は、各所管課が、WEB閲覧の法的整理を行い、データ整理を順次予算化していきます。

【実績及び今後見込み】

(単位: 千円)

Table with 6 columns: 項目, R3年度, R4年度(予定), R5年度(予定), R6年度(予定), R7年度(予定). Content: (1) WEB閲覧システム構築, (2) 建築行政文書データ整理

※WEB閲覧システムは、R4年度以降システム・サーバー運用・保守について毎年度計上。
※建築行政文書データ整理は、所管課の調整状況により順次予算化の見込み。

【事業スケジュール令和3年度】

Table with 6 columns: 項目, R3年度, R4年度(予定), R5年度(予定), R6年度(予定), R7年度(予定). Content: (1) WEB閲覧システム, (2) 建築行政文書データ整理

【根拠法令】

概要書等の閲覧について
横浜市建築基準法施行細則第4条の4

【根拠とするデータ等】

建築計画概要書・定期報告概要書閲覧数: 47,645件

Table with 4 columns: 本資料は、公正・適正に作成しました。 課長, 係長, 管理情報担当, 指導担当. Content: 石井 保, 田崎 景子, 古本 芳幸 小田 夏実, 堀切 安二, 益田 崇史, 小野 謙三

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 建築指導課]

事業名		
10 款	1 項	1 目
既存建築物安全推進事業		

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	○

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
22	4
34	2

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-1 13
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源
令和3年度	95,346	6,300		13,800		75,246
補助事業	28,600					
単独事業	66,746	補助率 %				
令和2年度	95,567	1,660		5,000		88,907
増△減	△ 221	4,640	0	8,800	0	△ 13,661

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	32,620	32,576	69,990
算 市債+一般財源	32,620	32,576	57,490
決 事業費	27,749	27,551	57,232
算 市債+一般財源	27,749	27,551	57,232

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	93,574	92,574
算 市債+一般財源	73,174	72,474

方針の確認/決裁
有 () 無

【事業の目的・必要性】

本市の建物棟数は増加傾向にあり、既存建築物の適切な維持管理や安全の確保が重要となっているため、既存建築物等について、適切な維持管理を促す取組により、重大事故の未然防止を図ります。特に、空家等については、地域から寄せられる相談が年々増加しており、一旦管理不全に陥ると、老朽化の進捗が早いことや、所有者不明・不存在で指導対象がないこともあるため、積極的かつ早急な対応が求められています。

根拠・データ等

- 本市の建物棟数 H15：820千棟、H20：853千棟、H25：902千棟（横浜市都市計画基礎調査）
- 適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のための対応をする目的から、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）が平成27年に施行されました（国土交通省住宅局資料）。
- 本市では、「横浜市空家等対策計画」（平成28年2月策定、平成31年2月改定）に基づき、「空家化の予防」「空家の流通・活用促進」「管理不全な空家の防止・解消」「空家の跡地活用」を取組の柱として、総合的な空家等対策を推進しています。
- 本市の「空き家」総数：178,300戸
うち管理不全状態となりやすい賃貸等を除いた戸建ての「その他の住宅」20,200戸
うち管理不全状態である「腐朽・破損あり」（管理不全な空家）6,400戸
65歳以上の単身世帯が住む持ち家数は増加傾向となっており、今後も空き家の増加が予想されます。（H30年住宅・土地統計調査）
- 平成30年の大阪府北部を震源とする地震により発生したブロック塀の倒壊を受け、国土交通省より、建築物の既設の塀の安全点検を行うよう所有者へ周知する旨の通知が出されました。これをうけて本市では、通学路沿いの建築基準法の仕様に合致しないブロック塀等の所有者に対し、継続して注意喚起を行っています。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- (1) 建築基準法に基づく定期報告
定期報告書の受付、定期報告事務処理システムへの入力等の窓口業務委託、同システムの保守業務委託、定期報告対象調査業務委託及び法令改正等に伴うシステム改修を実施することで、不特定多数の人が利用する既存の建築物、昇降機等について、適切な維持管理を促し、安全性の向上を図ります。
- (2) 管理不全な空家等についての指導
関係区局の連携のもと、所有者調査や経過観察を委託し、所有者等への指導を効率的かつ的確に実施するとともに、所有者への支援を専門家と連携しながら実施し、所有者等による自主改善を促進させます。所有者が不明または不存在などで改善が見込まれない空家等については、（仮称）空家等の適切な管理に関する条例に基づき、応急的に危険を回避する措置を実施する*など、行政による解消を図ります。
※（仮称）空家等の適切な管理に関する条例の制定について議決された場合
- (3) 民間ブロック塀等の改善に向けた取組推進
平成30年度に調査した通学路上のブロック塀等のうち、改善の必要性の高いもの（高さ2.2mを超えるもの等）について、令和2年度に引き続き現場調査を行い、改善がみられないものについて所有者に対して補助制度の案内や改善に向けた働きかけ等を行うことで、通学路の安全性を確保し、児童の生命・身体を守ります。

【実績及び今後見込み】

(1) 建築基準法に基づく定期報告 (※) (単位：件)

対象項目	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込
建築物	476	405	602	500	450
建築設備	3,198	3,392	3,515	3,600	3,650
防火設備	867	1,114	1,147	1,200	1,250
昇降機等	30,345	31,591	32,223	33,000	33,500
計	34,886	36,502	37,487	38,300	38,850

※建築設備は換気設備、排煙設備、非常用照明の合計件数。また昇降機等は、昇降機と遊戯施設の合計件数
※H29年度から建築物は3年に1回の報告となり、防火設備の報告が追加された。

(2)管理不全な空家等についての指導

(単位：件)

	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込
空家等の相談	486	641	751	850	950
特定空家等※(累計)	2	11	185	300	550

※特定空家等とは、空家法に基づき、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態であると認められる空家等

(3)民間ブロック塀等の改善に向けた取組推進

平成30年度 通学路調査結果(現場確認を行った件数：5,500件)

高さ2.2メートルを超えるもの(※)	198件
高さ1.2mを超え控壁不足のもの(※)	1,902件

※現行の建築基準法の仕様に合致しないもの

【事業費の内訳】

(単位：千円)

	R2年度	R3年度	差引	説明
①建築基準法に基づく定期報告				システムの改修による増
②管理不全な空家等についての指導				経過観察調査委託対象件数の増加による増
③民間ブロック塀等の改善に向けた取組推進				調査対象件数の減少による減
合計	95,567	95,346	△221	

【事業スケジュール】

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	(月)
①建築基準法に基づく定期報告	定期報告受付、定期報告システム、対象調査												→
	提出通知(適宜)												→
②管理不全な空家等についての指導	経過観察調査、所有者調査、管理システム(通年)												→
	指導通知、専門家派遣、財産管理人申立、危険回避措置等(随時)												→
③民間ブロック塀等の改善に向けた取組推進	改善状況調査(通年)												→

【事業開始年度】

- (1)建築基準法に基づく定期報告 昭和48年度
- (2)管理不全な空家等についての指導 昭和25年度
- (3)民間ブロック塀等の改善に向けた取組推進 平成30年度

【根拠法令】

- (1)建築基準法に基づく定期報告 建築基準法第12条第1項、第3項
- (2)管理不全な空家等についての指導 空家等対策の推進に関する特別措置法第12条、第14条 建築基準法第8条、第10条
- (3)民間ブロック塀等の改善に向けた取組推進 建築基準法第8条、建築基準法施行令第61条、第62条の8、宅地造成等規制法

【根拠とするデータ等】

平成25年横浜市都市計画基礎調査、平成30年住宅・土地統計調査結果(総務省統計局)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	村上 まり子	大橋 朱美	陣内 美佳

(建築 局 - 23)

（様式②-1） 令和3年度事業計画書（局・統括本部）

〔 建築局 建築企画課 〕

事業名
10款 1項 1目
CASBEE横浜・長期優良住宅等普及促進事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
10	5

令和2年度事業評価書番号	10-1-14
令和2年度事業評価書番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	手数料	その他収入	市債	一般財源
令和3年度	7,266	0		17,890	7		△ 10,631
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	7,745	750		16,930			△ 9,935
増△減	△ 479	△ 750	0	960	7	0	△ 696

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	1,824	3,136	2,562
市債+一般財源	△ 12,764	△ 13,475	△ 13,991
決算事業費	877	1,068	1,817
決算市債+一般財源	△ 15,227	△ 15,865	△ 15,411

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	5,946	5,946
市債+一般財源	△ 11,951	△ 11,951

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

環境や省エネルギーに配慮した建築物の普及促進を図るため、「CASBEE横浜（横浜市建築物環境配慮制度）（※1）」や、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（※2）」、「都市の低炭素化の促進に関する法律（※3）」、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（※4）」に基づく認定制度等の適切な運用、制度の普及、さらなる活用の促進を行います。

- ※1：建築物の省エネルギー対策や長寿命化、緑化対策など、快適性や環境への配慮の取組を総合的に評価する制度。自己評価を市に提出する「届出制度」と、有識者で構成される委員会で評価を受ける「認証制度」がある。
- ※2：長期優良住宅の基準（断熱性能や維持管理対策等）に適合していることを認定する制度。
- ※3：低炭素建築物の基準（断熱性能や高い省エネルギー性能、二酸化炭素排出抑制の取組等）に適合していることを認定する制度。
- ※4：省エネルギー基準（断熱性能や省エネルギー性能）に適合していることを認定する基準適合認定制度および、誘導基準（断熱性能や高い省エネルギー性能）に適合していることを認定する性能向上計画認定制度。

【令和3年度実施内容及期待される効果】

市内実務者を対象とした技術講習会等の開催や、省エネ住宅のメリットをPRする動画コンテンツ等による情報発信など、様々な機会を捉えて事業者や市民に対する各種制度に関する普及啓発を行い、中期4か年計画の指標である「より高い環境性能を持つ住宅の割合」の向上を目指します。

【実績及び今後見込み】

		H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
CASBEE	届出(件)	274	288	274	149	300	300	300
	認証(件)	0	0	1	1	2	2	2
	長期優良住宅認定(件)※	2,181	2,528	2,224	2,155	2,446	2,446	2,446
	低炭素建築物認定(件)※	72	168	245	213	345	345	345
建築物省エネ法	適合性判定(件)	—	4	4	5	4	15	15
	基準適合認定(件)	0	0	0	1	5	5	5
	性能向上計画認定(件)	1	4	1	1	5	5	5

※ H29年度以降、共同住宅の件数を棟数から戸数に変更（H29年度の長期優良住宅認定は、大型共同住宅（311戸）あり）

【事業費の内訳】

	R3年度	R2年度	差引	説明
①普及啓発等				市内実務者を対象とした技術講習会開催等（対象約200名）
②CASBEE横浜認証制度運営	197	197	0	
③各種認定制度技術審査	298	298	0	
④長期優良住宅認定申請台帳システム				システム保守費、改修費
⑤その他				人件費、旅費
合計	7,266	7,745	△ 479	

【事業開始年度】

- 《CASBEE横浜》 届出制度…平成17年7月（22年度に対象拡大、表示制度導入）
認証制度…平成18年4月
- 《長期優良住宅認定》 平成21年6月（増改築は平成28年4月）
- 《低炭素建築物新築等計画認定》 平成24年12月
- 《建築物省エネ法》 平成28年4月

【根拠法令】

- 《CASBEE横浜》 横浜市生活環境の保全等に関する条例（第9章の2）
横浜市建築物環境配慮評価認証制度要綱
横浜市附属機関設置条例 横浜市建築物環境配慮評価認証委員会設置要綱
横浜市特定外建築物環境配慮計画の届出に関する要綱
- 《長期優良住宅認定》 長期優良住宅の普及の促進に関する法律
- 《低炭素建築物新築等計画認定》 都市の低炭素化の促進に関する法律
- 《建築物省エネ法》 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

【根拠とするデータ等】

神奈川県内建築着工統計（令和元年度）、CASBEE横浜認証・届出実績（令和元年度）
長期優良住宅認定申請実績（令和元年度） 低炭素建築物認定申請実績（令和元年度）、省エネルギー基準適合状況（令和元年度）

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	建築環境担当
	高橋 寛雄	横畑 友子	戸田 雄大

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 調整区域課]

事業名
10款1項1目 宅地指導行政運営費

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	使用料・手数料	貸付金元利収入	市債	一般財源
令和3年度	31,702	0		41,530	500		△ 10,328
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	29,857			44,123	500		△ 14,766
増△減	1,845	0	0	△ 2,593	0	0	4,438

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	18,977	17,951	29,160
算市債+一般財源	△ 36,327	△ 28,950	△ 19,441
決事業費	14,476	14,634	18,194
算市債+一般財源	△ 32,163	△ 28,977	

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	31,702	31,702
算市債+一般財源	△ 10,328	△ 10,328

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性及び令和3年度実施内容及期待される効果】

- ・ 開発許可、宅地造成工事の許可等の業務を行います。1部2課の事務事業経費です。
- ・ 新市庁舎での業務実施に伴い、建築関連総合データベースを構築し総合的な窓口サービスを提供することで市民サービス・利便性の向上を図ります。特に、市庁舎2階よこはま建築情報センターにおける一層の窓口サービスに寄与すべく、建築指導部・宅地審査部と連携して建築関連情報の一元集約化を図ります。
- ・ 収入証紙が令和2年1月28日に廃止されたことにより、これ以降証紙収入はなくなり、新たに手数料を徴収しています。

【証紙収入実績】

(単位:円)

	28年度実績	29年度実績	30年度実績	令和元年度実績
開発許可申請	30,157,600	29,277,920	26,337,000	20,758,120
宅地造成申請	6,212,300	5,988,200	5,935,200	4,210,100
建築許可申請	3,573,700	3,879,500	3,575,100	2,637,600
その他	7,363,740	7,494,240	7,763,210	6,223,720
計	47,307,340	46,639,860	43,610,510	33,829,540

※変更許可申請手数料を含む

※証紙収入実績の令和元年度は平成31年4月から令和2年1月28日までの数値。

【手数料収入実績】

(単位:円)

(単位:千円)

	令和元年度実績	令和2年度見込	令和3年度見込	令和3年度見込	令和4年度見込
開発許可申請	4,493,800	28,702,100	27,964,600	27,964	27,964
宅地造成申請	1,139,300	6,413,300	6,134,200	6,134	6,134
建築許可申請	584,200	4,004,400	3,528,000	3,528	3,528
その他	694,000	5,004,000	3,895,900	3,896	3,896
計	6,911,300	44,123,800	41,522,700	41,522	41,522

※実績は収入の合計値、令和3年度見込みは手数料区分の平均値から求めた件数見込み×単価

※手数料収入の令和元年度実績とは、令和2年1月29日から令和2年3月31日までの数値。

【申請件数実績の推移・今後見込み】

(単位:件)

	28年度実績	29年度実績	30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込	令和3年度見込	令和4年度見込
開発許可申請	420	420	416	348	416	389	389
宅地造成申請	585	604	578	569	599	584	584
建築許可申請	465	499	451	379	492	435	435

※令和3年度見込みは手数料区分の平均値から求めた件数見込み

【事業費の内訳】

	令和2年度	令和3年度	差引	説明
会計年度任用職員経費		3,235	3,235	
文書保管料	1,200	1,200	0	申請関係書類の外部保管委託
開発・宅地造成等電子台帳システム	1,000	1,194	194	許認可業務に係るデータシステムの改修・保守
建築関連総合データベース	9,640	9,640	0	電子化委託
手数料収納にかかる機器リース及び保守等経費	3,915	3,761	△ 154	自動支払機リース及び保守
その他事務費	14,102	12,672	△ 1,430	許認可業務にかかる出張経費、公用車経費、つり銭資金等
合計	29,857	31,702	1,845	

【事業スケジュール】

経常業務

【事業開始年度】

平成27年度

【根拠法令】

- ・ 都市計画法
- ・ 宅地造成等規制法
- ・ 開発事業の調整等に関する条例
- ・ 建築基準法

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	調整区域課
	川手 光太	川島 春樹	小山 好美

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 住宅政策課]

事業名
10 款 1 項 1 目 横浜市住宅供給公社 共済組合負担金

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	26,602	0					26,602
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	27,134						27,134
増△減	△ 532	0	0	0	0	0	△ 532

歳出		平成29年度	平成30年度	令和元年度
予	事業費	24,518	24,211	25,564
算	市債+一般財源	24,518	24,211	25,564
決	事業費	24,260	23,864	25,287
算	市債+一般財源	24,260	23,864	25,287

歳出		令和4年度	令和5年度
予	事業費	26,602	26,602
算	市債+一般財源	26,602	26,602

方針の確認/決裁
有 () () ・無

【事業の目的・必要性】
地方公務員等共済組合法（以下「法」）第144条の3第8号により、地方住宅供給公社の職員は共済組合の組合員とされており、法第113条第3項2号により、地方公共団体がその費用の一部を負担することが定められています（負担率は総務省告示による）。

【令和3年度実施内容と期待される効果】
地方職員共済組合運営規則第55条により、毎年度の負担分を地方住宅供給公社が地方公共団体に代わって払い込むことになっているため、横浜市住宅供給公社が令和2年度に納入した負担金額を支出します。

【実績及び今後見込み】

	H29	H30	R1	R2	R3
固有職員数	80	81	82	85	83
事務負担単価	14,000	14,000	14,000	14,000	12,500
給料負担率	37.700	37.700	39.000	39.700	40.000
期末負担率	37.7	37.7	39.0	39.7	40.0
対象年度	H28	H29	H30	R1	R2

【事業費の内訳】

項目	負担率等	令和2年4月～令和3年3月	金額 (円)
長期給付に要する負担金	給料	4.00 (%)	25,564,080
	期末手当等	4.00 (%)	
事務負担金	固有職員数	83	1,037,500
	単価	12,500 円	
計			26,601,580

【事業スケジュール】
令和3年8月 負担金請求書を基に支出

【根拠法令】
・長期給付に要する負担金
地方公務員等共済組合法113条第3項第2号、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第97条第1項において準用する同法第96条第1項及び第2項、地方公務員等共済組合法施行令附則第74条の2、総務省告示
・事務負担金
地方公務員等共済組合法第113条第4項、地方公務員等共済組合法施行令第29条の2の2、同施行令第65条第1項・第2項

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	松本 光司	蛭川 雄治	神田 恵理

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 営繕企画課]

事業名
10 款 1 項 1 目
営繕積算システム運用事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和3年度	13,963	0		13,963		0	0
補助事業							0
単独事業		補助率 %					0
令和2年度	13,812			13,812			0
増△減	151	0	0	151	0	0	0

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	10,684	10,711	11,410
算 市債+一般財源	0	0	0
決 事業費	10,683	10,769	10,304
算 市債+一般財源	0	0	0

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	13,963	13,963
算 市債+一般財源	0	0

方針の確認/決裁
有 (平成4年12月) ・無

【事業の目的・必要性及び令和3年度実施内容】

公共建築物の工事の積算を効率的に実施するため、営繕積算システムを活用します。このシステムで、時価積算を適切に実施するため、最新の資材単価調査を行います。また、国土交通省及び全国自治体で構成される営繕積算システム等開発利用協議会への参加を通じ、適切なシステムの構築を図ります。

①資材単価調査

コンクリート等の標準的な建築資材価格とそれ以外の資材等の調査（特別調査）並びに、標準的な土木資材以外の土木資材調査（特別調査）を実施します。また、建築資材に係る見積価格の市場における実勢価格について調査を行います。

②営繕積算システムの導入

積算業務を行う職員が使用する営繕積算システム（RIBC）を導入します。

③営繕積算システム等開発利用協議会の開発・整備

営繕積算システム等開発利用協議会への参加を通じ、営繕積算システムの管理・運営、未整備となっている歩掛の整備等を行い、適切なシステムの構築を図ります。また、これらに要する費用を負担します。

【実績の推移・今後見込み】

①資材単価調査と単価改定実績

	29年度実績	30年度実績	元年度実績	2年度見込	3年度見込	4年度見込
建築資材単価	年4回改定	年4回改定	年4回改定	年4回改定	年4回改定	年4回改定
建築資材単価（特別調査）	年1回改定	年1回改定	年1回改定	年1回改定	年1回改定	年1回改定
土木資材単価	年1回改定	年1回改定	年1回改定	年1回改定	年1回改定	年1回改定

②営繕積算システムの導入（リース）実績

	29年度実績	30年度実績	元年度実績	2年度実績	3年度見込	4年度見込
標準単価作成システム	7	7	8	9	9	9
内訳書作成システム	87	91	101	97	108	108

③営繕積算システム等開発利用協議会の開発・整備

30年度実績	元年度実績	2年度見込	3年度見込
新しい協議会歩掛の拡充	新しい協議会歩掛の拡充	新しい協議会歩掛の拡充	新しい協議会歩掛の拡充
既存の協議会歩掛の見直し	既存の協議会歩掛の見直し	既存の協議会歩掛の見直し	既存の協議会歩掛の見直し
営繕積算システムのメンテナンス	営繕積算システムのメンテナンス	営繕積算システムのメンテナンス	営繕積算システムのメンテナンス

【事業費の内訳】

	2年度	3年度	差引	説明
①資材単価調査等	9,600	9,600	0	
②営繕積算システムの導入	3,012	3,163	151	内訳書作成システムのリース数増(職員の増員)
③営繕積算システム等開発利用協議会の開発・整備	1,200	1,200	0	
合 計	13,812	13,963	151	

【事業スケジュール】

①資材単価調査

- ・ 建築資材単価、特別調査単価(令和3年10月から令和4年3月) ・ 土木資材単価定期調査(令和3年10月)
- ・ 見積と実勢価格の状況調査(令和3年10月から令和4年3月)

②営繕積算システムの導入

- ・ 令和3年4月から令和4年3月まで営繕積算システムのリース

③営繕積算システム等開発利用協議会の開発・整備

- ・ 令和3年5月開催予定の協議会総会の承認後に支出(令和3年6月から令和4年3月)

【事業開始年度】

平成7年度：標準単価作成システム稼働、平成8年度：内訳書作成システム稼働
平成17年度：公立学校校庭工事(土木工事)が横浜市土木工事積算システム統一により参入

【根拠法令】

営繕積算システム開発利用協議会規約(平成5年度より)
(国土交通省・都道府県政令指定都市他が共同して営繕積算システムを開発・利用していくことを定めた規約)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	郷間 宏	狩野 政信	

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 保全推進課]

事業名		
10 款	1 項	1 目
設備管理費		

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	16,817	0					16,817
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	16,430						16,430
増△減	387	0	0	0	0	0	387

歳出		平成29年度	平成30年度	令和元年度
予	事業費	16,737	20,163	20,538
算	市債+一般財源	16,737	20,163	20,538
決	事業費	16,737	19,222	15,628
算	市債+一般財源	16,737	19,222	15,628

歳出		令和4年度	令和5年度
予	事業費	16,817	16,817
算	市債+一般財源	16,817	16,817

方針の確認/決裁
有 () (無)

【事業の目的・必要性】

電気事業法に基づく横浜市電気工作物保安規程による第6ブロック施設の自家用電気工作物を常時良好な状態に保つための法令点検を実施する。

【実績及び今後見込み】

	30年度実績	元年度実績	2年度見込	3年度見込	4年度見込	5年度見込
電気設備定期点検施設数	51	50	51	51	51	51
絶縁油点検個数	7	14	21	21	21	21
遮断器細密点検台数	32	9	18	18	18	18
書籍配付施設数						
積算システムソフトウェア配布施設数	72	0				

【事業費の内訳】

	3年度	2年度	差引	説明
電気設備定期点検	16,817	16,430	387	

【事業スケジュール】

毎年6月から2月の間で対象施設の電気設備定期点検を実施する。

【事業開始年度】

電気設備年次点検は、平成8年度より建築局の予算で実施している。

【根拠法令】

電気事業法、横浜市電気工作物保安規程、消防法、建築基準法

【根拠とするデータ等】

R2年度電気設備定期点検当初契約実績 16,817千円

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	中村 信樹	藤岡 千久	松岡 晃平

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 営繕企画課]

事業名		
10	1	1
公共建築物諸費		

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-1 15
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和3年度	23,054	0		54			23,000
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	43,063			869			42,194
増△減	△ 20,009	0	0	△ 815	0	0	△ 19,194

歳出		平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算	事業費	28,040	39,775	44,389
	市債+一般財源	25,622	37,259	39,430
決算	事業費	13,881	16,795	13,991
	市債+一般財源	9,849	13,578	9,770

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	23,054	23,054
	市債+一般財源	23,000	23,000

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

公共建築部各課の業務補助のため、会計年度任用職員（旧嘱託員及び旧アルバイト）を雇用する。

【実績及び今後見込み】

会計年度任用職員の雇用経費については今後の人事施策による。

【事業費の内訳】

	2年度	3年度	差引	説明
①旧嘱託員経費	37,598	17,174	△ 20,424	
②旧アルバイト経費	5,465	5,880	415	
合計	43,063	23,054	△ 20,009	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	肥田 雄三	早川 勝久	大串 睦美

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 保全推進課]

事業名		
10 款	1 項	1 目
建築物省エネルギー化推進事業		

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
10	4

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-1 16
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳					一般財源等	
		国	県				市債	一般財源
令和3年度	772	0				0	772	
補助事業							0	
単独事業		補助率 %					0	
令和2年度	772						772	
増△減	0	0	0	0	0	0	0	

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	5,772	772	772
算 市債+一般財源	5,772	772	772
決 事業費	5,686	147	703
算 市債+一般財源	5,686	147	703

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	772	772
算 市債+一般財源	772	772

方針の確認/決裁
有 (H15年12月) ・無

【 事業の目的・必要性及び令和3年度実施内容 】

1 事業目的

公共建築物の省エネルギー化を推進し、エネルギー消費量の削減と財政負担の削減を図るものである。

ESCO事業

温室効果ガス削減と財政負担軽減のため、民間のノウハウを活用するESCO事業を推進し、公共建築物の省エネルギー化を図る。これまで平成16年度策定の「横浜市公共建築物ESCO事業導入計画」に基づき、平成23年度までに14事業21施設の導入を行い、導入予定施設の事業化を終えた。平成24年度以降については、同年5月策定「新たな導入計画」、「横浜型中小規模ESCO事業導入検討報告書」(平成26年度策定)及び「横浜型環境配慮重視型ESCO事業導入計画」(平成30年度策定)の事業手法に基づき長寿命化予算を活用し、効果的・継続的に実施している。

2 令和3年度事業内容

ESCO事業(1施設)の公募を実施する。

ア 審査委員会運営

ESCO事業は、公募により各事業者の提案を受け、外部からの学識経験者や省エネルギーの専門家による審査委員会において、厳正な審査を行い事業者を決定する。

イ 公民協働事業報奨金

平成20年8月より「公民協働事業応募促進報奨金交付要綱」の対象事業となり、次点の提案が優秀と認められたときは、報奨金を交付する。

ウ 事業実施施設選定

平成30年度に策定した「環境重視型ESCO事業導入計画」に基づき、令和4年度に事業を導入する施設選定の作業を行う。

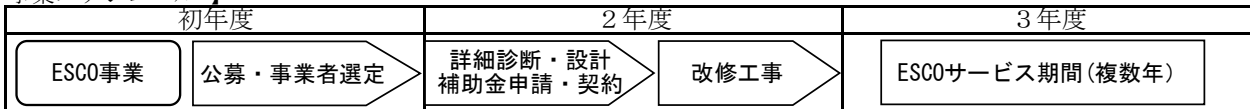
【 実績の推移・今後見込み 】

	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
ESCO事業公募数	1	1	1	1	1	1
省エネルギー改修施設数	事業統合	-	-	-	-	-
BEMS導入事業施設数	1	-	-	-	-	-

【 事業費の内訳 】

	R2年度	R3年度	差引	説明
ESCO事業	772	772	0	審査委員会報酬等
合計	772	772	0	

【 事業スケジュール 】



【 事業開始年度 】

平成16年度

【 根拠法令 】

- 横浜市地球温暖化対策実行計画(市役所編)
- 横浜市附属機関設置条例
- 横浜市ESCO事業提案審査委員会運営要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	中村 信樹	田中 博一	内海 元貴

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 営繕企画課]

事業名
10款 1項 1目
建設関連産業活性化支援事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
1	6

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-1 17
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	その他		市債	一般財源
令和3年度	3,000	0		250			2,750
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	3,240			250			2,990
増△減	△ 240	0	0	0	0	0	△ 240

歳出		平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算	事業費	2,500	2,750	3,000
算	市債+一般財源	2,250	2,500	2,750
決	事業費	2,444	2,243	2,496
算	市債+一般財源	2,194	2,018	2,269

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	3,300	3,300
算	市債+一般財源	2,950	2,950

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

市内建設業は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響は他業種に比べ大きくないものの、民間投資の冷え込みによる先行きの工事受注に対する不安が広がっていることに加え、働き方改革の推進や、技術者・専門工等の担い手不足など、経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の影響により、建設関連就職フェアを中止とし、その代替策として、建設業活性化対策助成金制度による支援を行った。令和3年度についても、本助成制度により人材確保に関する取組を支援するとともに、新技術の導入による業務のオンライン化等に関する取組を支援していく。

また、引き続きアドバイザー派遣の充実を図り、経営課題の解決及び専門知識・技術の習得等に向けた取組を支援する。

根拠・データ等

○有効求人倍率(神奈川県) (令和2年6月現在)

建築・土木技術者等: 2.76倍 建設・採掘の職業: 6.00倍 全職種: 0.66倍

【令和3年度実施内容と期待される効果】

① 専門家派遣事業

経営課題の解決及び専門知識・技術の習得等を促進するため、アドバイザーを派遣し、情報提供やアドバイスをを行う。

ア 建設関連団体派遣 (15件) 団体開催のセミナー研究会に専門家を派遣する。 ※道路局、環境創造局との3局事業

イ 建設関連企業派遣 (15件) 市内中小建設関連企業が実施する研修会や特定テーマの検討会等に専門家を派遣する。

② 建設業活性化対策助成事業

市内建設業関連団体及び市内建設関連企業が行う人材確保に関する取組及び新技術の導入による業務のオンライン化等の取組

に対し、その活動経費の一部を助成することにより支援を行う。

【実績及び今後見込み】

		28年度実績	29年度実績	30年度実績	元年度実績	2年度見込	3年度見込	4年度見込
専門家派遣 件数	団体	17件	17件	14件	14件	15件	15件	15件
	企業	16件	25件	10件	12件	33件	15件	25件
助成金交付件数		-	-	-	-	-	22件	22件
計		33件	42件	24件	26件	48件	52件	62件
中期計画目標値		40件	40件	40件	40件	40件	40件	40件

【事業費の内訳】

		3年度	2年度	差引	説明
1 専門家派遣事業	団体	500	500	0	50,000円/件×2/3×15件=500千円
	企業	450	990	△ 540	30,000円/件×15件=450千円
2 建設業活性化対策助成事業		2,050	1,750	300	新型コロナウイルス感染症対策として、助成金を創設したことによる増
合計		3,000	3,240	△ 240	

【事業スケジュール】

① 専門家派遣事業

随時派遣 (通年)

② 建設業活性化対策助成事業

募集開始: 4月

募集締切: 1月末又は予算超過時

審査・交付等: 随時実施

【事業開始年度】

平成16年度

【根拠法令】

横浜市中企業振興基本条例

【根拠とするデータ等】

求人・求職・賃金バランスシート 令和2年6月版 (厚生労働省神奈川県労働局提供)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	花内 洋	早川 勝久	長島 大樹

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 都市計画課]

事業名
10款 1項 2目
都市計画広報連絡調整費

特記事項
中期計画-3.8の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-3.8の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-2 33
令和2年度 事業評価書 番号	該当 なし

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和3年度	4,928	0		455			4,473
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	5,489	0	0	464	0	0	5,025
増△減	△ 561	0	0	△ 9	0	0	△ 552

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	7,333	6,583	6,583
算 市債+一般財源	6,846	6,127	6,163
決 事業費	5,475	7,216	8,475
算 市債+一般財源	4,976	6,714	8,103

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	4,928	4,928
算 市債+一般財源	4,473	4,473

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】
都市計画決定(変更)に際し、各種行政機関と調整を行うとともに、広く住民の意思を反映させるため、説明会等の広報及び運営を行う。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- ① 関係機関等連絡調整
都市計画決定(変更)に関する関係機関等連絡調整、都市計画手続等に関する事務を円滑に進める。
- ② 航空写真関連
過去に都市計画基礎調査、都市計画基本図作成等の業務で撮影した航空写真の複製及び販売を行う。
- ③ 都市計画関連会費等
INEXや都市計画協会等の会費。都市計画に関する施策、手法の研究及び知識の習得を図り、都市計画決定業務の円滑な推進を期する。
- ④ 都市計画公聴会等の開催
都市計画市案説明会や都市計画公聴会等を開催し、都市計画手続の適正化を図る。
- ⑤ 図書等資料の作成
都市計画決定(変更)及び事業認可に必要な図書等の資料を作成する。

【実績及び今後見込み】

	29年度実績	30年度実績	元年度実績	2年度見込	3年度見込
公聴会実施回数	2回	2回	3回	4回	8回
説明会実施回数	2回	4回	9回	10回	11回

【事業費の内訳】

① 歳出 (単位：千円)

項目	3年度	2年度	増減	説明
事務費	4,028	4,589	△ 561	旅費、消耗品費、役務費(切手)、委託料、使用料及び賃借料(会場借上)、備品費ほか
会費等	900	900	0	負担金補助及び交付金(INEX、都市計画協会ほか)
合計	4,928	5,489	△ 561	

② 歳入 (単位：千円)

項目	3年度	2年度	増減	説明
航空写真販売収入	455	464	△ 9	H29年度～R元年度実績平均 (H29：499千円、H30：499千円、R元年度：367千円)

【事業スケジュール】

【事業開始年度】

【根拠法令】

- ① 都市計画法
- ② 測量法
- ③ 環境影響評価条例
- ④ 横浜市都市計画公聴会規則
- ⑤ 神奈川県「都市計画図書の作成、管理等に関する要綱」

【根拠とするデータ等】
過年度実績等

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	調査係
	立石 孝司	濱名 陽介	浅木 菜月

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 都市計画課]

事業名
10款 1項 2目
都市計画審議会関連費

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-2 34
令和2年度 事業評価書 番号	該当 なし

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	3,665	0					3,665
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	3,965						3,965
増△減	△ 300	0	0	0	0	0	△ 300

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	3,601	3,846	3,270
算 市債+一般財源	3,601	3,846	3,270
決 事業費	2,038	1,921	1,825
算 市債+一般財源	2,038	1,921	1,825

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	3,910	3,665
算 市債+一般財源	3,910	3,665

方針の確認/決裁
有 () ・無

【事業の目的・必要性】
横浜市都市計画審議会は、市長の諮問に基づき、本市に関する全都市計画案件等について、専門家及び市民の代表の立場から意見を述べ、調査・審議する機関です。本審議会は、委員26人(学識経験者12人、市会議員10人、横浜市の住民3人、臨時委員1人)をもって組織される市長の附属機関として昭和57年10月5日に市条例により設置されたものですが、平成12年4月の都市計画法改正に伴って法定化され、これを受けて、横浜市都市計画審議会条例を改正しました。
また、平成12年7月からは、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づき会議を公開しています。

【令和3年度実施内容及期待される効果】
年5回程度審議会を開催する。

【実績及び今後見込み】

開催年度	開催回数	審議件数	備考
27	4	52	うち意見聴取案件0件
28	4	57	うち意見聴取案件0件
29	3	54	うち意見聴取案件0件
30	3	28	うち意見聴取案件0件
元	3	39	うち意見聴取案件1件

令和3年度の開催回数は5回を想定しています。

【事業費の内訳】

項目	3年度	2年度	増 減	説明
報酬	2,525	2,590	△ 65	【都市計画審議会】 会長1名、委員24名(臨時委員1名は含まず)
食糧費	12	12	0	都市計画審議会用の飲料水購入
事務費	1,128	1,363	△ 235	旅費、消耗品費、役務費(切手)、 使用料及び賃借料(会場借上)、 備品費
合計	3,665	3,965	△ 300	

【事業スケジュール】

令和3年度開催予定時期

1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
6月下旬～7月上旬	8月下旬～9月上旬	11月中旬～11月下旬	1月中旬～1月下旬	3月中旬～3月下旬

【事業開始年度】

昭和57年度

【根拠法令】

- (1) 都市計画法第77条の2第1項、第87条の2第11項
- (2) 横浜市都市計画審議会条例
- (3) 横浜市都市計画審議会規則

【根拠とするデータ等】

過去の都市計画審議会開催実績等

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	調査係
	立石 孝司	濱名 陽介	橋本 健世

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 都市計画課]

事業名	
10 款 1 項 2 目	
都市計画図等作成費	

特記事項	
中期計画-3 8 の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-3 8 の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-2 34
令和2年度 事業評価書 番号	18

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和3年度	46,815	0		1,773		45,042
補助事業 単独事業		補助率 %				
令和2年度	51,350			2,153		49,197
増△減	△ 4,535	0	0	△ 380	0	△ 4,155

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	64,703	54,150	54,150
算 市債+一般財源	62,232	51,848	51,977
決 事業費	52,993	48,039	57,251
算 市債+一般財源	51,020	46,063	55,879

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	46,815	46,815
算 市債+一般財源	45,042	45,042

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】
都市計画決定データは、都市計画の情報を示したデータであり都市計画の立案及び事業執行のために必要不可欠なものです。また、都市計画基本図(地形図)は、各種行政地図情報のベース図として、庁内の様々な分野(都市計画、防災、下水道など)で活用されています。都市施設の完成や開発等による地形地物の変化に伴い修正が必要となりますが、単年度のコスト削減や業務量の標準化を図るために、市域を分割し、複数年かけて修正を行っています。この都市計画決定データ及び都市計画基本図を基に、本市の都市計画策定及び都市計画情報の周知等に必要な各種地図を作成し、業務使用及び一般頒布のために印刷、販売します。

【令和3年度実施内容と期待される効果】
(1) 都市計画決定データ等の修正：令和3年度の都市計画決定・変更に伴い、都市計画決定データ等の修正を行います。
(2) 都市計画基本図の修正等：横浜市域の南北部南(面積約57.4km²)について都市計画基本図の修正を行います。
(3) 地図印刷、販売：業務使用及び一般頒布のため、各種地図を印刷し、販売します。
以上を実施することで、都市計画の立案及び事業執行、都市計画情報の周知などの業務の適正な遂行に繋がります。

【実績及び今後見込み】
◆ 都市計画基本図修正 実績及び今後見込み
・令和元年度 都市計画基本図修正(横浜南南部南：27図郭) ・令和5年度 都市計画基本図修正(横浜北南部南：26図郭)
・令和2年度 都市計画基本図修正(横浜南南部北：19図郭) ・令和6年度 都市計画基本図修正(横浜北南部北：24図郭)
・令和3年度 都市計画基本図修正(横浜北南部南：22図郭) ・令和7年度 都市計画基本図修正(横浜北北部南：23図郭)
・令和4年度 都市計画基本図修正(横浜北北部北：23図郭) ・令和8年度 都市計画基本図修正(横浜北北部北：23図郭)

◆ 地図販売枚数及び金額実績

	29年度実績	30年度実績	元年度実績	2年度見込	3年度見込
販売枚数(枚)	3,069	3,111	2,173	1,204	2,389
販売金額(千円)	1,972	1,977	1,371	771	1,523

【事業費の内訳】
(1) 歳出 (単位：千円)

項目	3年度	2年度	増減	説明
都市計画決定データ等の修正				
都市計画基本図の修正等				
地図印刷、販売委託、原図修正	10,815	15,350	△ 4,535	
合計	46,815	51,350	△ 4,535	

(2) 歳入 (単位：千円)

項目	3年度	2年度	増減	説明
地図販売収入	1,773	2,153	△ 380	29年度～R1年度実績平均

【事業スケジュール】
(1) 都市計画決定データ等の修正 随時：都市計画決定データ等の修正
(2) 都市計画基本図の修正 7月：業務委託発注 1月：修正図面チェック完了 3月：基本図データの修正
(3) 地図印刷、販売 通年

【事業開始年度】
昭和41年度

【根拠法令】
(1) 都市計画法第14条 (2) 測量法

【根拠とするデータ等】
過年度の契約実績、販売実績等

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	地域計画係
	立石 孝司	林 隆一	三枝 由人

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 局 都市計画課 課]

事業名	
10 款 1 項 2 目	
都市計画情報システム運営費	

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-2 35
令和2年度 事業評価書 番号	該当 なし

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳					一般財源等	
		国	県				市債	一般財源
令和3年度	3,009	0						3,009
補助事業 単独事業		補助率	%					
令和2年度	5,170							5,170
増△減	△ 2,161	0	0	0	0	0	0	△ 2,161

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	3,570	3,570	3,570
算 市債+一般財源	3,570	3,570	3,570
決 事業費	2,493	3,396	4,002
算 市債+一般財源	2,493	3,396	4,002

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	2,600	2,600
算 市債+一般財源	2,600	2,600

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

都市計画情報システムは、デジタルデータ化した都市計画基本図などの各種地図情報を、GIS（地理情報システム）の活用によりコンピュータで管理、運用を行うため平成6年度から導入している職員用のシステムです。
このシステムにより、複数の地図情報の重ねあわせ出力や土地利用現況の分析などが可能となり、都市計画の検討に必要な様々な資料の作成等に活用するとともに、庁内外においても様々な分野、用途で活用されています。
本事業は、このシステムに必要な機器を整備、更新するとともに、アプリケーションソフトの保守管理のほか、システムの運用に係る業務支援を毎年度業者に委託しています。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- ①技術研修：アプリケーションソフト操作等の技術研修（講習会）の実施
 - ②機能向上：バージョンアップデート作業や新たな機能要望等に対応したプログラムの作成・改修
 - ③運用サポート：技術的な業務支援及び高度な処理技術を要する場合の指導及び代行
 - ④障害復旧サポート：アプリケーションソフトの障害発生時の復旧、原因解析及び保全処置等
 - ⑤データ更新：都市計画決定・変更、住居表示等の変更によるデータの更新及び航空写真データ等の最新版への入替え
- 以上を実施することで、都市計画情報システムの円滑な利用と有事に対応したデータ・システムの保全に繋がります。

【実績及び今後見込み】

平成27年度(平成27年11月) 更新新規 機器リース：5年契約(令和2年11月まで)ワークステーション1台
平成27年度(平成28年2月) 更新新規 機器リース：5年契約(令和3年2月まで)ワークステーション1台
平成28年度(平成29年3月) 更新新規 機器リース：5年契約(令和4年2月まで)大型プリンター1台、大型スキャナー1台

【事業費の内訳】

(1) 歳出

(単位：千円)

項目	3年度	2年度	増減	説明
機器修繕料	111	111	0	
運用支援料				都市計画基本図データの登録業務がなくなったため
機器リース料				令和2年度でWSのリース契約が終了するため
機器購入料	0	850	△ 850	令和2年度にWSを購入したため
合計	3,009	5,170	△ 2,161	

【事業スケジュール】

- (1) システム運用支援
 - ・ 通年
- (2) 機器リース（大型プリンター、大型スキャナー）
 - ・ 令和4年2月に契約終了及び3月以降再リース

【事業開始年度】

平成6年度

【根拠法令】

都市計画法第6条 都市計画法第14条

【根拠とするデータ等】

過年度の契約実績等

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	地域計画係
	立石 孝司	林 隆一	三枝 由人

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 都市計画課]

事業名
10款 1項 2目
都市計画縦覧図書のデータベース化事業費

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-2 37
令和2年度 事業評価書 番号	該当 なし

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	3,576	0					3,576
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	3,599						3,599
増△減	△ 23	0	0	0	0	0	△ 23

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	4,860	4,374	4,008
算 市債+一般財源	4,860	4,374	4,008
決 事業費	4,296	3,776	8,018
算 市債+一般財源	4,296	3,776	8,018

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	3,576	3,576
算 市債+一般財源	3,576	3,576

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】
都市計画の決定や変更の際に作成した都市計画図書は、当該都市計画が定められている期間中は、縦覧に供することとなっている。また、市民の縦覧要望以外にも、新たな都市計画の決定や変更の手続や都市計画指導事務を行う上で、重要な役割を有している。横浜市では1,500冊以上（新法適用後）の都市計画図書があるが、広い保管場所の確保や書類の経年劣化などの問題を抱えていた。一方、昨今、まちづくりに対する市民の関心が高まっており、都市計画に関する知識の普及、情報提供の促進などの課題もあった。これらの課題を解消するため、都市計画図書を電子データ化しインターネット上で閲覧できるシステム「A-Ma p p y」を開発し、平成22年3月から公開した。

【令和3年度実施内容と期待される効果】
令和3年度に新たに告示した都市計画案件のデータ更新。

【実績及び今後見込み】
平成18年度 基本システムの開発（縦覧・変換システム）
平成19年度 都市計画図書のYCAN上でのテスト縦覧開始（システム調整・付加機能開発含む）
平成19年度 インターネット配信用システムの開発（システムテスト含む）
平成20年度 YCANでのシステムテスト（システム調整・付加機能開発含む）
平成22年3月 インターネット公開開始
平成22年度 都市計画決定（変更）に合わせたデータの随時更新及びi-マッパーとの連携
平成23年度～ 都市計画決定（変更）に合わせたデータの随時更新

【事業費の内訳】
歳出

項目	3年度	2年度	増減	説明
保守管理料				契約実績に基づく減
仮想化プラットフォーム利用料	570	660	△ 90	仮想化プラットフォーム使用料見直しによる減
ソフトウェア利用料				ソフトウェア使用料増
その他	35	37	△ 2	購入備品の精査による減
合計	3,576	3,599	△ 23	

【事業スケジュール】
都市計画決定（変更）に合わせて、データを随時更新する。

【事業開始年度】
平成18年度

【根拠法令】
都市計画法第3条第3項
都市計画運用指針「Ⅲ-2 7. 情報開示の促進」「V. 都市計画決定手続等」

【根拠とするデータ等】
過年度の契約実績等

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	調査係
	立石 孝司	濱名 陽介	橋本 健世

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 都市計画課]

事業名	10 款 1 項 2 目
都市計画情報等提供事業費	

特記事項	
中期計画-3 8 の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-3 8 の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-2 38
令和2年度 事業評価書 番号	該当 なし

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	使用料・手数料	その他	市債	一般財源
令和3年度	4,674	0		21			4,653
補助事業							
単独事業		補助率 %					
令和2年度	5,408	0		21			5,387
増△減	△ 734	0	0	0	0	0	△ 734

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	6,269	6,269	8,863
算 市債+一般財源	5,528	5,528	8,122
決 事業費	6,525	6,054	6,135
算 市債+一般財源	6,269	5,796	6,121

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	4,950	4,950
算 市債+一般財源	4,929	4,929

方針の確認/決裁
有 () (無)

【事業の目的・必要性】

- 簡単な操作で都市計画・建築基準法等の土地利用制限を閲覧・カラープリントできる
i-マップ（インターネット配信）により、市民等にまちづくり地図情報を正確かつ迅速に提供する。
- より効率的で的確な位置確認を実施できるよう、システムの保守及び過去の都市計画決定線の位置確認情報をストックするためにPDF化を実施（約1,500件/年）、都市計画法第53条及び第65条許可図面のマイクロ化を行う。
- 都市計画決定線のオープンデータ化に対応したGISデータの更新及び入替え業務を行う。

根拠・データ等

		28年度実績	29年度実績	30年度実績	31年度実績
位置確認PDF化	年間実施枚数	8,527	9,026	9,045	31,258
マイクロフィルム化	年間実施コマ数	3,408	3,495	5,025	5,320

31年度は3か年分を行った。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- i-マップ（インターネット配信）について、情報更新業務などを行うとともに、細かなシステム改修を行いサービスの向上を図る。市民が用途地域等の都市計画情報を自ら調べることが出来るため、業務効率化が期待される。
- 都市計画決定線の位置確認情報のPDF化や、都市計画法第53条及び第65条許可図面のマイクロ化を引き続き行うことにより、データ化され素早く閲覧ができるようになる。それに伴い紙資料の削減につながり、収納スペースの圧縮化を図ることが出来る。
- 都市計画決定線のオープンデータ化により、市民サービスの向上及び業務量の削減・効率化が可能となる。

【実績及び今後見込み】

		28年度実績	29年度実績	30年度実績	31年度実績	2年度見込	3年度見込
マップ（昭和63年～）	年間利用件数	58,618	53,562	48,265	44,159	5,581	0
i-マップ（平成14年～）	アクセス件数	680,343	683,969	684,749	706,245	715,158	724,184

		28年度実績	29年度実績	30年度実績	31年度実績	2年度見込	3年度見込
都市計画決定線の位置確認事務処理	件数	1,323	1,464	1,378	1,451	1,296	1,382
都市計画法第53条の許可申請事務処理	件数	191	205	188	206	184	195
都市計画法第65条の許可申請事務処理	件数	36	53	57	27	25	40

【事業費の内訳】

(1) 歳出 (単位：千円)

	3年度	2年度	差引	説明
消耗品費				購入区の増加（3区→6区）
システム保守業務				マップシステム運用終了による委託費減
データ更新データ入替業務等				オープンデータ化に対応するための業務委託費増
建築許可図面のマイクロ化				
位置確認図面のPDF化				
機器リース料				マップシステム運用終了によるPCリース費減
セキュリティソフト				単年度契約から3年度更新へ変更
合計	4,674	5,408	△ 734	

(2) 歳入 (単位：千円)

	3年度	2年度	差引	説明
手数料収入	21	21	0	
合計	21	21	0	

【事業開始年度】

- マップ：昭和63年度（令和2年6月運用終了）
- i-マップ：平成14年度
- 指導図作成システム：平成19年度

【根拠法令】

【根拠とするデータ等】

過年度の契約実績等

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 立石 孝司	係長 小倉 有美子	指導係 川添 祐介
--------------------	-------------	--------------	--------------

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 都市計画課]

事業名
10 款 1 項 2 目
都市計画課会計年度任用職員経費

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	○

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-2 39
令和2年度 事業評価書 番号	該当 なし

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和3年度	9,853	0		25			9,828
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	6,150			15			6,135
増△減	3,703	0	0	10	0	0	3,693

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	5,945	5,974	6,134
算 市債+一般財源	5,919	5,947	6,119
決 事業費	6,090	6,279	6,362
算 市債+一般財源	6,074	6,263	6,346

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	9,853	9,853
算 市債+一般財源	9,828	9,828

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

- 都市計画課には、都市計画に関する様々な電話による問合せが寄せられ、その件数は年間で約12,000件あり、これに対応するため会計年度任用職員を配置している。
- 用途地域の見直しと連動した都市計画決定線の精査作業による業務量の増に対応するため、新たに会計年度任用職員を配置する。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- 都市計画決定内容(都市施設、用途地域等)やその他都市計画に関する電話による問合せへの対応を行う。
(電話相談件数に対する会計年度任用職員の業務負担割合は、【実績の推移・今後見込み】で示す件数の50%程度)
- 用途地域の見直しと連動した都市計画決定線の精査作業

【実績及び今後見込み】

(1) 電話相談件数

	29年度実績		30年度実績		元年度実績		2年度見込み		3年度見込	
電話相談件数	14,206件		12,854件	90.5%	12,062件	93.8%	12,000件	99.5%	12,000件	
月平均	1,184件	-	1,072件		1,005件		1,000件		1,000件	

※R2年度見込みは4~7月実績÷4×12か月
※R3年度見込みはH29~R1年度実績平均

- 都市計画決定線の精査作業
H30年度抽出箇所数 2,329箇所

【事業費の内訳】

(1) 歳出

(単位：千円)

項目	3年度	2年度	増減	備考
会計年度任用職員報酬	8,478	5,292	3,186	新規会計年度任用職員1名増員による増
会計年度任用職員社会保険料	1,375	858	517	
合計	9,853	6,150	3,703	

(2) 歳入

(単位：千円)

項目	3年度	2年度	増減	備考
社会保険料納付金	25	15	10	新規会計年度任用職員1名増員による増

【事業スケジュール】

【事業開始年度】

昭和62年度

【根拠法令】

横浜市会計年度任用職員の任用等に関する規程
横浜市建築局企画部都市計画課嘱託員就業要綱

【根拠とするデータ等】

過年度実績、規程等

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	調査係
	立石 孝司	濱名 陽介	濱名 陽介

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 都市計画課]

事業名
10款 1項 2目
都市計画基礎調査費

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-2 40
令和2年度 事業評価書 番号	19

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	32,000	0	22,000				10,000
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	25,000	0	0		0		25,000
増△減	7,000	0	22,000	0	0	0	△ 15,000

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	2,000	-	40,000
算 市債+一般財源	2,000	-	40,000
決 事業費	578	-	24,420
算 市債+一般財源	578	-	24,420

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	2,000	2,000
算 市債+一般財源	2,000	2,000

方針の確認/決裁
有 () ・無

【事業の目的・必要性】

都市計画基礎調査は、都市計画策定の基礎資料とするために、都市計画法第6条に基づき実施されており、概ね5年毎、神奈川県下一斉に人口・土地・建物等の現状及び動向について調査するものです。

本市では、都市計画基礎調査の基本となる土地利用及び建物用途別現況をはじめ、都市基盤の整備状況や開発の状況等について、調査項目を数年度に分割して調査を実施し、神奈川県下一斉に行われる調査結果の取りまとめに合わせて完結することとしています。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

この調査の本市における流れとしては、まず土地利用・建物用途別現況等について2箇年かけて全数調査を行い、調査区(集計等の基本単位=町丁目界と用途地域界の重ね合わせによるゾーン、大・中・小・細ゾーン)の設定を行ったうえで、土地・建物以外の各種項目別調査及びそれら調査結果のゾーン集計等を行っています。

令和3年度は令和元年度から行っている第11次調査の3箇年目です。項目別調査、調査区の設定、集計等を行い、調査の結果を取りまとめると共に、神奈川県へ成果を提出します。

【実績及び今後見込み】

◆第10次調査

- 平成26年度 土地利用、建物用途別現況調査(南部)
- 平成27年度 土地利用、建物用途別現況調査(北部)
- 平成28年度 項目別調査、調査区(ゾーン)設定、集計、県対応
- 平成29年度 調査結果の公表(冊子及びWEBページの作成)

◆第11次調査

- 令和元年度 土地利用、建物用途別現況調査(北部)
- 令和2年度 土地利用、建物用途別現況調査(南部)
- 令和3年度 項目別調査、調査区(ゾーン)設定、集計、県対応
- 令和4年度 調査結果の公表(冊子及びWEBページの作成)
- 令和5年度 市街化動向分析

【事業費の内訳】

(1) 歳出

(単位：千円)

項目	3年度	2年度	増減	説明
① 土地利用現況調査				
② 建物用途別現況調査				
③ 項目別調査等				項目別調査、調査区の設定、集計、県対応
合計	32,000	25,000	7,000	

(2) 歳入

(単位：千円)

項目	3年度	2年度	増減	説明
① 県交付金	22,000	0	22,000	

【事業スケジュール】

4～6月：業務委託発注、1月：調査結果の確認、2月：成果整理、3月：県へ成果の提出

【事業開始年度】

昭和44年度 ※第11次は令和元年度から開始

【根拠法令】

都市計画法第6条(下記抜粋)

第6条 都道府県は、都市計画区域について、おおむね五年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。

2 (省略)

3 都道府県は、前二項の規定による基礎調査を行うため必要があると認めるときは、関係市町村に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

【根拠とするデータ等】

過年度の契約実績、神奈川県都市計画基礎調査の手引き等

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	地域計画係
	立石 孝司	雨宮 寿親	田中 均

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 都市計画課]

事業名	
10 款 1 項 2 目	
用途地域等見直し検討業務	

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	○

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
21	4

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-2 41
令和2年度 事業評価書 番号	該当 なし

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳					一般財源等	
		国	県				市債	一般財源
令和3年度	29,627	0						29,627
補助事業 単独事業		補助率	%					
令和2年度	20,000							20,000
増△減	9,627	0	0	0	0	0	0	9,627

歳出		平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 算	事業費	3,500	48,000	28,800
	市債+一般財源	3,500	48,000	28,800
決 算	事業費	3,425	44,280	25,593
	市債+一般財源	3,425	44,280	25,593

歳出		令和4年度	令和5年度
予 算	事業費	20,000	20,000
	市債+一般財源	20,000	20,000

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】
土地利用の根幹的な枠組みである用途地域及び関連する地域地区について、全市見直しを行います。
29年度より、社会状況の変化を踏まえた喫緊の課題や、将来を見据えた課題に対する土地利用誘導についての論点整理等を行い、都市計画基礎調査の結果等を活用した分析も踏まえ、用途地域等の見直しの基本的考え方及び指定基準等の検討を進めています。元年度には、用途地域等の見直しの基本的考え方について都市計画審議会へ諮問を行った上で小委員会を設置し、2年度からより具体的な検討を進めています。

【令和3年度実施内容と期待される効果】
3年度は、引き続き小委員会での議論を経た上で、都市計画審議会から答申をいただき、それらを踏まえ用途地域等の見直しの基本的考え方及び指定基準案等の策定並びに都市計画関連図書の作成を行います。これにより、市街化区域の土地利用について、より戦略的な誘導を図り、持続可能な郊外部のまちづくりをはじめとした政策目的の着実な推進に繋げていきます。

【実績及び今後見込み】
用途地域見直しについては、昭和48年に当初指定を行い、昭和60年と平成8年に全市見直しを行ったほか、線引き全市見直しに伴う変更を行ってきました。

◆用途地域

昭和48年 12月	8用途地域指定
昭和52年 3月	
昭和59年 12月	
昭和60年 10月	用途地域全市見直し
平成4年 9月	
平成8年 5月	12用途地域指定
平成9年 4月	
平成15年 3月	
平成22年 3月	

<参考>◆線引き全市見直し

昭和45年 6月	当初線引き
昭和52年 3月	第1回線引き全市見直し
昭和59年 12月	第2回線引き全市見直し
平成4年 9月	第3回線引き全市見直し
平成9年 4月	第4回線引き全市見直し
平成15年 3月	第5回線引き全市見直し
平成22年 3月	第6回線引き全市見直し
平成30年 3月	第7回線引き全市見直し

【事業費の内訳】

項目	3年度	2年度	増減	説明
小委員会運営費	227	1,566	△ 1,339	小委員会の委員報酬、飲料水、議事録作成
見直し方針等策定検討業務				見直しの基本的考え方・指定基準案等策定
都市計画関連図書作成等業務				都市計画関連図書・検討資料等作成
事務費(広報資料作成等)				広報資料の版下作成、印刷、配布等
合計	29,627	20,000	9,627	

【事業スケジュール】

～平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度～ 令和5年度以降
都市計画変更

都市計画基礎調査

- 基礎的分析
- 検討課題の整理
- 対応手法の検討

詳細分析

- 見直し方針
- 指定基準等の検討
- 基礎資料作成

見直しの基本的考え方

- 指定基準等の検討
- 検討資料作成
- 都市計画審議会諮問
- 小委員会設置

見直しの基本的考え方

- 指定基準等の検討
- 検討資料作成
- 小委員会運営

見直しの基本的考え方

- 指定基準案の策定
- 都市計画関連図書作成
- 都市計画審議会答申
- 小委員会運営
- 広報資料作成

用途地域等の見直し案の策定

- 縦覧図書作成
- 関係機関協議用資料作成
- 広報資料作成
- 説明会運営

都市計画審議会小委員会

【事業開始年度】 昭和48年度
【根拠法令】 都市計画法第8条
【根拠とするデータ等】 過年度の契約実績等

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 立石 孝司	係長 雨宮 寿親	地域計画係 村田 信一
--------------------	-------------	-------------	----------------

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 都市計画課]

事業名
10款 1項 2目
第8回線引き全市見直し

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	○

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和元年度 事業評価書 番号	10-1-2 42
令和元年度 事業評価書 番号	該当 なし

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
3年度	18,000	0					18,000
補助事業 単独事業		補助率	%				
2年度	10,000						10,000
増△減	8,000	0	0	0	0	0	8,000

歳出	29年度	30年度	元年度
予 事業費	2,000	-	-
算 市債+一般財源	2,000	-	-
決 事業費	778	-	-
算 市債+一般財源	778	-	-

歳出	4年度	5年度
予 事業費	11,000	12,000
算 市債+一般財源	11,000	12,000

方針の確認/決裁
有 () (無)

【事業の目的・必要性】
市街化区域と市街化調整区域を区分する、いわゆる「線引き」は、都市の無秩序な市街化を防止し、計画的にインフラ整備を図るなど、都市の骨格を定める重要な都市計画で、都市計画法第7条に基づき義務付けられています。本市では昭和45年の当初決定以降、概ね6～7年ごとに計7回の定期的な見直しを行っており、令和2年度より第8回目の見直しに向けて、検討に着手しています。令和3年度は、対象地区選定の検討及び縦覧図書の素案(案)作成を実施します。(根拠・データ等) 都市計画法第7条、都市計画運用指針

【令和3年度実施内容と期待される効果】
令和3年度は、第8回目の見直しに向けて、対象地区選定の検討、図書作成等に関する業務を行います。市街化調整区域から市街化区域に編入される区域については、用途地域等の指定により適切な土地利用を誘導することが可能となり、建築物の用途の混在防止、住環境の保全等が図られます。また、市街化区域に編入された年の翌年度から新たに都市計画税が課税され、街路・公園整備事業等の都市計画事業の費用に充てられます。

【実績及び今後見込み】

昭和45年 6月	当初線引き
昭和52年 2月	第1回線引き全市見直し
昭和59年 12月	第2回線引き全市見直し
平成4年 9月	第3回線引き全市見直し
平成9年 4月	第4回線引き全市見直し
平成15年 3月	第5回線引き全市見直し
平成22年 3月	第6回線引き全市見直し
平成30年 3月	第7回線引き全市見直し
令和5年度以降	第8回線引き全市見直し(予定)

【事業の内訳】 (単位：千円)

項目	3年度	2年度	増減	説明
線引き見直し基準等検討業務				
合計				

【事業スケジュール】

令和2年度: 線引き基準検討調査、基礎資料作成
令和3年度: 線引き基準策定、縦覧図書素案(案)作成
令和4年度~: 縦覧図書作成、関係機関協議用資料作成、広報資料作成、説明会運営
令和5年度以降: 縦覧図書作成、関係機関協議用資料作成、広報資料作成、市案説明会運営、公聴会運営
告示: 都市計画変更、総括資料作成

【事業開始年度】
昭和45年6月 ※第8回は令和2年度

【根拠法令】
都市計画法第7条第1項

【根拠とするデータ等】
過年度の契約実績

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	地域計画係
	立石 孝司	林 隆一	大西 友貴

事業計画書目次

[建築局]

10款1項3目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和3年度		令和2年度		増△減(3-2)		38の政策	新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債		
42	公共建築物長寿命化対策事業	3,913,800	3,913,800	3,446,200	3,446,200	467,600	467,600	○	
43	建築基準法第12条点検業務	162,338	162,338	180,375	180,375	△ 18,037	△ 18,037		
						0	0		
						0	0		
						0	0		
						0	0		
						0	0		
						0	0		
						0	0		
						0	0		
						0	0		
						0	0		
						0	0		
						0	0		
						0	0		
	計	4,076,138	4,076,138	3,626,575	3,626,575	449,563	449,563		

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 保全推進課]

事業名
10款 1項 3目
公共建築物長寿命化対策事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
38	1

令和2年度事業評価書番号	10-1-320
令和2年度事業評価書番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	3,913,800	0				2,100,000	1,813,800
補助事業							0
単独事業		補助率 %					0
令和2年度	3,446,200					2,100,000	1,346,200
増△減	467,600	0	0	0	0	0	467,600

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	3,069,224	3,408,163	3,408,818
算市債+一般財源	3,069,224	3,408,163	3,408,818
決算事業費	3,001,802	3,200,383	2,985,103
算市債+一般財源	2,998,537	3,196,969	2,962,771

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	8,790,000	8,790,000
算市債+一般財源	8,790,000	8,790,000

方針の確認/決裁
有 (H21年7月) ・ 無

【事業の目的・必要性及び令和3年度実施内容】

1 長寿命化対策工事費

「横浜市公共施設管理基本方針」に基づき、市民利用施設・庁舎等の一般公共建築物について、劣化調査等により建築物及び建築設備の劣化状況を詳細に把握し、優先順位を付けた計画的な予防保全を実施しています。3年度も劣化調査等を実施し、①法令遵守 ②市民の安全 ③施設の寿命 ④運営に影響大の「部位の性格」と劣化度に応じた、優先順位をつけた保全対策を実施していきます。

なお、3年度に対応が必要な上記①②の工事に対応していくほか、②については「外壁改修等」の優先対応に配慮し、③④については「施設の主要部又は全館利用停止に繋がる不具合」「福祉系施設など利用者への特段の配慮が必要な不具合」などへの対応を最優先させることとし、限られた予算の範囲内で効率的・効果的な事業を執行します。

2 公共建築物データ類整備費

各施設の諸元や劣化状況等は、公共建築物保全データベースにより庁内共有し、保全に役立ててきました。この保全データベースと財政局にて構築した「公共建築物マネジメント台帳」を一部統合し、平成31年4月から「公共建築物台帳」として運用開始しました。これに伴い公共建築物台帳のデータベースの保守管理を行います。

また、建築、電気、空調、衛生工事等における竣工図面のPDF化を実施します。

3 劣化調査点検委託費

本事業では、予算を有効に活用するため、状態監視保全による工事の優先順位付けを行い、実施しています。そのため、建物や設備機器の各部位について、劣化・損傷状況等の不具合や劣化度の診断調査が不可欠であり、原則として6年毎に実施しています。3年度も2年度と同等数の施設について、劣化調査を実施します。

【実績の推移・今後見込み】

公共施設の保全費は、部位の性格・劣化状況・施設の性格などを考慮しながら保全の優先順位付けを行い、工事を執行しています。この状態監視保全の仕組みにより、単に個別保全計画に基づく時間計画保全よりも効率的・効果的な予算執行が図られています。

状態監視による工事の選定は、必要な時期に必要な対応を行うものとして実施しており、工事が先送りされた場合には施設の休館や事故などの不測の事態、或いは後年度経費の増大などに繋がるため、適切な執行が求められています。

【事業費の内訳】

(単位:千円)

項目	3年度	2年度	差引	説明
1 長寿命化対策工事費	3,834,800	3,399,200	435,600	過年度予算では工事対応ができず、先送りされている本来対応すべき工事箇所を積上げ(突発修繕費等を含む)
2 公共建築物データ類整備費	6,000	6,000	0	DBの保守費用、仮想基盤使用料、図面・書類のPDF化等
3 劣化調査点検委託費	73,000	41,000	32,000	施設の劣化状況の把握
合計	3,913,800	3,446,200	467,600	
市債	2,100,000	2,100,000	0	
一般財源	1,813,800	1,346,200	467,600	

【事業スケジュール】

事業対象となる施設数に応じ、また、築年数が経つにつれて必要となる事業量は増加していきます。現状の保全の仕組みを構築して以来、法12条点検の原則一元実施、施設管理者点検の強化など、制度運用等を工夫しながら効率的な保全対策工事の実施を進めています。

【事業開始年度】

公共建築物長寿命化対策費 平成17年度

【根拠法令】

- (1) 公共施設の長寿命化の推進に関する管理責任者等の設置に関する要綱 (H13.5制定R元.7改正財政局)
- (2) 横浜市公共建築物マネジメントの考え方 (H26.6発行財政局)
- (3) 横浜市公共施設管理基本方針 (H27.3策定H30.12改訂財政局)
- (4) 一般公共建築物 保全・更新計画 (H30.3策定財政局)

【根拠とするデータ等】

長寿命化対策工事候補リスト

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	藤井 康次郎	松田 豊	

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 保全推進課]

事業名		
10 款	1 項	3 目
建築基準法第12条点検業務		

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-3 21
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位: 千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	162,338	0					162,338
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	180,375						180,375
増△減	△ 18,037	0	0	0	0	0	△ 18,037

歳出		平成29年度	平成30年度	令和元年度
予	事業費	104,733	221,946	226,057
算	市債+一般財源	104,733	221,946	226,057
決	事業費	104,733	198,151	198,120
算	市債+一般財源	104,733	198,151	198,120

歳出		令和4年度	令和5年度
予	事業費	198,120	180,375
算	市債+一般財源	198,120	180,375

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

1 事業の概要

建築基準法第12条点検業務は、建築基準法第12条第2項及び第4項で施設管理者に義務付けられている。建築局では平成23年度から点検を開始し、現在では約500施設を対象として点検を実施している。点検結果については、各区局のストックマネージャーに報告し、不具合については長寿命化対策事業での対応も含めて是正する。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

施設管理者による簡易点検の情報も踏まえ、劣化調査と12条点検をより効率的・効果的に実施しており、2年度も引き続き長寿命化対策事業を推進して行く。

【実績及び今後見込み】

	30年度実績	元年度実績	2年度見込	3年度見込	4年度見込	5年度見込
建築局実施12条点検施設数	506	502	約500	約500	約500	約500
建築点検施設数	174	160	約160	約160	約160	約160
建築設備点検施設数	506	502	約500	約500	約500	約500
防火設備点検施設数	337	323	約330	約330	約330	約330

建築設備点検は毎年、建築点検は3年毎に実施する。建築基準法の改正に伴い、平成30年度から防火設備の点検が追加になり、点検項目が増え、それに伴い点検人数が増え、点検委託費が増加した。防火設備点検は毎年実施する必要がある。

【事業費の内訳】

(単位: 千円)

	3年度	2年度	差引	説明
12条点検委託費	162,338	180,375	△ 18,037	
合計	162,338	180,375	△ 18,037	

【事業スケジュール】

4月から委託により点検を実施し、不具合について長寿命化対策事業での対応を含めて是正を検討していく。

【事業開始年度】

平成23年度から原則建築局に一元化して実施(各局予算令達替え)。平成24年度から建築局予算。

【根拠法令】

建築基準法12条第2項及び第4項

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	中村 信樹	藤岡 干久	日下 弥寿彦

(様式②-1) 令和3年度事業計画書(局・統括本部)

[建築局 営繕企画課]

Table with 2 columns: 事業名 (10款 1項 4目) and 工事監理費

Table with 2 columns: 特記事項 (中期計画-38の政策, 行政運営, 財政運営, 新規・拡充) and a circle symbol

Table with 2 columns: 中期計画-38の政策 (政策番号, 主な施策番号)

Table with 2 columns: 令和2年度事業評価書番号 (該当なし), 令和2年度事業評価書番号

(単位: 千円)

Main financial summary table with columns: 区分, 金額, 財源内訳 (国, 県, 諸収入), 一般財源等 (市債, 一般財源)

Table with 4 columns: 歳出 (事業費, 市債+一般財源) for 平成29年度, 平成30年度, 令和元年度

Table with 3 columns: 歳出 (事業費, 市債+一般財源) for 令和4年度, 令和5年度

方針の確認/決裁 有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

建築局では、営繕担当職員がいない区局（資源循環局、港湾局、水道局、交通局以外）が所管する公共建築物の新築・改修工事等に伴う設計や工事監理等の業務を行っています。

工事監理費は、これらの業務に要する公共建築部5課における事務費が中心の事業費であり、各区局が発注する工事の契約額から算出される事務費の60%を事業の財源としています。

また、公共建築物の品質を確保し市民サービスの向上を図ることを目的として、公共建築物等の設計者や専門工事業者の表彰を実施しています。

建設業界のICT化や、ウィズコロナ時代に対応し、継続して効率的に業務を実施するために、営繕業務のICT化環境を整えていきます。具体的には、設計・工事の監督員業務において①タブレット端末の試験導入、②BIMの活用に向けた検討を中心に取組みます。

※BIM (Building Information Modeling) とは、コンピュータ上に作成した3次元モデルの形状に、材料や部材の仕様・性能、コスト、仕上げ等の建築物の情報を追加させて構築したものです。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

<営繕業務ICT化環境整備事業>

- 現場検査及びWEB会議用タブレットの試験導入
ペーパーレスの推進及び業務の負担減につながる
WEB会議の本格運用
業務の効率化と、接触機会の減少
設計・工事の監督員業務におけるBIMの活用
国では令和4年度から試行・検証を行うスケジュールで進めていることを踏まえ、今後の建築工事発注のインフラとなるBIMへ円滑に移行すること及びBIMのメリットを生かし複雑化する公共建築物の整備を効率的に進める
書類の電子化及び印鑑レス化の検討

【実績及び今後見込み】

令和元年度までの実績については、上記の各年度決算のとおり。
今後の見込みについては、各局の工事執行状況によります。

【事業費の内訳】

Table with 5 columns: 事業費の内訳 (①公共建築部事務費, ②検討委員会報酬, ③表彰式関係経費, ④営繕業務ICT化環境整備事業, ⑤環境配慮推進事業), 2年度, 3年度, 差引, 説明

【根拠とするデータ等】

<BIM導入に関する国土交通省の動向>

- 平成22年3月 官庁営繕事業におけるBIM導入プロジェクトの開始
平成26年3月 官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン策定
平成30年8月 官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン改定
令和元年6月 建築BIM推進会議の設置
令和元年10月 建築BIM環境整備部会の設置
令和2年3月 「建築分野におけるBIMの標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン」作成

Table with 4 columns: 課長 (肥田 雄三), 係長 (早川 勝久), 係 (大串 睦美), 本資料は、公正・適正に作成しました。

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 営繕企画課]

事業名
10款 1項 4目
木材を活かした公共建築物推進事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
10	5

令和2年度 事業評価書 番号	
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	4,500	0					4,500
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	5,000						5,000
増△減	△ 500	0	0	0	0	0	△ 500

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費			
算 市債+一般財源			
決 事業費			
算 市債+一般財源			

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	3,000	3,000
算 市債+一般財源	3,000	3,000

方針の確認/決裁
 (有) (H26.3月 方針) ・無

【事業の目的・必要性】

木材利用の推進に向けた規制の合理化が図られ、木材を利用しやすい環境が整備される中、2年度には万騎が原小学校における木造校舎の設計に着手するなど、公共建築物への木材利用は進んでいます。また、公共建築物における木材使用量の数値目標策定を進めており、一層の利用促進を図る必要があります。そのためにも、①設計者・施工者の技術力向上の支援、②消費地である本市と生産地の自治体との連携強化、③木材利用の促進・普及啓発に取り組み、引き続き、木材を活かした公共建築物の整備を推進するための事業を行います。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- 設計者・施工者の技術力向上の支援
 - 木材活用に向けた研修会の実施（テーマ例：地域材の流通と調達、木構造設計、3階建て木造校舎の設計等）
木材利用が進む中で判明した課題について対応できるように、木材活用に携わる技術者の育成を目的に研修会を実施します。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を見合わせました。）
- 生産地との連携の推進
 - 県産材・地域材の活用検討
神奈川県産材、地域材の利用促進について検討し、生産地から良質な木材が安定して、本市の公共建築物の整備に供給されるような連携方法の検討を進めます。
- 木材利用の促進・普及啓発
 - イベントの実施（環境教育出前講座等の木育事業、10月の木づかい月間にあわせたイベントの検討）
小学生へ向け木材に触れる機会を提供するものとして、環境創造局主催の環境教育出前講座の講師派遣等を行います。また、10月の木づかい月間にあわせ、関連自治体や団体等と、木材利用の普及啓発にかかるイベント等を企画実施します。
 - 小規模建築物の木造化検討（シミュレーションの実施）
非木造で建設している低層の公共建築物について、木造とした場合の設計上の問題点や維持管理の課題を分析し、対応策を検討します。

【実績及び今後見込み】

■木材利用に関する研修会

	2年度	3年度見込
延参加人数 (人)	開催見合わせ	300

【事業費の内訳】

	2年度	3年度	差引	説明
木材を活かした公共建築物推進事業	5,000	4,500	△ 500	ガイドライン更新委託の減
合 計	5,000	4,500	△ 500	

【事業スケジュール】

設計者・施工者の育成

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
← 企画 →			研修会第1回			研修会第2回			研修会第3回		

【事業開始年度】

令和2年度

【根拠法令】

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

【根拠とするデータ等】

横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	企画担当
	肥田 雄三	飯村 智	岡崎 和広

事業計画書目次

[建築局]

10款2項1目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和3年度		令和2年度		増△減(3-2)		38 の 政策	新規・ 拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債		
46	法制事務費	13,348	13,348	13,068	13,068	280	280		
47	市営住宅指定管理者経費	1,363,922	1,363,922	1,355,518	1,355,518	8,404	8,404		
48	市営住宅計画修繕・入退去業務等委託費	1,631,642	1,430,761	1,815,754	1,557,114	△ 184,112	△ 126,353	○	
49	市営住宅直接管理費	177,527	91,321	127,807	29,767	49,720	61,554		
50	借上型市営住宅費	4,325,394	2,744,363	4,391,583	2,887,219	△ 66,189	△ 142,856		
	計	7,511,833	5,643,715	7,703,730	5,842,686	△ 191,897	△ 198,971		

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 市営住宅課]

事業名
10款 2項 1目
法制事務費

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号 主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	13,348					13,348	
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	13,068					13,068	
増△減	280	0	0	0	0	280	

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算 事業費	12,878	12,878	12,878
市債+一般財源	12,878	12,878	12,878
決算 事業費	11,474	8,850	13,104
市債+一般財源	11,474	8,850	13,104

歳出	令和4年度	令和5年度
予算 事業費	13,348	13,348
市債+一般財源	13,348	13,348

方針の確認/決裁
有 () ・無 ()

【事業の目的・必要性】

長期滞納者や高額所得者等への法的措置を適正に実施し、公平性の担保と納付率の向上を図る。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

住宅使用料滞納者に対する、和解、住宅明渡の強制執行及び明渡訴訟を実施する。
また、高額所得者等に対する住宅の明渡訴訟を実施する。
当該事案に精通した弁護士への委任や専門のノウハウを持つ事業者への委託などを活用し、効率的な執行を図る。

【実績及び今後見込み】

	28年度実績	29年度実績	30年度実績	元年度実績	2年度実績見込	3年度見込	4年度見込
和解、調停等件数	95	86	82	97	97	97	97
強制執行件数	26	18	20	24	24	24	24

【事業費の内訳】

(単位：千円)

	3年度	2年度	差引	説明
①強制執行予納金	2,540	2,260	280	単価の増
②強制執行明渡等補助	8,712	8,712	0	
③家屋明渡訴訟	1,760	1,760	0	
④事務費	336	336	0	
合計	13,348	13,068	280	

【事業スケジュール】

3年4月～3年3月 (随時実施)
長期滞納者に対する和解 (調停)
和解 (調停) 不成立者への明渡訴訟及び強制執行の実施
高額所得者等に対する明渡の協議、明渡訴訟及び強制執行の実施

【事業開始年度】

平成18年度

【根拠法令】

公営住宅法、公営住宅法施行令、横浜市営住宅条例、横浜市営住宅条例施行規則
住宅地区改良法、住宅地区改良法施行令、横浜市改良住宅条例、横浜市改良住宅条例施行規則

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	管理係
	吉原 秀典	高橋 健太郎	鈴木 祥子

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 市営住宅課]

事業名
10款 2項 1目
市営住宅指定管理者経費

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策
政策番号 主な施策番号

令和2年度事業評価書番号
10-2-122
令和2年度事業評価書番号

(単位：千円)

Table with columns: 区分, 金額, 財源内訳 (国, 県), 一般財源等 (市債, 一般財源). Rows include 令和3年度, 補助事業, 令和2年度, 増△減.

Table with columns: 歳出, 平成29年度, 平成30年度, 令和元年度. Rows include 予算, 決算, 事業費, 市債+一般財源.

Table with columns: 歳出, 令和4年度, 令和5年度. Rows include 予算, 決算, 事業費, 市債+一般財源.

方針の確認/決裁
有 () ・無 ()

【事業の目的・必要性】

公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき建設された公営住宅・改良住宅の維持・管理

【令和3年度実施内容と期待される効果】

市営住宅（公営住宅及び改良住宅）の建物・設備の維持、管理及び住宅、駐車場の入居者管理等の適正な管理運営について、指定管理者を指定し、実施する。指定管理制度を実施することにより民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上や経費の節減等を図る。

【実績及び今後見込み】

Table with columns: 28年度実績, 29年度実績, 30年度実績, 元年度実績, 2年度実施見込, 3年度見込, 4年度見込. Row: 管理戸数(戸)

【事業費の内訳】

(単位：千円)

Table with columns: 3年度, 2年度, 差引, 説明. Rows include ①人件費相当, ②事務所経費, ③維持補修費, ④施設管理費, ⑤環境整備費, ⑥駐車場管理, ⑦緊急対応, 合計.

【事業スケジュール】

3年4月 指定管理 業務開始
3年4月～4年3月 (随時実施)
入居者の入退去等管理、相談、各種届出の受付
住宅使用料等の納入通知書の送付、納付指導
住宅の施設・設備管理、維持・保全のための修繕 ほか

【事業開始年度】

平成18年度

【根拠法令】

公営住宅法、公営住宅法施行令、横浜市営住宅条例、横浜市営住宅条例施行規則
住宅地区改良法、住宅地区改良法施行令、横浜市改良住宅条例、横浜市改良住宅条例施行規則

Table with columns: 課長, 係長, 管理係. Row: 本資料は、公正・適正に作成しました。 吉原 秀典 高橋 健太郎 鈴木 祥子

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 市営住宅課]

事業名
10款 2項 1目 市営住宅計画修繕・入退去業務等委託費

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
38	1

令和2年度 事業評価書 番号	10-2-1 23
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	1,631,642	200,881				182,000	1,248,761
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	1,815,754	258,640				243,000	1,314,114
増△減	△ 184,112	△ 57,759	0	0	0	△ 61,000	△ 65,353

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	1,456,654	1,643,488	1,785,706
算 市債+一般財源	1,299,505	1,506,725	1,565,600
決 事業費	1,462,320	1,627,050	1,787,116
算 市債+一般財源	1,308,276	1,494,116	1,568,001

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	1,631,642	1,631,642
算 市債+一般財源	1,430,761	1,430,761

方針の確認/決裁
有 () ・無 ()

【事業の目的・必要性】

公営住宅法等に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

市営住宅（公営住宅及び改良住宅）の中長期的な保全計画に基づき修繕を実施する。
また、入居者募集の実施、収納管理業務等を行い、管理の適正化を図る。

【実績及び今後見込み】

	28年度実績	29年度実績	30年度実績	元年度実績	2年度実施見込	3年度見込	4年度見込
管理戸数（戸）	31,397	31,316	31,316	31,396	31,396	31,396	31,272

【事業費の内訳】

	3年度	2年度	差引	説明
①人件費相当	111,172	103,742	7,430	業務内容の増に伴う増
②入退去業務	83,390	81,060	2,330	業務内容の増に伴う増
③収納管理業務	35,262	35,262	0	
④計画修繕	558,353	657,914	△ 99,561	修繕見込みの減
⑤空家修繕	843,465	937,776	△ 94,311	修繕見込みの減
合計	1,631,642	1,815,754	△ 184,112	

【事業スケジュール】

3年4月 委託契約締結
3年4月～8月、10月～4年2月（年2回）
入居者募集（公表、受付、抽選会、審査等）
3年4月～4年3月（随時）
空家修繕、計画修繕（外灯LED化改修、衛生設備改修等）

【事業開始年度】

平成5年度

【根拠法令】

公営住宅法、公営住宅法施行令、横浜市営住宅条例、横浜市営住宅条例施行規則
住宅地区改良法、住宅地区改良法施行令、横浜市改良住宅条例、横浜市改良住宅条例施行規則

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	管理係
	吉原 秀典	高橋 健太郎	鈴木 祥子

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 市営住宅課]

Table with 1 row and 1 column: 事業名 10款 2項 1目 市営住宅直接管理費

Table with 1 row and 1 column: 特記事項 中期計画-38の政策, 中期計画-行政運営, 中期計画-財政運営, 新規・拡充

Table with 1 row and 2 columns: 中期計画-38の政策 政策番号, 主な施策番号

Table with 2 rows and 2 columns: 令和2年度事業評価書番号, 10-2-1 24, 令和2年度事業評価書番号

(単位:千円)

Main financial summary table with columns: 区分, 金額, 財源内訳 (国, 県, その他), 一般財源等 (市債, 一般財源)

Table with 4 columns: 歳出, 平成29年度, 平成30年度, 令和元年度. Rows for 予算 and 決算.

Table with 3 columns: 歳出, 令和4年度, 令和5年度. Rows for 予算 and 決算.

方針の確認/決裁 有 () (無)

【事業の目的・必要性】

市営住宅管理業務全般の円滑な実施を図る。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

市営住宅の入居者募集計画の作成、建物・設備等保全計画の作成、住宅・駐車場及び店舗等の収納管理、各種調整等を行い、市営住宅管理業務全般の円滑な実施を図る。

【実績及び今後見込み】

Table with 8 columns: 管理戸数(戸), 28年度実績, 29年度実績, 30年度実績, 元年度実績, 2年度実施見込, 3年度見込, 4年度見込

【事業費の内訳】

(単位:千円)

Table with 5 columns: 3年度, 2年度, 差引, 説明. Rows for ①管理協力謝金, ②入退去業務, ③指定管理者関係業務, ④収納管理業務, ⑤住宅管理システム, ⑥財産管理, 合計

【事業スケジュール】

3年5月～ 住宅運営委員会に管理協力謝金を支出
3年9月、4年2月 入居者選考審議会の開催
3年4月～4年3月(随時) 各事業執行の調整、印刷物の発注、システムの保全等

【根拠法令】

公営住宅法、公営住宅法施行令、横浜市営住宅条例、横浜市営住宅条例施行規則
住宅地区改良法、住宅地区改良法施行令、横浜市改良住宅条例、横浜市改良住宅条例施行規則

Table with 4 columns: 課長 吉原 秀典, 係長 高橋 健太郎, 管理係 鈴木 祥子, 本資料は、公正・適正に作成しました。

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 市営住宅課]

事業名: 10款 2項 1目 借上型市営住宅費

特記事項: 中期計画-38の政策, 中期計画-行政運営, 中期計画-財政運営, 新規・拡充

中期計画-38の政策: 政策番号, 主な施策番号

令和2年度事業評価書番号: 10-2-125, 令和2年度事業評価書番号

(単位:千円)

財源内訳表: 区分, 金額, 国, 県, その他, 一般財源等 (市債, 一般財源)

歳出表: 予算, 決算, 事業費, 市債+一般財源 (平成29年度, 平成30年度, 令和元年度)

歳出表: 予算, 決算, 事業費, 市債+一般財源 (令和4年度, 令和5年度)

方針の確認/決裁: 有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

民間土地所有者等の建設した「横浜市借上型市営住宅整備基準」に適合する共同住宅を市営住宅として借上げ、市営住宅ストック数を維持する。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

民間土地所有者等の建設した、「横浜市借上型市営住宅整備基準」に適合する共同住宅を、市が市営住宅として借上げ、住宅に困窮する高齢者等に供給する。

【実績及び今後見込み】

実績表: 管理戸数, 調定額, 収納額, 滞納額, 収納率, 借上公営住宅借上料, 借上料改訂鑑定, 緊急通報システム改修補助, 再借上入居者契約業務

【事業費の内訳】

事業費内訳表: 借上公営住宅借上料, 借上公営住宅借上料改訂, 緊急通報システム改修補助, 再借上住宅入居者契約, 借上契約期間終了に伴う対応業務

【事業スケジュール】

3年4月~4年3月 市と建物所有者との契約書に基づき、毎月、賃借料を支出する。契約期間満了住宅の再借上げに伴い、緊急通報システム改修補助及び入居者契約業務委託を執行する。

【事業開始年度】

平成10年度

【根拠法令】

公営住宅法、公営住宅法施行令、横浜市営住宅条例、横浜市営住宅条例施行規則

署名欄: 課長 吉原 秀典, 係長 高橋 健太郎, 管理係 鈴木 祥子

本資料は、公正・適正に作成しました。

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 市営住宅課]

事業名
10款 2項 2目
市営住宅整備事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	○

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
22	2

令和2年度 事業評価書 番号	26
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	財産収入	諸収入	市債	一般財源
令和3年度	3,080,894	958,145		52,240	66	1,655,000	415,443
補助事業	2,788,679	958,145				1,655,000	175,534
単独事業	292,215	補助率 50%		52,240	66		239,909
令和2年度	2,938,879	890,427		52,240	66	1,548,000	448,146
増△減	142,015	67,718	0	0	0	107,000	△ 32,703

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	462,241	2,391,309	2,722,908
算 市債+一般財源	253,646	1,504,347	1,752,660
決 事業費	425,001	1,934,589	1,837,714
算 市債+一般財源	210,099	1,312,240	1,212,650

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	6,179,786	9,683,022
算 市債+一般財源	3,703,104	5,177,906

方針の確認/決裁
 (H28年2月) ・無

【事業の目的・必要性】

昭和40年代に郊外部の大規模な住宅を中心に、年間1千戸を超える市営住宅を供給してきましたが、今後、それらの住宅が一定期間に大規模改修や建替えの時期を迎えることとなります。
 そこで、一時期に集中する建替えや仮移転対策に伴う財政負担等の軽減を図るため、昭和56年以前に建設された直接建設型の市営住宅36住宅、約1万4千戸を対象とし、建替えの先行や更なる長寿命化の手法により平準化を実施し、市営住宅の再生を行っていきます。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

- ①住戸改善事業（ひかりが丘住宅、岩井町住宅、川辺町住宅）
住戸改善工事、設計を行います。
- ②建替事業（瀬戸橋住宅、洋光台住宅、中村町住宅、さかえ住宅、尾張屋橋住宅）
解体工事、設計を行います。
- ③市営住宅再生検討（名瀬住宅、塩場住宅、南三双住宅等）
市営住宅の再生に向けた基礎調査等を行います。
- ④野庭住宅及び野庭団地再生ビジョン策定
周辺の住宅も含めた団地全体の再生ビジョンを策定します。
- ⑤用地管理費等
市営住宅用地として取得した用地（泉区中田東1丁目1616番他）は、市営住宅を建設する予定がないため、最適な利活用方法の検討に必要な測量等を行います。

【実績及び今後見込み】

	30年度実績	元年度実績	2年度見込	3年度見込	4年度見込
①住戸改善事業 (戸)	90	170	170	230	274
②建替事業 (戸)	-	-	-	-	180

【事業費の内訳】

	3年度		2年度		差引		説明
	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	
①住戸改善事業	230	2,515,752	250	2,667,230	△ 20	△ 151,478	実施戸数減に伴う事業費の減
②建替事業	-	492,553	-	139,671	-	352,882	解体に伴う工事費の増
③市営住宅再生検討	-	36,833	-	100,000	-	△ 63,167	委託費の減
④野庭住宅及び野庭団地再生ビジョン策定	-	22,694	-	21,400	-	1,294	委託費の増
⑤用地管理費等	-	13,062	-	10,578	-	2,484	委託費の増
	-	0	-	0	-	0	
合計	230	3,080,894	250	2,938,879	△ 20	142,015	

【事業スケジュールおよび事業開始年度】 [着工済の住宅及び令和3年度又は4年度に工事（解体工事）を予定している住宅を記載]

	住宅名	事業開始年度	2年度	3年度	4年度
①住戸改善事業	ひかりが丘住宅	平成29年度	設計、工事	設計、工事	設計、工事
	岩井町住宅		基本設計	実施設計	仮移転、工事
②建替事業	瀬戸橋住宅		実施設計、仮移転	実施設計、解体	解体、工事
	洋光台住宅		基本設計	基本設計、実施設計	実施設計、仮移転、解体
	中村町住宅		基本設計	実施設計	仮移転、解体

【根拠法令】

公営住宅法、住宅地区改良法

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	管理係
	寺口 達志	鷲原 智仁	福留 柚衣

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 住宅政策課]

事業名		
10 款	2 項	3 目
住宅セーフティネット構築事業		

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
22	1
32	3

令和2年度 事業評価書 番号	10-2-3 27
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	1,626,334	647,992				0	978,342
補助事業	1,587,672	647,992					939,680
単独事業		補助率 %					0
令和2年度	1,565,780	602,395					963,385
増△減	60,554	45,597	0	0	0	0	14,957

歳出		平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算	事業費	1,738,744	1,722,768	1,485,558
算	市債+一般財源	1,231,135	1,206,482	953,029
決算	事業費	1,307,814	1,428,058	1,239,156
算	市債+一般財源	798,464	1,024,942	823,279

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	1,895,345	1,932,607
算	市債+一般財源	1,098,092	1,112,179

方針の確認/決裁
有 () (無)

◎ヨコハマ・りぶいん事業

【事業の目的・必要性】

中堅所得者等の居住に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講じ、優良な賃貸住宅の供給を図り、市民生活の安定と福祉の増進に寄与します。
「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、認定事業者（民間土地所有者等）への家賃減額助成を行います。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

72団地1299戸の家賃減額助成を行います。
中堅所得世帯に対し、良好な居住環境を備えた住宅を提供するとともに、家賃減額助成により、入居者の負担を軽減します。

【実績の推移・今後見込み】

管理戸数・団地数・空家率の推移

	28年度末	29年度末	30年度末	元年度末	2年度当初	3年度当初(見込)
全体管理戸数 (戸)	4,219	3,440	2,461	1,966	1,966	1,299
全体団地数 (団地)	212	178	132	110	110	72
管理終了戸数 (戸)	1,001	779	979	495	667	704
管理終了団地 (団地)	37	34	46	22	38	33
空家率	8.1%	8.5%	7.2%	8.7%		

【事業費の内訳】

	3年度	2年度	差引	説明
①家賃減額助成	43,772	85,960	△ 42,188	管理戸数の減少による減
[国費]	[7,518]	[17,243]	[△ 9,725]	
②事務費	4,289	5,621	△ 1,332	管理戸数の減少による委託料の減
[国費]	[0]	[0]	[0]	
合計	48,061	91,581	△ 43,520	
[国費]	[7,518]	[17,243]	[△ 9,725]	

【事業スケジュール】

全戸の家賃減額助成が完了する令和6年度まで実施

【事業開始年度】

昭和61年度

【根拠法令】

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、ヨコハマ・りぶいん制度要綱

【根拠とするデータ等】

横浜市住生活基本計画（平成30年2月）、住宅・土地統計調査

◎高齢者向け優良賃貸住宅事業

【 事業の目的・必要性 】

高齢者の安全で安定した居住の確保を図るため、民間土地所有者等の事業意欲を誘導し、高齢者に配慮された仕様でかつ高齢者向けサービスの付加された民間賃貸住宅の整備を誘導し、公的住宅として認定、効率的に供給を進めるため、認定事業者に対し整備費の一部を補助するとともに、入居者の負担額も軽減するため家賃減額補助を行います。

<整備費補助>

新築については補助対象事業費の1/6（住宅の階数が1又は2の場合にあっては1/9）

令和3年度は新規建設型のみ募集を行います。

<家賃減額補助>

●家賃減額補助→入居者の収入分位の40%を限度とし、契約家賃と入居者負担額（*）との差額を補助します。

（*）入居者負担額（100円単位で切り上げ）＝（家賃）×（入居者の所得に応じた割合・60%～100%）

【 令和3年度実施内容と期待される効果 】

令和3年度は新たに90戸程度選定し、83団地2,674戸の家賃減額補助を行います。

低額所得の高齢者世帯に対し、良好な居住環境を備えた住宅を提供するとともに、家賃減額助成により、入居者の負担を軽減します。

【 実績の推移・今後見込み 】

	28年度実績		29年度実績		30年度実績		元年度実績		2年度見込		3年度見込	
選定戸数	6団地	269戸	4団地	115戸	4団地	190戸	4団地	157戸	-	120戸	-	90戸
管理開始戸数	3団地	123戸	3団地	115戸	4団地	146戸	5団地	157戸	2団地	88戸	5団地	184戸
管理戸数	64団地	1,984戸	67団地	2,099戸	71団地	2,245戸	76団地	2,402戸	78団地	2,490戸	83団地	2,674戸
募集戸数		95戸		220戸		114戸		85戸				
応募件数		120件		319件		274件		89件				
応募倍率		1.3		1.5		2.4		1.1				

【 事業費の内訳 】

	3年度	2年度	差引	説明
①整備費補助 [国費]	39,800 [19,900]	142,800 [71,400]	△ 103,000 [△ 51,500]	補助対象戸数の減による。
②家賃減額補助 [国費]	1,083,594 [410,586]	1,021,670 [378,186]	61,924 [32,400]	補助対象戸数の増による。
③事務費 [国費]	10,735 [0]	10,301 [0]	434 [0]	不動産鑑定費の増
合計 [国費]	1,134,129 [430,486]	1,174,771 [449,586]	△ 40,642 [△ 19,100]	

【 事業スケジュール 】

令和元年度：事業者募集、選定

令和2年度：着工

令和3年度：整備費補助実施、竣工

家賃減額補助については、管理開始後20年間補助を実施します。

【 事業開始年度 】

平成12年度（12年度は高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱（国）、13年度から23年度までは高齢者の居住の安定確保に関する法律、24年度からは地域優良賃貸住宅制度要綱に基づき実施）

【 根拠法令 】

地域優良賃貸住宅制度要綱

地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱、公的賃貸住宅家賃低廉化事業対象要綱

横浜市高齢者向け地域優良賃貸住宅要綱

【 根拠とするデータ等 】

横浜市住生活基本計画（平成30年2月）、住宅・土地統計調査

◎子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業

【 事業の目的・必要性 】

横浜市が平成29年度までに、子育て世帯に配慮された賃貸住宅として「子育て世帯向け地域優良賃貸住宅（子育てりぶいん）」に認定した民間賃貸住宅に対し、入居者の負担額を軽減するため、家賃減額助成を行います。

1 認定済み住宅の概要

小学校・公園などが徒歩圏にあり、面積が30㎡以上の子育て世帯に適した住宅

2 主な入居資格

- ・満18歳未満の子がいること（妊娠中の者がいる世帯も可）
- ・世帯月収額が214,000円以下であること等

3 家賃減額助成の対象

満18歳未満の子がいる世帯月収額が214,000円以下の世帯

型	世帯月収額	助成率	助成期間	助成金の上限
1型	0円～123,000円	40%	6年以内	4万円/月
2型	123,001円～214,000円	25%		

【 令和3年度実施内容と期待される効果 】

64団地372戸の家賃減額助成を行います。

低額所得の子育て世帯に対し、良好な居住環境を備えた住宅を提供するとともに、家賃減額助成により、入居者の負担を軽減します。

【 実績の推移・今後見込み 】

	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度実績
認定戸数	52	74	62	0
管理開始戸数	31	63	100	0
管理戸数	162	272	372	372

※地域優良賃貸住宅制度要綱の改正により、子育てりぶいんの新規認定は平成29年度で終了。

【 事業費の内訳 】

区 分	3年度	2年度	差引	説明
①家賃減額助成 [国 費]	151,135 [75,566]	146,871 [73,434]	4,264 [2,132]	必要助成金額（管理戸数×1戸当たり平均助成額×助成月数）の増
②みなし寡婦適用費 [国 費]	212 [0]	215 [0]	△ 3	
③事務費 [国 費]	1,036 [0]	1,350 [0]	△ 314 0	
合 計 [国 費]	152,383 [75,566]	148,436 [73,434]	3,947 [2,132]	

【 事業スケジュール 】

平成29年度までに認定した住宅に対し家賃減額助成を実施。

【 事業開始年度 】

平成24年度

【 根拠法令 】

地域優良賃貸住宅制度要綱、地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱、公的賃貸住宅家賃低廉化事業対象要綱
横浜市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅制度要綱

【 根拠とするデータ等 】

横浜市住生活基本計画（平成30年2月）、住宅・土地統計調査

◎住宅セーフティネット事業

【 事業の目的・必要性 】

新型コロナウイルス感染症の影響による離職、病気等の事情により、住宅の確保が困難な方の増加が見込まれます。これまでにも、市営住宅及び公的賃貸住宅を根幹としながら、民間賃貸住宅の空き室を活用した住宅セーフティネット制度を推進していくことで、重層的な住宅セーフティネットを構築してきましたが、ポストコロナ、ウィズコロナの時代において、暮らしの基盤となる住まいを確保していくためには、より一層住宅セーフティネット制度を推進していく必要があります。つきましては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、以下の制度・事業により、住宅セーフティネット制度を推進していきます。

【 令和3年度実施内容と期待される効果 】

1 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）として横浜市に登録し、その情報を公開する登録制度です。

登録住宅を増やすことで、新型コロナウイルスの影響などにより住まいを失うおそれのある方をはじめとした住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居を円滑にしていきます。

2 入居者への経済的支援

住宅確保要配慮者の中でも、特に経済的な配慮が必要な低額所得者が入居する住宅のオーナーに対して、家賃減額補助、家賃債務保証料減額補助を行う「家賃補助付きセーフティネット住宅」の供給を行います。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した方が入居する場合は、家賃減額補助の上限額を引き上げ、入居者の家賃の負担を軽減します。

さらに、セーフティネット住宅に入居する単身高齢者等が利用する見守りサービスの利用料の一部を補助するモデル事業を令和2年度から継続して実施することにより、見守りサービスの利用を促進し、単身高齢者等の入居の円滑化を図るとともに、セーフティネット住宅の供給を促進します。

3 住宅確保要配慮者への居住支援

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化や居住支援のために、横浜市、不動産関係団体、居住支援団体等が連携する「横浜市居住支援協議会」を中心に、それぞれが抱える課題の共有、情報交換、住宅確保要配慮者向け民間賃貸住宅等の情報発信、既存福祉施策の紹介・連携等の効果的な居住支援に向けた取組みを進めます。

横浜市居住支援協議会で開設した相談窓口では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて住まいを失うおそれのある方などに対し、適切な福祉支援機関等につなげていくとともに、セーフティネット住宅をはじめとした住まいの紹介を行うことで、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。

【 実績の推移・今後見込み 】

	30年度実績	元年度実績	2年度見込	3年度見込
新規家賃減額補助対象戸数	10	39	51	600
累計家賃減額補助対象戸数	10	49	100	700
家賃債務保証料減額補助対象戸数	0	177	20	20

【 事業費の内訳 】

	3年度	2年度	差 引	説 明
家賃減額補助・家賃債務保証料減額補助・見守りサービス料補助 〔 国 費 〕	269,159 〔 134,422 〕	124,264 〔 62,132 〕	144,895 〔 72,290 〕	必要補助金額（管理戸数×1戸当たり平均補助額×補助月数）の増
事 務 費 〔 国 費 〕	22,602 〔 0 〕	26,728 〔 0 〕	△ 4,126 〔 0 〕	委託費等の減
合 計 〔 国 費 〕	291,761 〔 134,422 〕	150,992 〔 62,132 〕	140,769 〔 72,290 〕	

【 事業スケジュール 】

セーフティネット住宅 登録募集 通年
家賃補助付きセーフティネット住宅 事業者募集 通年
家賃補助付きセーフティネット住宅 入居者募集 通年

【 事業開始年度 】

平成29年度

【 根拠法令 】

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱
横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅制度要綱

【 根拠とするデータ等 】

横浜市住生活基本計画（平成30年2月）、住宅・土地統計調査

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	松本 光司	小島 類	堀下 茜

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 住宅再生課]

事業名	
10 款 2 項 4 目	
マンション関連支援事業	

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
22	3

令和2年度 事業評価書 番号	10-2-4 28
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県		市債	一般財源
令和3年度	28,048	17,565				10,483
補助事業	26,833	17,565				9,268
単独事業	1,215	※補助率欄外参照				1,215
令和2年度	28,800	17,734				11,066
増△減	△ 752	△ 169	0	0	0	△ 583

※内訳：社資交7,565千円(補助率45%)、マンション管理適正化・再生推進事業10,000千円(補助率100%)

歳出		29年度	30年度	令和元年度	歳出		令和4年度	令和5年度
予	事業費	3,620	4,978	22,648	予	事業費	28,919	33,919
算	市債+一般財源	2,090	2,818	13,284	算	市債+一般財源	12,532	15,282
決	事業費	5,076	4,465	27,474				
算	市債+一般財源	3,546	3,378	16,601				

方針の確認/決裁
 (平成15年3月) ・ 無

【 事業の目的・必要性 】

管理組合の活動が適正に行われるように自治体の役割を強化するマンション管理適正化法の一部改正が令和2年6月に成立し、積極的に施策を講じていくことが求められています。日常の維持管理から再生期まで、管理組合等の活動段階に応じて切れ目なく支援を行うことにより、管理組合による適正な管理を推進します。

【 令和3年度実施内容と期待される効果 】

法改正に伴うマンション管理適正化推進計画の策定に向けた検討を行うほか、計画日常の維持管理から再生期まで、管理組合等の状況に応じて情報提供や専門家の派遣、検討及び整備に係る費用の一部補助等の支援を行うことにより、管理組合による適正な管理を推進します。

また、新型コロナウイルス感染拡大への対策として、Web会議等を活用する等、新しい生活様式に対応した支援策を実施します。

1 計画策定・制度構築

マンション管理適正化事業

(1) マンション管理適正化推進計画の策定に向けた検討

法改正に伴い、マンション管理適正化推進計画や制度構築の検討等を行います。

(2) マンション実態把握調査

マンション管理組合に対する調査を行い、管理状況や課題の把握に取り組みます。

2 日常維持・管理、運営への支援

(1) 専門家派遣事業

ア 管理組合活動活性化支援

居住者の高齢化による役員のなり手不足等の課題を抱えている管理組合の組織化や総会の開催等の組織運営について、マンション管理士などの専門家を派遣し、助言及び指導等の支援を行います。

イ アドバイザー派遣支援

マンション管理士などの専門家を管理組合等へ派遣し、建物の維持管理や管理組合等の適正な運営等に関する相談に対してアドバイスをを行います。

(2) マンション管理組合サポートセンター事業

マンション関係団体と協働して管理組合と専門家の意見交換会等を開催し、管理組合同士及び管理組合と専門家の交流を促進します。

(3) マンション登録制度

新たな管理組合等の登録を推進し、管理組合の状況把握の充実を図ります。また、登録した管理組合等に対して講習会の案内等の情報を提供します。

3 再生初動期・準備期の支援

コーディネーター支援事業

マンションの建物や住環境等に係る将来検討やコミュニティの形成など、再生活動に主体的に取り組む管理組合等に対しコーディネーターを派遣し、当該活動が円滑に進むよう支援します。

4 再生検討期の支援

マンション再生支援事業

マンション再生のために大規模改修や建替構想等に関する検討を行う管理組合に対し、検討に要する費用の一部を補助します。

5 再生期の支援

バリアフリー化等支援事業

マンションの共用部分のバリアフリー化整備(傾斜路、手すり、昇降機の設置)に要する費用の一部を補助します。

6 啓発活動

管理組合啓発

マンション管理士等の専門家や事業者等と連携して、管理活動の重要性や手法等について、普及啓発を図ります。

【段階に応じた支援策】

日常管理段階		再生の活動段階		
		初動期・準備期	検討期	再生期
専門家派遣事業 管理組合活動活性化支援 アドバイザー派遣支援	管理組合サポートセンター事業 マンション登録制度	コーディネート支援事業	再生支援事業	バリアフリー化等支援事業 建替促進事業

建替促進事業は、「マンション建替促進事業」で実施。

【実績の推移・今後見込み】

事業名		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度見込	令和4年度見込
専門家派遣事業	管理組合活動活性化支援(件数)	-	-	-	4	5	12	12	16
	アドバイザー派遣支援(件数)	39	24	52	36	58	50	60	60
マンション管理組合サポートセンター事業(交流会参加組合数)		1,194	1,365	1,404	1,455	1,462	700	1,400	1,400
マンション登録制度(件数)		55	65	47	67	50	50	50	50
マンション管理組合実態把握調査(件数)		-	-	-	-	1,453	800	200	200
コーディネート支援事業(件数)		5	9	9	8	9	10	8	8
マンション再生支援事業(件数)		6	8	6	2	3	3	3	3
バリアフリー化等支援事業(件数)		30	27	19	21	22	20	20	20

【事業費の内訳】

事業名	令和3年度	令和2年度	差引	説明
マンション管理適正化事業				事業見直しに伴う減
委託費				
専門家派遣事業				事業見直しに伴う減
管理組合活動活性化支援				
委託費(継続分)				
委託費(新規分)				
アドバイザー派遣支援				検討委員会の隔年開催による増(実施:奇数年度)
報酬				
旅費				
消耗品費				
委託費				実績に伴う増
マンション管理組合サポートセンター事業	1,900	2,100	△200	
負担金	1,900	2,100	△200	コロナ対応に伴う減
マンション登録制度				データベース更新等に伴う増
印刷製本費				
委託費				
コーディネート支援事業				実績に伴う減
委託費				
補助金	5,200	5,200	0	
マンション再生支援事業	1,200	1,200	0	300千円を温対プラスで計上
バリアフリー化等支援事業	4,000	4,000	0	
管理組合啓発				事業見直しに伴う減
印刷製本費				
委託費				
事務費	695	695	0	
計	28,048	28,800	△752	

【事業スケジュール】

通年

【事業開始年度】

平成15年度:アドバイザー派遣事業
 平成26年度:コーディネート支援事業
 平成30年度:管理組合活動活性化事業

【根拠法令】

マンション管理適正化法、横浜市マンション・アドバイザー派遣事業制度要綱、横浜市マンション管理組合サポートセンター事業実施要綱、横浜市マンション・団地再生コーディネート支援事業制度要綱、横浜市マンション再生支援事業制度要綱、横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業制度要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長 加藤 忠義

係長 佐藤 智宏

長船 真二

係

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 住宅政策課]

事業名
10款 2項 4目
民間住宅関連支援事業

特記事項
中期計画-38の政策 ○
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	政策番号	主な施策番号
	22	5

令和2年度事業評価書番号	10-2-429
令和2年度事業評価書番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	3,589	1,615					1,974
補助事業	3,588	1,615					1,973
単独事業	1	補助率 45%					1
令和2年度	5,511	2,435					3,076
増△減	△ 1,922	△ 820	0	0	0	0	△ 1,102

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予事業費	9,441	8,301	7,885
算市債+一般財源	6,156	5,016	4,555
決算事業費	8,258	7,708	6,716
算市債+一般財源	4,996	4,560	4,067

歳出	令和4年度	令和5年度
予事業費	3,589	3,589
算市債+一般財源	1,974	1,974

方針の確認/決裁
 (H16年8月局長決裁) ・ 無

【事業の目的・必要性】

- ・多様化する高齢者の住まいへのニーズに対し、円滑な住み替えを支援するため、住み替え等のアドバイスや高齢者向けの住宅、施設の情報提供を行います。
- ・子育てしやすい住環境の形成を図るため、子育て期の居住に適した仕様の住戸に地域向け子育て支援施設を備えた集合住宅を認定することにより、子育て世帯の住生活の向上に寄与することを目的とします。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

①高齢者住替え促進事業

高齢者の円滑な住替えを支援するため、住宅施策と福祉施策の連携のもと、高齢者向け住宅や施設の情報など総合的な相談窓口を運営するとともに、高齢者がより身近な場所で相談できるよう、市民利用施設等への出張相談を実施します。

②地域子育て応援マンション認定事業

住宅の広さや遮音性、バリアフリー等の住宅性能を満たし、保育所などの地域向け子育て支援施設を併設したマンションを、「地域子育て応援マンション」として認定します。(こども青少年局との共管事業)

【実績及び今後見込み】

①高齢者住替え促進事業 (年度ごと実績、R2・R3は見込み)

令和3年度については、近年、高齢者からの相談が増えていることや、あんしん入居事業廃止により件数の増加を見込んでいます。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2 見込	R3 見込
住替え相談件数	727	436	622	463	386	434	346	416	350	422	400	500

【事業費の内訳】

事業名	3年度	2年度	差引	説明
民間住宅あんしん入居事業				事業廃止による減
高齢者住替え促進事業				相談件数の増、事業内容見直しによる増
地域子育て応援マンション認定事業				
計	3,589	5,511	△ 1,922	

【事業スケジュール】

通年

【事業開始年度】

平成16年度

【根拠法令】

横浜市民間住宅あんしん入居事業要綱、横浜市高齢者住替え促進事業制度要綱、横浜市住宅リフォーム等支援事業補助金交付要綱
 横浜市地域子育て応援マンション認定制度要綱

【根拠とするデータ等】

横浜市住生活基本計画 (平成30年2月改定)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 松本 光司	係長 松川 克史	係 畝川 愛美
--------------------	-------------	-------------	------------

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 住宅政策課]

事業名
10款 2項 4目 住宅施策推進事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
22	4

令和2年度 事業評価書 番号	10-2-4 30
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和3年度	34,480	10,150		3,600			20,730
補助事業	21,200	10,150					11,050
単独事業	13,280	※補助率欄外参照		3,600			9,680
令和2年度	21,558	5,050		3,600			12,908
増△減	12,922	5,100	0	0	0	0	7,822

※空き家対策総合支援事業6,100千円(補助率50%)、社資交4,050千円(補助率45%)

歳出		平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算	事業費	3,584	15,100	9,698
	市債+一般財源	△ 16	11,500	6,098
決算	事業費	2,967	8,860	7,538
	市債+一般財源	△ 633	5,234	3,912

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	21,300	21,300
算	市債+一般財源	15,200	15,200

方針の確認/決裁

(有) () ・無

【事業の目的・必要性】

本市の住宅施策については、横浜市住宅政策審議会の答申や、住宅マスタープランである「横浜市住生活基本計画」、「横浜市空家等対策計画」等に基づき施策を推進していくことが求められています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、在宅勤務やテレワークの拡大など、働き方や住まい方に大きな変化が生じている中、住まいの質の向上や、「住む」住宅地から、多様な世代が「住む」「活動する」「働く」を実現できる住宅地へ転換など、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化を的確に把握し、計画を策定することが必要です。

令和3年度は、「住生活基本計画(全国計画)」の次期改定(令和3年3月予定)を踏まえ、「横浜市住生活基本計画」改定(令和4年度予定)に向け、住宅政策審議会を開催し、検討していきます。

総合的な空家等対策の推進については、引き続き関係区局や専門家団体等と連携し、空家化の予防、流通活用の促進に向けて、普及啓発や空家活用方策等の検討を進めます。

災害時対応住宅施策については、救助実施市として引き続き応急仮設住宅の供与等の迅速化に向けて、建設候補地のデータベース作成など検討・調査等を実施します。

震災や風水害などの災害に強いマンションの形成及びマンション住民を含めた地域の防災力の向上を図ることを目的として、防災性の向上に係る一定の基準を満たす優良なマンションを「地域防災力向上マンション(仮称)」として認定しま

【令和3年度実施内容及期待される効果】

- 住宅政策審議会・空家等対策協議会・各種計画策定等
 - 住生活基本計画改定に向けた検討等業務委託
 - 住宅政策審議会(全5回)・専門部会(全5回)・空家等対策協議会(全2回)
 住宅政策に関する立案や施策の充実に向け、市場動向等の調査・分析、審議会等での議論を経て、社会情勢の変化や市民ニーズを的確に反映した計画を策定します。
- 総合的な空家等対策の推進
 - 関係区局や専門家団体等と連携し、空家化の予防、流通活用の促進に向けて、普及啓発や空家活用方策等を実施
 - 居住中の段階から準備を進めてもらうことや、市場での流通を促進することにより、管理不全な空家の増加の抑制に繋がります。
- 災害時対応住宅施策
 - 応急仮設住宅の供与等の迅速化に向けた検討・調査等(配置計画の作成等)
 - 平時において、応急仮設住宅等の供与の準備を進めることにより、発災時の住まいに関する支援の円滑化に繋がります。
- 地域防災力向上マンション認定制度
 - 認定制度開始に伴いマンション事業者及び管理組合への制度周知を実施
 - 認定によって震災や風水害などの災害に強いマンションの形成及びマンション住民を含めた地域の防災力の向上に繋がります。

【実績及び今後見込み】

(1) 住宅政策審議会・空家等対策協議会・各種計画策定等	
27年度	住宅政策審議会、市営住宅の供給に係る基本計画策定、横浜市空家等対策計画の策定
28年度	住宅政策審議会(横浜市住生活基本計画の見直し検討)及び横浜市公営住宅等長寿命化計画の改定骨子の検
29年度	横浜市住生活基本計画及び横浜市高齢者居住安定確保計画の改定、横浜市賃貸住宅供給促進計画の策定
30年度	横浜市賃貸住宅供給促進計画の改定検討、第2期横浜市空家等対策計画の策定
R1年度	横浜市賃貸住宅供給促進計画の改定、空家等対策協議会の運営
R2年度見込み	住生活基本計画改定に向けた検討等業務委託、横浜市高齢者居住安定確保計画の改定、空家等対策協議会の運営
R3年度予定	住生活基本計画改定に向けた検討等業務委託及び住宅政策審議会の運営、空家等対策協議会の運営

(2) 総合的な空家等対策の推進

	主な実施内容
R1年度	空家所有者のための活用スタートアップ支援事業実施、空家の総合案内窓口の設置、区役所での空家相談
R2年度見込み	専門家団体等と連携した情報発信・啓発活動、区局連携によるモデル検証事業の実施、空家等対策の課題解決に向けた取組強化
R3年度予定	専門家団体等と連携した情報発信・啓発活動、区局連携によるモデル検証事業の実施、空家等対策の課題解決に向けた取組強化

(3) 災害時対応住宅施策

	主な実施内容
21年度	応急仮設住宅建設候補地データベース作成(359箇所)
22～24年度	—
25年度	応急仮設住宅建設候補地データベースの拡充(152箇所)
26年度	応急仮設住宅建設候補地データベースの拡充(456箇所)
27年度	応急仮設住宅建設候補地データベースの拡充(97箇所)及び更新、住宅復興実務マニュアル(骨子案)作成
28年度	応急仮設住宅建設候補地データベースの更新等、住宅復興実務マニュアルの整備・拡充、庁内共有化に向けた準備
29年度	住宅復興実務マニュアルの策定、応急仮設住宅供給マニュアルの修正、庁内共有化
30年度	住宅復興実務マニュアルの検証・机上訓練の実施等、応急仮設住宅建設候補地データベースの更新等
R1年度	応急仮設住宅の供与等の迅速化に向けた検討・調査等(配置計画作成、マニュアル整備等)
R2年度見込み	応急仮設住宅の供与等の迅速化に向けた検討・調査等(配置計画作成等)
R3年度予定	応急仮設住宅の供与等の迅速化に向けた検討・調査等(配置計画作成等)

【事業費の内訳】

(1) 住宅政策審議会・空家等対策協議会・各種計画策定等

(単位：千円)

	R3年度	R2年度	差引	内 容
報酬等	2,008	0	2,008	住宅政策審議会の運営等
報償費等	367	367	0	空家等対策協議会の運営等
住生活基本計画改定に向けた検討等業務委託等				分析、調査、検討費、印刷費等

(2) 総合的な空家等対策の推進

(単位：千円)

	R3年度	R2年度	差引	内 容
空家予防・活用業務				空家等対策の課題解決に向けた検討等
普及啓発等	1,690	1,452	238	無料相談会の開催、情報発信・啓発活動

(3) 災害時対応住宅施策

(単位：千円)

	R3年度	R2年度	差引	内 容
検討・調査等業務				調査・検討等(配置計画作成等)

(4) 地域防災力向上マンション認定制度

(単位：千円)

	R3年度	R2年度	差引	内 容
普及啓発等				プレート作成等

【事業スケジュール】

住宅政策審議会(全5回)・専門部会(全5回)・空家等対策協議会(全2回)(時期未定)
空家等無料相談会 年4回程度開催(時期未定)

【事業開始年度】

住宅政策審議会・空家等対策協議会・各種計画策定等 : 平成7年度
空家等対策協議会 : 平成27年度
横浜市住生活基本計画(現計画) : 平成29年度
総合的な空家等対策の推進 : 平成25年度
災害時対応住宅施策関係 : 平成21年度

【根拠法令】

住宅政策審議会・空家等対策協議会 : 住生活基本法、空家等対策の推進に関する特別措置法等
横浜市条例・横浜市住宅政策審議会条例
総合的な空家等対策の推進 : 空家等対策の推進に関する特別措置法
災害時対応住宅施策関係 : 災害救助法、災害対策基本法、公営住宅法

【根拠とするデータ等】

国勢調査、住生活総合調査、住宅・土地統計調査、横浜市住生活基本計画(平成30年2月改定)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	松本 光司	伊藤 博貴	小澤 竜也

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 住宅政策課]

事業名	
10 款 2 項 4 目	住まいに関する相談・情報提供事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
22	5

令和2年度 事業評価書 番号	10-2-4 31
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	42,382	19,045				23,337	
補助事業	42,324	19,045				23,279	
単独事業	58	補助率 45 %				58	
令和2年度	46,998	21,033				25,965	
増△減	△ 4,616	△ 1,988	0	0	0	△ 2,628	

歳出		平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費		52,800	46,390	46,660
算 市債+一般財源		29,310	25,726	25,823
決 事業費		48,637	45,923	46,220
算 市債+一般財源		28,262	25,341	25,462

歳出		令和4年度	令和5年度
予 事業費		42,382	42,382
算 市債+一般財源		23,337	23,337

方針の確認/決裁
有 () 無 (○)

◎住まいの相談推進事業

【事業の目的・必要性】

市民が身近な場所で住まいに関する総合的な相談が受けられるよう、民間事業者の実施する相談拠点と連携し、また市民利用施設を活用して、住まいに関する相談や情報提供を実施します。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

① ハウスクエア横浜で相談業務を実施。

・安全・安心住宅相談

[相談内容] 住まいの防犯対策、新築・増改築、耐震性の向上、バリアフリー化の促進、省エネ住宅の促進、その他住まいに関する一般的な相談

[相談日] 水曜日・年末年始を除く毎日

・マンション管理相談

[相談内容] マンションの防犯対策、共用部分の維持管理、管理組合の運営、その他マンション全般に関わる相談

[相談日] 毎週土曜日(予約制)

② 横浜市住まいの相談窓口の周知。

③ 市民が住生活について、市民利用施設等の身近な場所で相談できるよう、出張相談や講座を実施。

④ 横浜市住宅相談員を対象とした研修を実施。

⑤ 今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止による外出自粛により、自宅で長時間過ごす機会が増え、住宅相談のニーズも高まっていることから、今後も①～④について感染防止に努めつつ、継続・拡充に取り組む。

【実績及び今後見込み】

(単位：件)

相談件数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度(見込)	R3年度(見込)
ハウスクエア横浜	846	760	782	877	794	1,000	1,000
安全・安心住宅相談	808	735	760	840	762	950	950
マンション管理相談	38	25	22	37	32	50	50

【事業費の内訳】

	R3年度	R2年度	差引	説明
①住まいの相談推進事業業務委託				委託料積算の見直し
②住まいの相談窓口のPR				節減による見直し
③出前講座				実施回数見直し
④相談員研修	10	10	0	
合計				

【事業スケジュール】

①住まいの相談事業の実施(通年)

②出前講座(通年)

③相談員研修(3月)

【事業開始年度】

昭和61年度

【根拠法令】

横浜市中期4か年計画2018～2021、住まいの相談推進事業実施要領

【根拠とするデータ等】

横浜市住生活基本計画(平成30年2月改定)

◎ 人にやさしい住まいづくり体験館活用事業

【事業の目的・必要性】

本市の住宅施策と連携し、実際に「見て」「触れて」「感じる」という体験を通して、住生活への関心を高めていくことや住まいづくりの工夫など住情報提供を行うことにより、住宅の品質向上、住宅関連知識の普及を図ることを目的としています。

本市は、(株)日本住情報交流センターの所有する「ハウスクエア横浜」1階部分の床829.13㎡について賃貸契約を締結し、住情報の効率的な提供を図るため、「人にやさしい住まいづくり体験館」の施設を有効利用しています。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

在宅時間の長期化により、改めて住まいについて考える契機となっており、人にやさしい住まいづくり体験館においても、社会情勢を踏まえたタイムリーな情報発信ができるよう、民間企業の協力を得て、一部をリニューアルすることで、健康な住まいのあり方等について普及啓発を行い、市民の住宅関連知識の普及啓発を図ります。

【実績及び今後見込み】 来館者数 (単位：人)

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度(見込)	R3年度(見込)
77,712	81,285	83,682	88,373	81,248	80,000	80,000

【事業費の内訳】 (単位：千円)

	R3年度	R2年度	差引	説明
施設の維持・補修・活用				
体験館床賃料	38,123	42,412	△ 4,289	賃料の見直し
合計				

【事業開始年度】

平成6年度

【根拠法令】

【根拠とするデータ等】

横浜市住生活基本計画(平成30年2月改定)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	松本 光司	蛭川 雄治	飯田 大介

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 住宅政策課]

事業名
10款 2項 4目 サービス付き高齢者向け住宅登録事業

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	1,558	0					1,558
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	1,752						1,752
増△減	△194	0	0	0	0	0	△194

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	2,420	2,150	1,988
算 市債+一般財源	2,420	2,150	1,988
決 事業費	1,535	1,411	1,361
算 市債+一般財源	1,535	1,411	1,361

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	1,396	1,373
算 市債+一般財源	1,396	1,373

方針の確認/決裁
(有) (H23年10月局長決裁) ・無

【事業の目的・必要性】

「サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正により創設された制度で、高齢者にふさわしいバリアフリー構造等のハード面と、安心できる見守りサービス等を備えた住宅です。サ高住の登録事務については、都道府県、政令市、中核市が行うこととなっており、指定登録機関に委託することで効率的に登録業務を行っています。加えて、サ高住の適正な運営について登録事業者に指導するため、事業登録から5年が経過し登録の更新を迎える住宅と、新規に事業を開始する住宅を主な対象とした立入検査を、共管である健康福祉局と実施しています。

【サ高住の主な登録要件】

- ・原則として各住戸の床面積25㎡以上
- ・バリアフリー構造（段差解消、手すり設置、廊下幅確保等）
- ・高齢者生活支援サービスの提供（状況把握、生活相談サービス必須）
- ・権利金その他の金銭を受領しない契約
- ・家賃等の前払金を受領する場合の保全措置

【令和3年度実施内容と期待される効果】

登録業務について、指定登録機関に委託し実施します。
また、登録の更新を迎える住宅及び新規に事業を開始する住宅について、横浜市サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針に基づき、サ高住の適正な運営について登録事業者に指導を行います。

【実績及び今後見込み】

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度見込	R3年度見込
登録申請件数（新規）	11	4	5	3	8	7
登録申請件数（既存）	0	0	0	0	0	0
変更申請	54	57	62	55	80	70
更新申請（登録5年目）	—	17	16	19	12	11
計	65	78	83	77	100	88

【事業費の内訳】

	令和3年度	令和2年度	差引	説明
事務委託料				更新件数減による減
事務費				
合計	1,558	1,752	△194	

【事業スケジュール】

立入検査については、完成時及び5年ごとの更新時に加え、必要に応じて適宜行う。

【事業開始年度】

平成23年度

【根拠法令】

高齢者の居住の安定確保に関する法律

【根拠とするデータ等】

横浜市住生活基本計画（平成30年2月改定）

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	松本 光司	松川 克史	末廣 大樹

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 住宅再生課]

事業名
10 款 2 項 4 目
郊外住宅地再生支援事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
21	2
22	6

令和2年度 事業評価書 番号	10-2-4 32
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源
令和3年度	58,372	14,415		23,834		20,123
補助事業	32,032	14,415				17,617
単独事業	26,340	補助率 45 %		23,834		2,506
令和2年度	59,038	13,635		23,834		21,569
増△減	△ 666	780	0	0	0	△ 1,446

歳出		29年度	30年度	元年度
予 事業費		75,509	82,789	70,000
算 市債+一般財源		38,175	41,913	32,464
決 事業費		66,361	72,064	53,877
算 市債+一般財源		31,536	39,322	11,094

歳出		令和4年度	令和5年度
予 事業費		60,000	60,000
算 市債+一般財源		37,500	37,500

方針の確認/決裁
(有) (平成31年4月) ・無

1 大規模団地等の再生の推進

【事業の目的・必要性】

大規模団地（500戸以上かつ築40年以上、市内62団地）等を対象に、若年層の流入、多世代交流の促進、空き家対策、改修や建替えに合わせた地域に必要な機能誘導等の様々な視点から、再生に取り組みます。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

(1) 団地総合再生支援事業

居住世帯数や高齢化率等の現状を調査し、地理情報システム（GIS）も活用しながらデータ整備を行うとともに、住民が団地再生に取り組むきっかけになる様、取り組みを分かりやすく説明した市民向けリーフレットを作成します。また、専門家を派遣して団地の将来像を住民主体で作り上げていくための勉強会の開催や、コミュニティ活性化などの取組への補助など、地域の関係団体と連携を図りながら団地再生の取組を支援します。

(2) よこはま団地再生コンソーシアム

公的住宅供給団体等で構成される「よこはま団地再生コンソーシアム」では、令和3年度末に協定の最終年度を迎えるため、これまで取り組んできた団地の活性化、管理適正化、建替え、住替えの検討等の成果を取りまとめ、広く情報発信します。

【実績の推移・今後見込み】

事業名	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	令和2年度見込	令和3年度見込	令和4年度見込
団地総合再生支援事業（件数）	1	1	1	2	2	7	9	9

【事業費の内訳】

事業名	令和3年度予算	令和2年度予算	差引	説明
団地総合再生支援事業				・支援団地の増加による増 ・大規模団地調査及びGISデータ整備、市民向けリーフレット作成による増
団地再生コンソーシアム	500	1,000	△ 500	事業費の見直しによる
事務費	921	913	8	
計	23,693	20,453	3,240	

【事業スケジュール】

令和元年度から令和3年度まで、状況の異なる複数の団地においてモデル支援を実施
令和4年度から「団地総合再生支援事業」の本格実施

【事業開始年度】

平成25年度（団地総合再生支援事業）
平成29年度（ビジョン検討、コンソーシアム及び建替え等課題整理・検討）
平成31年4月（団地総合再生支援事業の方針再整理）

【根拠法令】

- ・南永田団地活性化支援事業 実施要綱
- ・西菅田団地総合再生支援事業 実施要綱
- ・金沢シーサイドタウン総合再生支援事業 実施要綱

2 持続可能な住宅地推進プロジェクト

【事業の目的・必要性】

産学公民の様々な主体と連携し、郊外住宅地の地域課題の解決に取り組むことで、持続可能な郊外住宅地やSDGs未来都市・横浜の実現を目指します。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

4地区それぞれの連携主体や特色を活かした取組を推進し、郊外住宅地における新たな価値の創造と誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに取り組むとともに、取組の成果を他の郊外住宅地にも展開していきます。

また、新型コロナウイルス感染拡大への対策として、Web会議等を活用する等、新しい生活様式に対応した取組を進めます。

ア 東急田園都市線沿線地域

「次世代郊外まちづくり基本構想2013」に基づき、歩いて暮らせる範囲に生活に必要な機能を配置し、それらを連携させるコミュニティ・リビングや郊外住宅地におけるエアーマネジメントの実現に向け、「たまプラーザ駅北側地区」において、郊外住宅地への働く場の導入の検討や、IoTを活用した生活支援や地域ビジネスの創出の検討・実証を進める。併せて、その成果を活用し、沿線の他地区への展開を図る。

イ 緑区十日市場町周辺地域

事業実施協定（20・21街区：H27年度締結、22街区：R元年度締結）に基づき、多様な住まいや子育て支援施設等を誘導するとともに、周辺地域も含めた地域交流や活動の活性化、魅力の発信、住替え支援等に取り組む。また、十日市場ヒルタウン内の未利用市有地について、民間活力の導入による土地活用の検討を進める。

ウ 相鉄いずみ野線沿線地域

「みらいに向けたまちづくりイメージブック2015」に基づき、沿線各駅での魅力的な地域資源を活かしたまちづくりに産学公民が連携して取り組む。これまでの取組を通して見えてきた農資源等の活用のほか、「健康」と「スポーツ」をテーマとして、より一層の地元への愛着心の醸成と地域活性化を図る。

エ 磯子区洋光台周辺地区

多世代近居のまちづくりを目指して、「洋光台まちづくりビジョン」を踏まえ、多世代交流・コミュニティ支援や既存ストックを活用したまちづくりを進める。地区内外の多様なステークホルダーとの連携により、賑わいの創出や環境配慮、防災対策などの同時解決を目指す取組を進める。

【実績の推移・今後見込み】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
東急田園都市線沿線地域	リーディングプロジェクトの実施、取組の情報発信	リーディングプロジェクトの実施、取組の情報発信	リーディングプロジェクトの実施、取組の情報発信、沿線他地区展開
緑区十日市場町周辺地域	事業者・大学・地域との連携強化、効果検証、22街区事業実施計画	事業者・大学・地域との連携強化、効果検証、22街区活用事業	事業者・大学・地域との連携強化、効果検証、22街区竣工
相鉄いずみ野線沿線地域	地域資源を活用した各駅周辺での取組推進、地域住民の参加促進	地域資源を活用した各駅周辺での取組推進、地域住民と連携した取組促進	地域資源を活用した各駅周辺での取組推進、地域住民主導の取組展開
磯子区洋光台周辺地区	地域情報拠点の試行的運営、洋光台エリア会議等の開催	まち開き50周年イベントとの連携	地域主導による洋光台エリア会議、地域情報拠点の運営

【事業費の内訳】

事業名	令和3年度	令和2年度	差引	説明
持続可能な住宅地推進プロジェクト	33,700	37,500	△ 3,800	
東急田園都市線沿線地域	13,500	15,000	△ 1,500	SDGs未来都市：事業の進捗による減
緑区十日市場町周辺地域	13,000	14,500	△ 1,500	SDGs未来都市：事業の進捗による減
相鉄いずみ野線沿線地域	4,500	5,000	△ 500	SDGs未来都市：事業の進捗による減
磯子区洋光台周辺地区	2,700	3,000	△ 300	SDGs未来都市：事業の進捗による減
事務費	979	1,085	△ 106	
合計	34,679	38,585	△ 3,906	

【事業スケジュール】

「実績の推移・今後の見込み」のとおり、各エリアの事業については令和3年度以降も継続実施予定。

【事業開始年度】

ア 東急田園都市線沿線地域	24年度
イ 緑区十日市場町周辺地域	25年度
ウ 相鉄いずみ野線沿線地域	25年度
エ 磯子区洋光台周辺地区	24年度

【根拠法令】

- ・横浜市環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地整備事業者選定委員会条例
- ・横浜市SDGs未来都市計画

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	加藤 忠義	佐藤 智宏	長船 真二

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 住宅再生課]

事業名
10款 2項 4目
マンション建替促進事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
22	3

令和2年度 事業評価書 番号	10-2-4 33
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	10,000	5,000					5,000
補助事業 単独事業	10,000	5,000					5,000
		補助率 50 %					
令和2年度	19,120	9,560					9,560
増△減	△ 9,120	△ 4,560	0	0	0	0	△ 4,560

歳出	29年度	30年度	元年度
予 事業費	0	73,000	52,000
算 市債+一般財源	0	36,500	26,000
決 事業費	0	23,000	29,100
算 市債+一般財源	0	11,500	14,550

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	30,000	60,000
算 市債+一般財源	15,000	30,000

方針の確認/決裁
(有) (平成29年1月) ・ 無

【 事業の目的・必要性 】

耐震性不足や管理不全など、危険性・緊急性の高い老朽マンションについて、区分所有者が合意形成を進めながら自己負担により再建するマンション建替事業に対して、建替えの合意形成等に要する費用の一部を補助する事業です。この事業により、老朽マンションの円滑な建替えを進めることで、居住者及び周辺の安全確保と良好な居住環境の整備を図ります。

【 令和3年度実施内容と期待される効果 】

令和3年度はマンション管理組合が行う、建替えの事業計画の作成や、基本設計の費用の一部を補助します。

【 実績の推移・今後見込み 】

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度見込	令和4年度以降
建替促進事業 (件数)	0	0	1	2	2	1	1

【 事業費の内訳 】

事業名	令和3年度	令和2年度	差引	明
マンション建替促進事業	10,000	19,120	△ 9,120	事業進捗による減

【 事業スケジュール 】

平成30年度からモデル事業（2件想定）を実施。
1件については、平成30年度から令和2年度（事業完了）
1件については、令和元年度から令和7年度（見込）

【 事業開始年度 】

平成18年度 （平成30年度制度改正）

【 根拠法令 】

マンションの建替え等の円滑化に関する法律
横浜市マンション建替促進事業制度要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	加藤 忠義	田島 剛	平山 峻

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

〔 建築局 住宅政策課 〕

事業名
10 款 2 項 4 目
省エネ住宅普及促進事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
10	5
22	5

令和2年度 事業評価書 番号	10-2-4 34
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	47,750	750				47,000	
補助事業	1,000	750				250	
単独事業	46,750					46,750	
令和2年度	46,500	750				45,750	
増△減	1,250	0	0	0	0	1,250	

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	49,100	48,100	48,600
算 市債+一般財源	49,100	48,100	48,100
決 事業費	41,457	46,436	46,109
算 市債+一般財源	41,457	46,436	45,664

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	48,500	48,500
算 市債+一般財源	48,500	48,500

方針の確認/決裁
有 (平成26年6月) ・無

【 事業の目的・必要性 】

平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、家庭部門のCO2排出量を2030年度に約4割削減する目標(2013年度比)が設定されており、本市でもCO2排出量削減に積極的に取り組んでいます。本市では家庭部門のCO2排出量割合が最も多く、高断熱性能と高効率設備による住宅の省エネ化の実現が急務となっています。「省エネ」かつ「健康」な住まいの基本となる室内温度差の少ない断熱性能の高い住宅の普及に向けて、「省エネ住宅補助制度」「省エネ住宅相談員登録制度」、「よこはま省エネルギー住宅アカデミー」を実施します。これらの取組により持家、賃貸に関わらず、戸建て、共同住宅等、すべての住宅において温室効果ガス排出量削減を図り、市内企業の技術力向上及び市民への普及啓発等を推進し、本市の環境と経済を牽引します。

【令和3年度実施内容及期待される効果】

(1) 省エネ住宅補助制度

① 既存住宅向け

・市内に165万戸ある既存住宅向けに、環境性能を向上させ、併せて「健康」の要素を備えたエコリノベーション(省エネ改修)を推進することを目的に、既存住宅の省エネ改修工事等に要する費用の一部を補助します。

② 賃貸住宅向け

・市内に60万戸ある賃貸住宅向けに、環境性能を向上させ、併せて「健康」の要素を備えた賃貸住宅の普及促進を目的に省エネ賃貸住宅の入居者モニターへの補助を実施します。

補助事業により断熱性能の高い住宅のより一層の普及促進を図ります。また、補助を受けた住宅のエネルギー消費量のデータを取得、効果を確認し、その実績をアカデミー等の機会を通じて情報発信し、活用します。

(2) 省エネ住宅相談員登録制度

・住宅の省エネ化に関する一定の知識を有する建築士等を省エネ住宅相談員として登録するとともに、知識・技術向上を図るための研修会を実施します。また、省エネ住宅相談員による市民の相談対応及び情報提供を行うことで、省エネ住宅の普及につなげます。

(3) アカデミー等の普及啓発

・市民及び市内企業等を対象に、多様な主体と連携した情報発信や省エネ住宅相談員による市民向けの出張相談会等により住宅の省エネ化の普及を積極的に推進します。

【 事業費の内訳 】

	令和3年度	令和2年度	差引	説明
省エネ住宅補助費	19,000	23,600	△ 4,600	補助単価、件数の見直しによる減
省エネ住宅補助審査業務費				審査に係る人件費の見直しによる減
省エネ住宅相談員登録制度運営費				
アカデミー等の普及啓発費				普及啓発に資する調査委託費用の見直しによる増
会場借上げ費	250	250	0	
パンフレット等印刷費				
合計	47,750	46,500	1,250	

【 事業スケジュール 】

- (1) 省エネ住宅補助制度 二期に分けて実施予定
 (2) 省エネ住宅相談員登録制度 通年(登録講習会12月実施予定)
 (3) アカデミー等の普及啓発 通年

【 事業開始年度 】

- ・省エネ住宅相談員登録制度 : 平成24年度
 ・住宅省エネ補助制度 : 平成26年度

【 根拠法令 】

- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- 横浜市区省エネ住宅相談員登録制度実施要綱
- 省エネ住宅普及促進事業 横浜市区住まいのエコリノベーション(省エネ改修)補助制度要綱

【 根拠とするデータ等 】

「横浜市区温暖化対策進捗状況把握調査」、環境省「2015年度(平成27年度)温室効果ガス排出量(確報値)」

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	松本 光司	小菅 美智子	杉江 知樹